

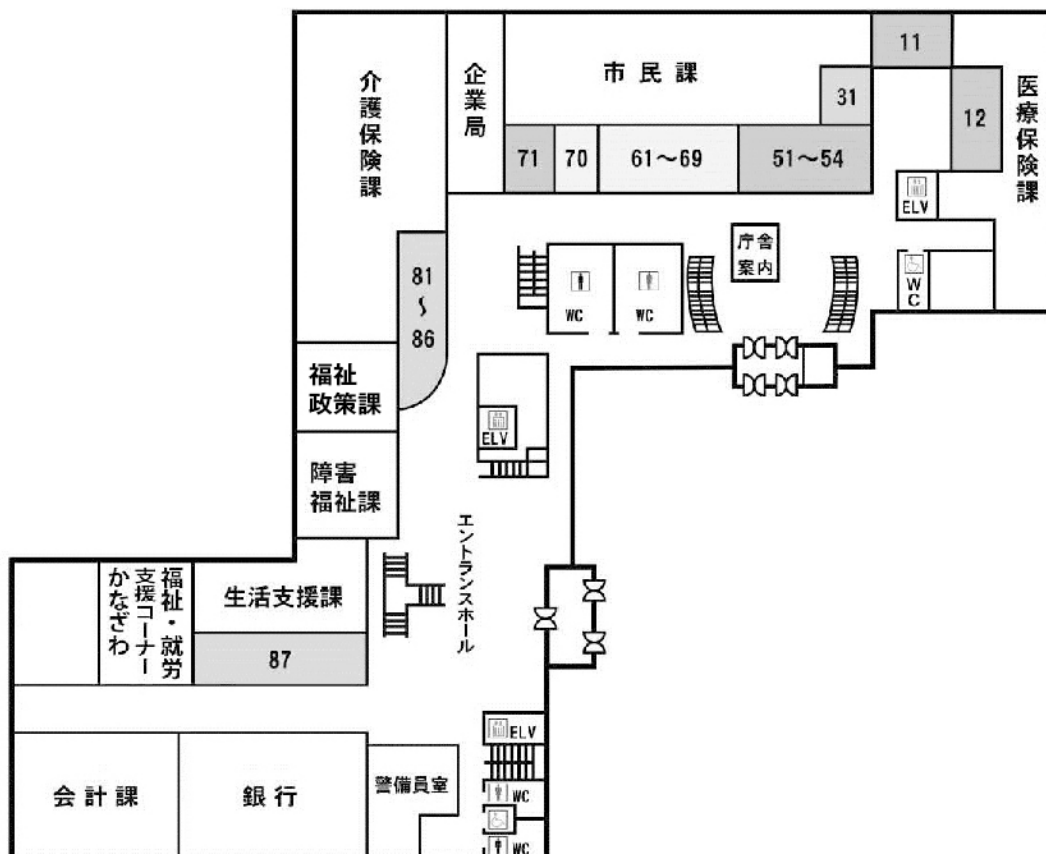
身体・知的・精神に 障害がある方の便利帳



(2021年8月 現在)
金沢市社会福祉事務所

金沢市役所 第一本庁舎 1階窓口のご案内

11・12	国民健康保険 後期高齢者医療	加入、脱退 医療費請求、納付相談
31	市営墓地	墓地の相談、受付
51～54	戸籍届	出生、婚姻、養子縁組などの届出
61～69	住民異動届・諸証明	住民異動届、印鑑登録 住民票、戸籍などの証明
70	諸証明の交付窓口	
71	国民年金	国民年金の届出、請求
81～86	福祉と健康の 総合窓口	介護保険 高齢者、障害のある人への支援 医療費助成
87	その他の福祉相談	生活保護
子育て支援課 (2階)		児童手当、児童扶養手当 ひとり親家庭等の相談



は じ め に

この便利帳は、身体・知的・精神に障害がある方そしてその家族の方が、日々の暮らしの中で手引として広くご活用いただけるように編集作成したものです。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳制度など、障害のある方の福祉施策のほぼすべてについてわかりいただけるかと存じます。

なにぶんにも限られた紙面ですので、行き届かぬところ、おわかりになりにくいところも多いかと存じますが、ご意見、お気づきのところがあればお聞かせいただいて、今後の編集に反映させていきたいと考えております。

この便利帳が皆様の生活の中で少しでもお役に立つことがあれば幸いと存じます。

1. 記載の内容は、令和3年8月現在です。制度改正に伴い、変更されるものもあります。
2. この便利帳では、制度の概要について記載してありますので、詳しいことについてはそれぞれの窓口、問い合わせ先にお尋ねください。

各機関に電話、FAXでのお問い合わせの際には、おかけ間違いのないようご注意ください。

目次

身体に障害のある方

身体障害者制度のあらまし	・身体障害者とは ・身体障害者手帳とは ・手帳の再交付とは	1 1 1	・その他の手続等 ・援護を実施する機関	2 2
生活の保障	・年金・給付金 ・手当 ・扶養共済 ・福祉定期預金について	16 27 34 36	・生活保護制度について ・歳末見舞金について ・生活困窮者自立相談支援事業について ・障害者虐待の防止について	37 38 38 41
障害者総合支援法のあらまし	・障害者総合支援法の全体像 ・利用者負担について ・サービス利用の流れ	42 43 45	・サービス等利用計画・障害児支援利用計画(かなざわ安心プラン)について ・地域生活支援事業	46 47
暮らしのあらまし	・補装具の交付とは ・日常生活用具の給付とは ・その他日常生活の不便を補うもの	49 52 59	・統合保育とは ・各種割引・減免 ・社会参加のための各種施策	62 62 71
税金	・障害のある方に関する所得税及び市・県民税の控除について ・心身障害者扶養共済掛金の控除について	89 90	・相続税の障害者控除について ・非課税とされる給付金等について ・自動車にかかる諸税の免税について	91 91 91
住まい	・公営住宅入居について ・住宅改造費助成(要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成制度)とは	98 98	・障害のある方のための住まい(施設)とは	99
健康と医療	・更生・育成医療 ・小児慢性特定疾病医療とは ・特定医療(指定難病)とは ・心身障害者医療費助成とは	100 102 103 107	・産科医療補償制度とは ・後期高齢者医療制度とは ・その他 ・健康な生活のための各種施策	108 108 110 110
就学	・通級による指導・特別支援学級 ・特別支援学校	116 119	・特別支援教育就学奨励費の支給とは	121
就労と職業訓練	・就労支援援護とは ・障害のある方の職業相談 ・職業訓練 ・継続雇用奨励金について	122 122 123 128	・安定雇用促進奨励金について ・施設で作業をしたい方 ・障害者就労促進事業について	128 129 129
資金の貸付け	・生活福祉資金貸付制度	130	・勤労者小口資金融資制度とは	133
施設	・金沢市障害児通園施設「ひまわり教室」 ・地域活動支援センター ・金沢市障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」	134 134 134	・金沢市松ヶ枝福祉館 ・金沢福祉用具情報プラザ ・金沢市教育プラザ ・金沢市内の施設	135 135 135 136
参考資料	・身体障害者障害程度等級表(1) ・身体障害者障害程度等級表(2) ・身体障害者相談員名簿	148 150 152	・地区民生委員・児童委員協議会所在地一覧 ・関係機関・各団体等	154 156

目次

知的に障害のある方

知的障害者制度 のあらまし	・知的障害者とは ・療育手帳とは	4 4	・援護を実施する機関	5
生活の保障	・年金・給付金 ・手当 ・扶養共済 ・福祉定期預金について ・生活保護制度について	16 27 34 36 37	・歳末見舞金について ・生活困窮者自立相談支援事業について ・日常生活自立支援事業について ・成年後見制度について ・障害者虐待の防止について	38 38 39 40 41
障害者総合支援法 のあらまし	・障害者総合支援法の全体像 ・利用者負担について ・サービス利用の流れ	42 43 45	・サービス等利用計画・障害児支援利用 計画(かなざわ安心プラン)について ・地域生活支援事業	46 47
暮らしのあらまし	・日常生活用具の給付とは ・統合保育とは ・各種割引・減免	52 62 62	・社会参加のための各種施策	71
税金	・障害のある方に関する所得税 及び市・県民税の控除について ・心身障害者扶養共済掛金の 控除について	89 90	・相続税の障害者控除について ・非課税とされる給付金等について ・自動車にかかる諸税の免税に ついて	91 91 91
住まい	・公営住宅入居について	98	・障害のある方のための 住まい(施設)とは	99
健康と医療	・小児慢性特定疾病医療とは ・特定医療(指定難病)とは ・心身障害者医療費助成とは	102 103 107	・後期高齢者医療制度とは ・その他 ・健康な生活のための各種施策	108 110 110
就学	・通級による指導・特別支援学級 ・特別支援学校	116 119	・特別支援教育就学奨励費の 支給とは	121
就労と職業訓練	・就労支援援護とは ・障害のある方の職業相談 ・職業訓練 ・継続雇用奨励金について	122 122 123 128	・安定雇用促進奨励金について ・施設で作業をしたい方 ・障害者就労促進事業について	128 129 129
資金の貸付け	・生活福祉資金貸付制度	130	・勤労者小口資金融資制度とは	133
施設	・金沢市障害児通園施設 「ひまわり教室」 ・地域活動支援センター ・金沢市障害者高齢者体育館 「駅西むつみ体育館」	134 134 134	・金沢市松ヶ枝福祉館 ・金沢市教育プラザ ・金沢市内の施設	135 135 136
参考資料	・知的障害者相談員名簿 ・地区民生委員・児童委員協議会 所在地一覧	153 154	・関係機関・各団体等	156

目次

精神に障害のある方

精神障害者制度 のあらまし	・精神障害者とは ・精神障害者保健福祉手帳とは ・援護を実施する機関（支援相談できるところ）	7 7 9	・集い・憩うこと ・家族会その他	14 15
生活の保障	・年金・給付金 ・手当 ・扶養共済 ・福祉定期預金について ・生活保護制度について	16 27 34 36 37	・生活困窮者自立相談支援事業について ・日常生活自立支援事業について ・成年後見制度について ・障害者虐待の防止について	38 39 40 41
障害者総合支援法 のあらまし	・障害者総合支援法の全体像 ・利用者負担について ・サービス利用の流れ	42 43 45	・サービス等利用計画・障害児支援利用 計画（かなざわ安心プラン）について ・地域生活支援事業	46 47
暮らしのあらまし	・日常生活用具の給付とは ・統合保育とは ・各種割引・減免	52 62 62	・社会参加のための各種施策	71
税金	・障害のある方に関する所得税 及び市・県民税の控除について ・心身障害者扶養共済掛金の 控除について	89 90	・相続税の障害者控除について ・非課税とされる給付金等について ・自動車にかかる諸税の免税に ついて	91 91 91
住まい	・公営住宅入居について	98	・障害のある方のための 住まい（施設）とは	99
健康と医療	・精神通院医療とは ・後期高齢者医療制度とは ・その他 ・健康な生活のための各種施策	101 108 110 110	・金沢市近郊精神科病院・ 診療所一覧 ・石川県精神科救急医療体制 整備事業	12 13
就学	・通級による指導・特別支援学級 ・特別支援学校	116 119	・特別支援教育就学奨励費の 支給とは	121
就労と職業訓練	・就労支援制度とは ・障害のある方の職業相談 ・職業訓練 ・継続雇用奨励金について	122 122 123 128	・安定雇用促進奨励金について ・施設で作業をしたい方 ・障害者就労促進事業について	128 129 129
資金の貸付け	・生活福祉資金貸付制度	130	・勤労者小口資金融資制度とは	133
施設	・金沢市障害児通園施設 「ひまわり教室」 ・地域活動支援センター ・金沢市障害者高齢者体育館 「駅西むつみ体育館」	134 134 134	・金沢市松ヶ枝福祉館 ・金沢市教育プラザ ・金沢市内の施設	135 135 136
参考資料	・精神障害者相談員名簿 ・地区民生委員・児童委員協議会 所在地一覧	154 154	・関係機関・各団体等	156

身体障害者制度のあらまし

身体障害者とは

誰でも身体に障害があれば、身体障害者といえるわけですが、身体障害者福祉法という法律で定められている身体障害者とは、身体障害者手帳の交付を受けた人をいいます。

身体障害者手帳とは

1. 身体障害者であることを証明する手帳で、身体障害者福祉法に定める程度の障害がある方に交付されます。この場合、申請することが必要です。
2. 手帳交付の対象となる障害、等級区分については148頁参考資料中の身体障害者障害程度等級表をご覧ください。
3. 法律で定められた支援を受けるためには、手帳の交付を受けていることがどうしても必要ですが、このほかにも JR旅客運賃等の割引、医療費助成のように、各種の制度を利用するためにも、手帳は欠くことができない大事なものです。

手帳の再交付とは

1. 手帳の交付を受けたときよりも障害の程度が重くなったり、軽くなったとき、又は新たな障害がおきたときには、等級を変更することができます。
2. 障害程度に変化が予想される方で、手帳交付時に再認定を受けていただくようお知らせした方は再認定の手続きが必要です。（再認定時期の2カ月ほど前にお知らせします。）
3. 手帳を紛失したり破損したときには、再交付の手続きが必要です。

〈申請に必要なもの〉

- ・ 交付（再交付）申請書
- ・ 市長の指定する医師の診断書（紛失・破損の場合は不要）
- ・ 顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚
- ・ 個人番号カード

※代理の方が窓口に来る場合は、上記書類に加え、窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など写真つきのものならば1点、健康保険証など写真のついていないものならば2点）

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81番～86番）

又は各福祉健康センター・各市民センター

申請書・診断書の用紙は障害福祉課又は各福祉健康センター・各市民センターにあります。

その他の手続等

次のような場合は、手帳を持参の上で手続きしてください。

- ・居住地を変更したとき。（居住地変更届）
- ・氏名を変更したとき。（氏名変更届）
- ・本人が死亡したとき。（返還届）

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81番～86番）

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

なお、市内間の居住地変更届・氏名変更届・返還届は各福祉健康センター・各市民センターでできます。

援護を実施する機関

◇福祉事務所

いろいろな相談を受けたり、支援するのは、福祉事務所（金沢市の場合は障害福祉課）です。施設への入所や制度のことなど、何でもお尋ねください。

◇石川県身体障害者更生相談所

身体に障害のある方に関する問題につき、家族その他からの相談に応じたり専門的な立場からいろいろ判定を行い、また、それに関連した指導などを行っています。

〈所在地〉金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内

☎ 223-9557 FAX 223-9563

◇金沢市教育プラザ こども相談センター（金沢市児童相談所）

身体障害者更生相談所とほぼ同様のことを行います。

〈所在地〉金沢市富樫3-10-1 金沢市教育プラザ富樫5号館

☎ 243-4158 FAX 243-1123

◇福祉健康センター

身体に障害のある児童の療育について、指導を行ったり、自立支援医療の給付を行います。

〈所在地〉

泉野福祉健康センター 泉野町 6-15-5 ☎ (代)242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター 元町 1-12-12 ☎ (代)251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター 西念 3-4-25 ☎ (代)234-5103 FAX 234-5104

◇身体障害者相談員

家庭における養育、生活に関する相談に応じ必要な助言、指導を行うほか、関係機関への連絡、身体に障害のある方に対する援護についての考え方の普及なども行います。

相談員は障害のある方々なので、同じ障害のある方の立場から身近な相談に応じる等、地域の中で活動しています。

〔注〕身体障害者相談員名簿 ☞ 152頁

◇民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、障害のある方やその家族の相談に応じ、自立更生へ向けての援助指導を行うとともに、福祉事務所、その他の関係行政機関などと連絡協力して社会福祉の増進に努めています。

お近くの民生委員児童委員がおわかりにならないときは、地区の民生委員児童委員協議会にお尋ねください。

〔注〕地区民生委員・児童委員協議会所在地一覧 ☞ 154頁

◇苦情解決等専門委員会

障害福祉サービスに関する苦情は「苦情解決等専門委員会」へご相談ください。

金沢市障害者施策推進協議会 苦情解決等専門委員会

電 話 番 号 076-220-2289

F A X 番 号 076-232-0294

電子メール kujoutou@city.kanazawa.lg.jp

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23016/syougai/kujoutou/>

相談受付時間 午前 9:00～午後 5:00（土・日・祝日等は除く）

（F A X、電子メールは24時間受付）

知的障害者制度のあらまし

知的障害者とは

知的障害者福祉法では定義づけられておらず、その概念規定も統一されていませんが、一般には知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある方をいうものとされています。

療育手帳とは

1. 知的障害のある方（児）に対する各種の援助措置を受け易くするための手帳で、申請により知的障害と判定された方（児）に石川県から交付されます。
2. 障害の程度はA（重度）、B（その他）の2種類です。

級別	障 害 の 程 度
A	(1) 知能指数が、おおむね35以下の児童であって、次のいずれかに該当するもの。 ア. 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であること。 イ. 頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、寡動、その他の問題行為を有し、監護を必要とするものであること。 (2) 盲（強度の弱視を含む。）若しくはろうあ（強度の難聴を含む。）又は肢体不自由を有する児童であって知能指数がおおむね50以下の知的障害児。
B	上記に該当するもの以外の程度のもの。

〔注〕 手帳には再判定が必要な場合があります。手帳の「再判定の時期」欄に次の判定年月日が記載されていたら、3～4カ月前には再判定の手続きを行うよう心がけてください。

〈窓口〉 金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81番～86番）
 泉野福祉健康センター

泉野町 6-15-5 ☎（代）242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター

元町 1-12-12

☎ (代)251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター

西念 3-4-25

☎ (代)234-5103 FAX 234-5104

〈問い合わせ先〉障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

〈お持ちいただくもの〉

①新規の場合

顔写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm） 1 枚

②再交付・再判定申請の場合

顔写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm） 1 枚

療育手帳

※新規・再判定申請の場合は、身体障害者手帳をお持ちの方は身体障害者手帳をお持ちください。

③住所・氏名変更の場合

手帳

援護を実施する機関

◇福祉事務所

いろいろな相談を受けたり、支援をするのは福祉事務所（金沢市の場合は障害福祉課）です。施設への入所や制度のことなど、何でもお尋ねください。

◇石川県知的障害者更生相談所

知的障害のある方の支援や、家庭その他からの相談に応じたり、専門的な立場からいろいろ判定を行い、また、それに関連した指導などを行っています。

〈所在地〉金沢市本多町 3-1-10 石川県社会福祉会館内

☎ 223-9557 FAX 223-9563

◇金沢市教育プラザ こども相談センター（金沢市児童相談所）

18歳未満の児童について、知的障害者更生相談所とほぼ同様のことを行います。

〈所在地〉金沢市富樫 3-10-1 金沢市教育プラザ富樫 5 号館

☎ 243-4158 FAX 243-1123

◇知的障害者相談員

家庭における養育、生活に関する相談に応じ必要な助言、指導を行うほか、関係機関への連絡、知的障害のある方に対する援護についての考え方の普及なども行います。

相談員は、知的障害のある方の保護者の中から選ばれているので、身近な相談に応じ地域の中で活動しています。

〔注〕 知的障害者相談員名簿 ☞ 153頁

◇民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、障害のある方やその家族の相談に応じ、自立更生へ向けての援助指導を行うとともに、福祉事務所、その他の関係行政機関などと連絡協力して社会福祉の増進に努めています。

お近くの民生委員児童委員がおわかりにならないときは、地区の民生委員児童委員協議会にお尋ねください。

〔注〕 地区民生委員・児童委員協議会所在地一覧 ☞ 154頁

◇苦情解決等専門委員会 ☞ 3 頁

精神障害者制度のあらまし

精神障害者とは

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義づけられています。この定義は、精神に障害のある方を精神疾患を有するという医学的な概念でとらえています。

精神障害者保健福祉手帳とは

① 手帳の目的

精神に障害のある方の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とします。

② 手帳交付の対象者

精神に障害のある方が対象となります。

③ 手帳のメリット

(1) 税法上の各種控除が受けられます。

(詳しくは、金沢税務署又は市民税課へお問い合わせください。)

(2) 体育館等の一部の公営施設の使用料の減免が受けられます。

(3) 福祉タクシー利用助成(手帳1、2級の人で所得制限あり)が受けられます。

④ 手帳の有効期間

手帳の有効期間は、交付の決定した日から2年後の日の属する月の末日までとなります。

(例えば令和3年5月10日に有効期間がはじまる場合は令和5年5月31日までとなります。)

⑤ 手帳の申請に必要な書類

● 障害年金を受けている方

(1) 申請書

(2) 年金の証書(精神障害が事由であるもの。年金裁定通知書と一体の証書はその部分を含む。)の写し

(3) 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書(精神障害が事由であるもの。)の写し

(4) 同意書

(5) 顔写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm） 1 枚

(6) 個人番号カード

※代理の方が窓口に来る場合は、上記書類に加え、窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など写真つきのものならば 1 点、健康保険証など写真のついていないものならば 2 点）

● 障害年金を受けていない方

(1) 申請書

(2) 初診日から 6 カ月を経過した以後における精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書

(3) 顔写真（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm） 1 枚

(4) 個人番号カード

※代理の方が窓口に来る場合は、上記書類に加え、窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など写真つきのものならば 1 点、健康保険証など写真のついていないものならば 2 点）

〈窓口および問い合わせ先〉

泉野福祉健康センター

☎ (代)242-1131 FAX 242-8037

✉ izumino_h@city.kanazawa.lg.jp

元町福祉健康センター

☎ (代)251-0200 FAX 251-5704

✉ motomachi_h@city.kanazawa.lg.jp

駅西福祉健康センター

☎ (代)234-5103 FAX 234-5104

✉ ekinishi_h@city.kanazawa.lg.jp

金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81番～86番）

障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

援護を実施する機関（支援、相談できるところ）

◇福祉健康センター

精神に障害のある方の身近な機関として、精神保健福祉に関する各種相談や制度の窓口になっています。

泉野福祉健康センター 金沢市泉野町 6－15－5 ☎ (代)242－1131

FAX 242－8037

元町福祉健康センター 金沢市元町 1－12－12 ☎ (代)251－0200

FAX 251－5704

駅西福祉健康センター 金沢市西念 3－4－25 ☎ (代)234－5103

FAX 234－5104

(1) 精神保健福祉相談

医療機関への受診や医療に関すること、生活問題や社会参加などの相談に応じています。

- ・ ころの健康相談（精神科医や心理士による専門相談・予約制）
- ・ ひきこもり相談（保健師による面接相談・予約制）
- ・ 保健師による相談（電話、面接、訪問・随時）

(2) 家族会支援

精神に障害のある方の家族同士の情報交換や学習会、交流会などの支援を行っています。

(3) その他

- ・ 精神障害に関する正しい知識や自殺予防に関する普及啓発
- ・ 精神保健ボランティアの育成など

◇石川県ころの健康センター（精神保健福祉センター）

金沢市鞍月東 2－6 ☎ 238－5761 FAX 238－5762

精神保健福祉センターは各県に 1 カ所程度あり、その県の精神障害者に関する保健や福祉の情報や活動を応援しています。

相談業務の他にも、社会的ひきこもりの方のグループ活動なども行っています。

○主な業務

- | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| ①技術援助 | ②教育研修 | ③普及啓発 | ④調査研究 |
| ⑤精神保健福祉相談 | ⑥組織育成 | ⑦その他 | |

○精神科医やその他専門職による面接相談（要予約）・電話相談

相談内容：心の病気、対人関係や性格についての悩み

ストレスによる心身の不調

学校や職場、家庭の中で起きる心の問題

アルコールや薬物に関する問題

精神に障害のある人の生活や社会参加に関すること

ひきこもりの悩み

ドメスティック・バイオレンスの抑止（止めたい・治したい）に関する相談

電話相談：こころの相談ダイヤル 専用電話 237-2700

※相談や診察の内容について、すべて秘密を守ります。 ※料金は無料です。

○社会的ひきこもりの方のグループ活動

こころの健康センターに直接お申し込みください。

◇電話相談

○家族による相談（石川県保健福祉家族会連合会）

毎週月曜日 11：00～14：00 ☎ 238-5761

「家族会による相談希望」とお申し出ください。

直接お会いしての相談もできます。

○金沢こころの電話（公益社団法人 金沢こころの電話） 専用電話 222-7556

○いのちの電話＜24時間対応＞ 専用電話 075-864-4343（京都）

◇金沢市教育プラザ こども相談センター（金沢市児童相談所）

〈所在地〉金沢市富樫3-10-1 金沢市教育プラザ富樫5号館

☎ 243-4158 FAX 243-1123

18歳未満の児童福祉に関する家族等からの相談や施設入所についての相談に応じます。

◇精神障害者相談員

家庭における養育、生活に関する相談に応じ、必要な助言、指導を行うほか、関係機関への連絡、精神に障害のある方に対する援護についての考え方の普及なども行います。

相談員は、精神に障害のある方の家族の中から選ばれているので、身近な相談に応じ、地域の中で活動しています。

〔注〕精神障害者相談員名簿 ㊦ 154頁

◇民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、障害のある方やその家族の相談に応じ、自立更生へ向けての援助指導を行うとともに、福祉事務所、その他の関係行政機関などと連絡協力して社会福祉の増進に努めています。

お近くの民生委員・児童委員がおわかりにならないときは、地区の民生委員児童委員協議会にお尋ねください。

〔注〕地区民生委員・児童委員協議会所在地一覧 ㊦ 154頁

◇苦情解決等専門委員会 ㊦ 3 頁

金沢市近郊精神科病院・診療所一覧

	病院・診療所	所在地	電話番号	F A X
精神科 病院	医王ヶ丘病院	金沢市田上本町ヨ24-5	262-6565	232-2380
	岡部病院	金沢市長坂町チ15	243-1222	243-1522
	かないわ病院	金沢市普正寺町9-6	267-0601	267-0962
	金沢大学附属病院	金沢市宝町13-1	265-2000	234-4320
	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	286-3511	286-2372
	金沢医療センター	金沢市下石引町1-1	262-4161	222-2758
	桜ヶ丘病院	金沢市観法寺町ヘ174	258-1454	258-5695
	十全病院	金沢市田上本町カ45-1	231-5477	231-6806
	青和病院	金沢市大浦町ホ22-1	238-3636	238-9562
	石川県立高松病院	かほく市内高松ヤ36	281-1125	282-5356
	ときわ病院	野々市市中林4-123	248-5221	248-5223
	公立松任石川中央病院	白山市倉光3-8	275-2222	274-5980
	松原病院	金沢市石引4-3-5	231-4138	221-8889
	結城病院	金沢市円光寺3-21-7	241-8228	241-8229
外来 診療	浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83(木AM、土AMのみ)	252-2101	252-2102
	岡部診療所	金沢市増泉1-19-17	243-1818	241-5717
	かとうクリニック	金沢市武蔵町13-27 KKビル2F	224-6500	224-6615
	金沢こころクリニック	金沢市広岡3-1-1 金沢パークビルB1F	261-0102	261-0102
	さぶりクリニック	金沢市片町1-1-29 香林坊ファーストビル5F	224-9229	224-9229
	心療内科石井クリニック	金沢市片町1-1-30 朝日ビル6F	233-8822	233-8823
	城北診療所	金沢市京町23-5	252-6111	253-8135
	Jクリニック	金沢市西念3-30-10	231-2020	231-2099
	北山こころのクリニック	金沢市此花町3-2 ライブ1ビル2F	233-8808	233-8810
	平松医院	金沢市横川5-268	241-0573	241-0573
	ミロク町診療所	金沢市弥勒町ロ70-3	257-1886	257-6804
	わせだクリニック	金沢市安江町11-14	224-6075	224-6065
	ひろメンタルクリニック	金沢市西念3-1-32 西清ビルA-1	234-1621	234-1620
	ヴィークリニック	金沢市南町5-12 井上産業ビル3F	214-4114	214-4116
	みずのクリニック	金沢市長坂台1-24	245-3232	245-7737
	中山クリニック	金沢市三池栄町76	251-3377	251-3364
	ゆあさメンタルクリニック	金沢市長坂3-13-10	245-1333	245-1336
	やすもと医院	金沢市兼六元町9-37	201-8612	201-8613
	メンタルクリニックくまぶん	金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢3F	282-9662	282-9621
	井上クリニック	金沢市広岡1-5-23 第一ビル2F	260-5976	213-8833

石川県精神科救急医療体制整備事業

(1) 精神科救急情報センター「いしかわこころの救急ダイヤル」

緊急的な精神医療相談に24時間対応します。

☎ 076-238-3300

(2) 精神科救急医療施設

夜間、休日に精神科の緊急な医療が必要と思われる場合に対応できる医療機関を当番病院制で運営しております。

☎ 076-225-1499

※石川県障害保健福祉課ホームページにも掲載しています。

- ・精神科の主治医がいる場合は、まず、そちらの病院に連絡してください。
- ・電話では、録音テープにより当番病院の情報を案内しています。
- ・居住されている地区の当番病院に、あらかじめ電話をかけてから受診してください。

休日の日中	昼間 (9時00分～17時00分)	各当番病院 (圏域毎)	石川県精神科救急医療 システム事業ホーム ページをご覧ください
毎日の夜間	夜間 (17時00分～9時00分)	県立高松病院	076-281-1125
		松原病院	076-233-4160

集い・憩うこと

◇地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

事業所名	住 所	電話番号	F A X
泉の家	城南 2-43-18	224-4425	224-4425
NPO法人いずみの	泉野町 1-1-25	280-5503	280-5503
金沢市視覚障害者協会 文化交流センター	芳斉 1-15-26	222-8782	222-1831
金沢市社会福祉協議会	高岡町 7-25	231-3571	231-3560
クリエイションけやき	藤江北 1-425	266-1898	266-1891
ことじ作業所	末町 9-47-17	229-1520	229-3115
地域活動支援センターあるふぁ	増泉 1-20-17	280-9147	280-9148
ピアサポートいしびき	石引 2-1-3	231-3316	231-3374
一般社団法人あじゅ	平和町 2-13-10	244-6372	244-6372
ろうあハウス	野町 2-25-6	242-1105	242-1105

◇精神科デイケア（健康保険対象）

精神科の治療の 1 つとして、病院などで行われています。

精神科デイケアでは、自立支援医療制度が利用できます。

主に通院治療中の人で、自分から参加してみようという人を対象に、社会生活に必要な基礎的な能力を回復することを目的に、いろいろなプログラムが用意されています。

話し合い、料理、スポーツ、リクリエーションなどです。

精神科デイケア実施医療機関	名 称	住 所	電話番号
松原病院	デイケアセンター すみれ台	石引 4-3-5	231-4309
岡部病院	デ イ ケ ア ピ ア	長坂町チ15	280-1221
桜ヶ丘病院	さ く ら ん ぼ	観法寺町へ174	258-1454
十全病院	デ イ ケ ア フ ル フ ル	田上本町カ45-1	231-5477
青和病院	ア ム ー ル	大浦町ホ22-1	238-3636
かないわ病院	デ ィ ア ー ズ	普正寺町 9-6	267-0601
石川県立高松病院	高 松 デ イ ケ ア セ ン タ ー	かほく市内高松ヤ36	282-5355

◇社会的ひきこもりの方のグループ活動

※ひきこもりで悩む家族への家族教室も開催しています。

石川県こころの健康センター 鞍月東2丁目6番地 ☎ 238-5750

FAX 238-5762

家族会その他

◇家族会

- 精神に障害のある方の家族の自主的に組織された集まりです。
- 家族相互の励まし合い、障害や福祉制度の学習、制度の充実に図るため関係機関への働きかけを行っています。

〈問い合わせ先〉 泉の会 いずみの内 ☎ 280-5503 FAX 280-5503

けやきの森 クリエーションけやき内

☎ 266-1898 FAX 266-1891

鳴和の里すぎな会 すきな福祉会 鳴和の里内

☎ 252-7344 FAX 256-0566

金沢市精神障害者家族連合会 すきな福祉会 鳴和の里内

☎ 252-7344 FAX 280-5503

石川県精神障害者家族会連合会 石川県こころの健康センター内

☎ 238-5750 FAX 238-5762

◇アルコール自助グループ（断酒会、A・A等）

アルコールに関する病気の患者の自助グループ活動の場です。定例的に例会を持ち体験発表を重ね、再飲酒しないよう互いに助け合ったりしています。

〈問い合わせ先〉 泉野福祉健康センター ☎ (代)242-1131 FAX 242-8037

✉ izumino_h@city.kanazawa.lg.jp

元町福祉健康センター ☎ (代)251-0200 FAX 251-5704

✉ motomachi_h@city.kanazawa.lg.jp

駅西福祉健康センター ☎ (代)234-5103 FAX 231-5104

✉ ekinishi_h@city.kanazawa.lg.jp

生活の保障

生活の経済的保障として、つぎのように年金、手当等があります。

各種制度に基づく年金として	——	{	障害基礎年金 障害厚生年金（障害手当金） 障害共済年金
給付金として	—————		特別障害給付金
手当として	—————	{	特別障害者手当、障害児福祉手当 特別児童扶養手当 児童扶養手当
共済として	—————	{	心身障害者扶養共済 扶養共済加入者助成
生活の保障として	—————	{	生活保護制度 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業） 成年後見制度

年金制度とは、老後や障害・死亡の事故に備えて保険料を支払い、これらの事由が生じた後に、毎年一定額のお金を受けとる制度です。

年金制度は、全ての国民の老齢・障害・死亡に対し基礎年金の支給を行う国民年金制度と勤めている人たちの老齢・障害・死亡について基礎年金に上乗せし年金の支給を行う所得比例年金制度の二階建の制度となっています。

ここでは、もっとも身近なものとして障害基礎年金と障害厚生年金についてふれますが、これは、ほんの一部ですので詳しいことについては、それぞれの問い合わせ先にお尋ねください。

年金・給付金

年金を受給するには……………	17
国民年金について……………	17
厚生年金について……………	24
特別障害給付金について……………	26

年金を受給するには

年金は、老齢に達したなどの事由があると支給されるわけですが、老齢に達した、あるいは障害になっただけでは、年金は支給されません。このほかにつぎの条件が必要です。

ア．年金制度に加入していること。（又は加入していたこと）

国民年金に当然加入しなければならない人でも加入手続きをとらない限り、加入者としての扱いにはなりません。

イ．保険料を納めていること。

厚生年金などでは、保険料は給料から差し引かれるので納め忘れるはないでしょうが、国民年金は、自分で納める制度のため、つい遅れたり、忘れたりしがちです。

そのため、いざというときに、思わぬ不利益を招くことがありますので、必ず保険料を納入しておくことが大切です。

ウ．保険料の納付期間が年金を受給するのに必要なだけあること。

どれくらい納付済期間があれば年金を受給できるかは、制度や年金の種類によってちがいます。

エ．請求すること。

年金をもらえる資格があっても、請求しなければ年金は支給されません。資格があるのに知らなかったり、手続きが面倒だからといって何もせずにいると、請求するまで年金は支給されません。

ですから、自分がどんな年金を受給できるのか、常に関心を持ち、注意していて、忘れずにすぐ請求することが大切です。

国民年金について

1. 加入資格

国民年金の加入者には、加入しなければならない人と、希望すれば加入できる人がいます。

加入しなければならない人

- 自営業者などで日本国内に住む20歳以上60歳未満の人（学生を含む。）
- 厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員
- 厚生年金保険の被保険者・共済組合の組合員の扶養家族になっている配偶者で20歳以上60歳未満の人

希望すれば加入できる人

- 60歳以上65歳未満の人（老齢基礎年金等を受けていない人）
- 海外にお住まいの日本人（20歳以上65歳未満）
- 65歳以上70歳未満の人（受給資格を満たしていない人）

年金手帳について……

国民年金に加入すると、年金手帳が交付されます。この手帳は、国民年金、厚生年金の2つの制度に共通して使われます。手帳に記載された基礎年金番号は一生を通じて変わりません。

2. 保 険 料

保険料は厚生年金などの保険料とちがって所得に関係なく、定額です。
また、年齢にも関係ありません。

令和3年度の保険料は、毎月16,610円です。

保険料の免除制度について……

国民年金には、以下の保険料を免除する制度があります。

- ・法定免除…障害年金受給者等要件に該当すると届出すれば免除されます。
- ・申請免除…納付が困難な場合、所得に応じて全額免除・半額免除・3／4免除・1／4免除があります。
- ・納付猶予…50歳未満に限りますが、前年の所得審査があります。
- ・学生納付特例…在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度。
- ・産前産後期間免除…国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料が届出をすれば免除されます。（平成31年4月1日より開始）

法定免除 (全額免除)		○公的年金の障害年金（１，２級）を受給しているとき ○生活保護法による生活扶助を受けているとき
申請免除（全額、 3/4、半額、1/4）・ 納付猶予	全額免除	本人、本人の配偶者、世帯主のいずれもが、前年の所得が次の額以下のとき ・税法上の扶養者がいないとき 67万円（給与収入122万円） ・税法上の扶養者がいるとき （控除配偶者＋扶養者＋１）×35万円＋32万円 ・寡婦、障害者又はひとり親であるとき 135万円
	3/4免除	本人、本人の配偶者、世帯主のいずれもが、以下の基準を満たしていること（前年の所得） ・所得金額－社会保険料等控除－扶養等控除＝88万円以下 ・寡婦、障害者又はひとり親であるとき 135万円以下
	半額免除	本人、本人の配偶者、世帯主のいずれもが、以下の基準を満たしていること（前年の所得） ・所得金額－社会保険料等控除－扶養等控除＝128万円以下 ・寡婦、障害者又はひとり親であるとき 135万円以下
	1/4免除	本人、本人の配偶者、世帯主のいずれもが、以下の基準を満たしていること（前年の所得） ・所得金額－社会保険料等控除－扶養等控除＝168万円以下
	納付猶予	次の条件を満たしていること ・本人、本人の配偶者のいずれもが、前年の所得が67万円（給与収入122万円）以下のとき ・50歳未満であるとき ・寡婦、障害者又はひとり親であるとき 135万円以下 ※平成17年４月～令和７年６月までの時限措置

学生納付特例制度や産前産後期間の免除制度については、市民課国民年金係まで、お問い合わせください。

なお、申請免除・納付特例制度の適用期間は、その年度限りですから、年度ごとに申請手続きが必要です。

☎ 220－2295 FAX 220－2776 ✉ shimin@city.kanazawa.lg.jp

保険料の追納について……

保険料を納付することが免除された期間については、10年間の範囲内で後から保険料を納める「追納」という制度があります。

ただし、免除された年度から2年を経過した分については、加算額がつき高くなります。

免除された期間で追納がない場合の老齢基礎年金額の計算は、平成21年4月以降の免除期間については次のとおり計算します。

- ・全額免除…保険料納付済期間の1/2（平成21年3月以前の免除期間1/3）
- ・3/4 免除…保険料納付済期間の5/8（平成21年3月以前の免除期間1/2）
- ・半額免除…保険料納付済期間の3/4（平成21年3月以前の免除期間2/3）
- ・1/4 免除…保険料納付済期間の7/8（平成21年3月以前の免除期間5/6）

保険料の時効について……

保険料は、滞納していて納期限後2年経つと時効によって納めることができなくなります。この滞納期間は将来年金の計算時において受給資格期間に算入されないなど不利益になります。

3. 年金の給付

障害基礎年金

障害基礎年金とは、原則として国民年金に加入している間にかかった病気・けががもとで日常生活に著しく支障をきたす障害をもつようになった場合に支給される年金です。

ア. どんな場合に受給できるか。

- 初診日に国民年金に加入していた、又は20歳前に初診日があるか、60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間に初診日があること。
- 障害認定日に法律で定める障害の状態にあること。
- 一定の保険料を納付していること。

障害認定日について……

- (1) 初診日から1年6カ月経過した日
 - (2) 初診日から1年6カ月経過しなくても、医師が症状が固定したと判定した日
- (1)、(2)のいずれか早い日をいいます。

ただし、(2)の場合で次の病気等の場合は、その日が障害認定日となります。

- ①人工透析 透析開始から3カ月経過した日

- ②心臓ペースメーカー、人工弁、その装着日
- ③人工骨頭、人工関節置換日
- ④切 断 日
- ⑤喉頭全摘出した日
- ⑥在宅酸素療法を開始した日
- ⑦人工肛門、新膀胱の造設、尿路変更術を施術した日から6カ月経過した日（平成27年6月～）

一定の保険料納付について……

初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

なお、令和8年3月31日までに初診日のある病気・けがによる障害については、この要件を満たさない場合でも、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料未納期間がなければよいことになっています。

そ の 他

- ・ 障害認定日に法律で定める障害の状態に該当しない場合でも、その病気等が重くなり65歳になるまでに法律で定める障害の状態に該当したときも対象となります。（ただし、既に老齢基礎年金を繰り上げで受給している場合は対象になりません。）
- ・ 20歳前に初診日のある障害については、保険料納付要件は問われません。
- ・ 2つ以上の障害を併合することにより初めて法律で定める障害の状態に該当したときは、併合した障害の程度による障害基礎年金が支給されます。
- ・ 障害基礎年金を受給している方にさらに障害基礎年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金が支給されます。

イ. 年 金 額

年金額は定額ですが、受給権者によって生計を維持されている18歳未満の子（18歳になった年度の末日までにある子）、又は20歳未満で障害の程度が1級・2級の子がいるときは、子の加算額が加算されます。

○ 1 級 976,125円（令和3年度）

○ 2 級 780,900円（令和3年度）

子の加算額 2人目まで各年額224,700円 3人目以降各年額74,900円

ウ. 法律で定める障害の状態・等級表は下記のとおりです。

国 民 年 金 の 障 害 等 級 表

1 級

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級

1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. そしゃくの機能を欠くもの
5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

8. 1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
9. 1 上肢のすべての指を欠くもの
10. 1 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11. 両下肢のすべての指を欠くもの
12. 1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
13. 1 下肢を足関節以上で欠くもの
14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

〈備考〉 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

エ. 20歳前の障害による障害基礎年金の支給については、下記のとおり本人の所得の金額により、半額又は全額が停止となります。

20歳前の障害による障害基礎年金受給権者本人の所得限度額

扶養親族等の金額		0 人	1 人	2 人以上
所得限度額	半額停止	3,604,000円	3,984,000円	以下、扶養親族等の数が1人増すごとに、380,000円を加算した金額
	全額停止	4,621,000円	5,001,000円	

厚生年金について

(1) 障害厚生年金

原則として障害基礎年金の対象となる障害が生じたときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

また、障害基礎年金に該当しない障害の程度でも厚生年金独自の障害厚生年金（３級）が支給される場合があります。

ア．どんな場合に受給できるか

- 初診日に厚生年金に加入していたこと。
- 障害認定日に国民年金の障害基礎年金に該当する状態であるか、又は厚生年金の障害等級表（３級）に該当する状態であること。

なお、障害厚生年金は、障害基礎年金の受給資格を満たしていることが必要です。

イ．年 金 額

年金額は、次の式で計算した額です。

なお、受給者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合、一定の要件を満たせば加給年金（年間224,700円）が加算されます。

- １級 報酬比例の年金額×1.25＋加給年金額
- ２級 報酬比例の年金額＋加給年金額
- ３級 報酬比例の年金額（最低585,700円）

ウ．３級障害厚生年金に該当する障害の状態は、下記のとおりです。

3 級 障 害 厚 生 年 金

1. 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6. 1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指及びひとさし指併せ1上肢の4指の用を廃したもの
10. 1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の十趾の用を廃したもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備 考)

1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

(2) 障害手当金

一定の要件を満たしている場合、初診日から5年以内に、その病気、けがが治ったとき、障害手当金を受けられる程度の障害が残った人に
障害手当金＝報酬比例の年金額×2.0が一時金として支給されます。

詳しくは、問い合わせ先にお尋ねください。(最低1,171,400円)

併給の調整

2つ以上の年金をうけられるようになった人は、2つ以上の年金を同時にうけることはできませんので、その人の希望する1つの年金だけが支給され、他の年金の支給は停止されることになっています。

平成18年4月から65歳以降に障害基礎年金と老齢（又は遺族）厚生年金の併給が可能になりました。詳しくは、問い合わせ先にお尋ねください。

基礎年金の受給権者が同時に被用者年金制度から支給される年金の受給権もあるときは、基礎年金と同一の支給事由の被用者年金を支給します。

〈年金についての問い合わせ先〉

国民年金	市民課国民年金係	☎ 220-2295 FAX 220-2776 ✉ shimin@city.kanazawa.lg.jp
国民年金 厚生年金	金沢北年金事務所	☎ (代)233-2021 FAX 263-9333
	金沢南年金事務所	☎ (代)245-2311 FAX 243-4933
	街角の年金相談センター金沢	☎ 253-2222 (対面による年金相談)
船員保険	金沢北年金事務所	☎ (代)233-2021 FAX 263-9333

特別障害給付金について

つぎのいずれかの方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在、障害基礎年金の1，2級相当の障害がある方に支給されます。

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金等加入者の配偶者

令和3年度支給額 1級：月額52,450円 2級：月額41,960円

※本人の所得制限や老齢年金等との併給調整があります。

〈問い合わせ先〉 市民課国民年金係

☎ 220-2295 FAX 220-2776

✉ shimin@city.kanazawa.lg.jp

金沢北年金事務所

☎ 233-2021 FAX 263-9333

手 当

障害児福祉手当について……………	27
特別障害者手当について……………	28
特別児童扶養手当について……………	30
児童扶養手当について……………	32

障害児福祉手当について

重度の障害がある児童に対する福祉の一環として、重度の障害により生ずる特別の負担の一助として手当が支給されます。

(1) 手当を受給するには、次の要件を満たすことが必要です。

(ア) 年齢が20歳未満であること。(脳性まひの乳幼児については概ね3歳以降)

(イ) 施設に入所していないこと。(通所施設を除く)

(ウ) 障害を支給事由とする年金を受けていないこと。

(エ) 障害の程度がつぎに掲げる別表第1のいずれかに該当すること。この場合、障害の程度は身体障害者手帳と療育手帳の程度とは直接関係ありませんが、およその目安として、身体障害者手帳の1級・2級の一部又は療育手帳Aの一部の方が該当します。

別表第1

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの4. 両上肢のすべての指を欠くもの5. 両下肢の用を全く廃したもの6. 両大腿を2分の1以上失ったもの7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの |
|--|

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(2) 手当の額は月額14,880円です。

(3) 手当の支給月は、2月、5月、8月、11月です。

(4) 本人、扶養義務者等については、次のような所得制限があります。

(特別障害者手当所得制限基準額表
障害児福祉手当所得制限基準額表)

(単位：円、平成14年8月以降適用)

扶 養 親 族 等 の 数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額(目安)	所 得 額	収入額(目安)	所 得 額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,586,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,799,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,012,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,225,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,438,000	7,388,000

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口 (81～86番)

泉野福祉健康センター ☎ (代)242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター ☎ (代)251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター ☎ (代)234-5103 FAX 234-5104

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

特別障害者手当について

在宅の重度障害のある方に対して、重度の障害により特に必要とされる負担の軽減を図るため手当が支給されます。

(1) 手当を受給するには、次の要件を満たすことが必要です。

(ア) 年齢が20歳以上であること。

(イ) 病院又は診療所に3カ月を超えて入院していないこと。

④入院4カ月目から手当が受給できなくなります。受給した場合は返納することになりますので注意してください。

(ウ) 施設に入所していないこと。(通所施設を除く)

(エ) おおむね重度の障害が二つ以上あること。

〈障害の程度〉はおおむね①か②であること。

①別表第2の1から7が2つ以上あること。

②別表第2の1から7が1つありA表の1から11が2つ以上（別表第2と同種の障害は含まない）あること。

（主な基準を例示しております。このほか国の基準に適合する場合があります。）

〈障害の程度〉

別表第2（令第1条関係）		A 表	
1	両眼の視力の和が0.04以下のもの	1	両眼の視力の和が0.05以上 0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
		3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
		4	そしゃく機能を失ったもの
		5	音声又は言語機能を失ったもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
		7	一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの	8	一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

- (2) 手当の額は月額27,350円です。
- (3) 手当の支給月は、2月、5月、8月、11月です。
- (4) 本人、扶養義務者等については所得制限があります。
- 所得制限基準額表については障害児福祉手当と同額です。
- (5) 引続いて手当を受給するには毎年8月12日から9月11日の間に前年の所得状況届を提出する必要があります。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

泉野福祉健康センター ☎ (代)242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター ☎ (代)251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター ☎ (代)234-5103 FAX 234-5104

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

特別児童扶養手当について

身体、知的、精神に障害がある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。

- (1) 支給対象となるのは、次頁の障害基準に該当する児童です（施設入所の場合を除く）。

身体障害者手帳および療育手帳の程度とのつながりについて

身体障害者手帳の1～3級もしくは4級の一部又は療育手帳AもしくはBの一部の方が基準に該当するおおよその目安です。

- (2) 支給額

1級……………月額52,500円

2級……………月額34,970円

特別児童扶養手当所得制限基準額表

（単位：円、平成14年8月以降適用）

扶 養 親 族 等 の 数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額(目安)	所 得 額	収入額(目安)	所 得 額
0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
5	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

特別児童扶養手当の障害基準

1 級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることで できない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静 を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であっ て、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	両眼の視力の和が0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静 を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加え ることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であっ て、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
〈備考〉視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるも のについては、矯正視力によって測定する。		

- (3) 手当の支給月は、4月、8月、12月で、指定金融機関へ振替預入されます。
- (4) 本人、扶養義務者等については、30頁のような所得制限があります。
- (5) 引続いて手当を受給するには、毎年8月12日から9月11日までの間に前年の所得状況届を提出する必要があります。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

泉野福祉健康センター ☎ (代)242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター ☎ (代)251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター ☎ (代)234-5103 FAX 234-5104

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

児童扶養手当について

通常は、ひとり親家庭の母（父）等に支給されるものですが、父（母）が重度の障害の状態にある場合、母（父）に対して支給されることがあります。

ア. 父（母）の障害の程度はつぎのとおりです。

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

イ. 手当の額について

児 童 扶 養 手 当 月 額

(R3.4.1現在)

児童の数	全部支給	一部支給
1 人	43,160円	43,150～10,180円
2 人	10,190円加算	10,180～5,100円加算
3 人以上	1 人につき6,110円加算	1 人につき6,100～3,060円加算

※受給者が障害基礎年金を受給している場合には、児童扶養手当額と障害基礎年金の子の加算月額との差額分を支給します。

※受給者及び対象児童が障害基礎年金以外の公的年金（老齢年金、遺族年金等）を受給している場合には、児童扶養手当額と公的年金の月額の差額分を支給します。

ウ. 所得制限について

児 童 扶 養 手 当 所 得 制 限 額

扶養親族 等 の 数	本人（請求者）		扶養義務者 （請求者と同一生計の直系 血族・配偶者・兄弟姉妹）
	全 部 支 給	一 部 支 給	
人	円	円	円
0	490,000	1,920,000	2,360,000
1	870,000	2,300,000	2,740,000
2	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4	2,010,000	3,440,000	3,880,000

※所得額から一律に80,000円の控除があります。

このほかに、特定の控除がありますのでご相談ください。

〈窓口〉子育て支援課

☎ 220-2285 FAX 220-2360

✉ kosodate@city.kanazawa.lg.jp

扶養共済

心身障害者扶養共済について……………	34
扶養共済加入者助成について……………	36

心身障害者扶養共済について

保護者が元気なうちに制度に加入して掛金を払い、保護者が死亡又は、重度障害になったときに、残された障害のある方に終身、年金を支給するものです。

1. 対象となる障害のある方は、次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難と認められる方です。
 - (1) 知的障害のある方
 - (2) 身体障害者手帳の1級から3級までに該当する障害のある方
 - (3) 精神又は身体に永続的な障害を有する方で、その障害の程度が(1)又は(2)に掲げる方と同程度と認められる方
2. 加入者は、心身に障害のある方の保護者（配偶者（内縁を含む。）、父母、兄弟姉妹、祖父母その他の親族等で現に心身に障害のある方を扶養している方をいう。）であって加入時において次の要件を満たしている方です。
 - (1) 65歳未満であること。
 - (2) 生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病又は障害を有しないこと。
3. 障害のある方が施設に入所している場合でも加入できます。
4. 掛金の月額、次の表のとおりです。
5. 加入時の年齢で掛金の額が固定し、変化しません。
6. 希望により2口目まで加入できます。
7. 年金支給額は、1口につき月額2万円です。
8. 掛金は、加入者が20年以上（S61.3.31以前の加入者は1口目のみ25年以上）継続して加入し、かつ65歳以上になったとき免除されます。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉 県障害保健福祉課 ☎ 225-1426 FAX 225-1429

〈問い合わせ先〉 障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

- 加入申込〈お持ちいただくもの〉
1. 手帳（所持者の方のみ）
 2. 認印
 3. 住民票の写し（加入者と心身障害者）
- ※県内に住民票がある場合は省略可

掛金は

加入者の年齢	平成20年 4 月以降の加入						平成20年 3 月までの加入					
	1 口 目					2 口 目	1 口 目					2 口 目
	保険料 の 額 (月額)	生 活 保 世 護 帯	住民税 非課税 世 帯	均等割 のみ課 税世帯	その他 の世帯	保険料 の 額 (月額)	保険料 の 額 (月額)	生 活 保 世 護 帯	住民税 非課税 世 帯	その他 の世帯	保険料 の 額 (月額)	
35才未満	9,300	0	4,650	6,510	9,300	9,300	5,600	0	4,480	5,040	5,600	
35才以上～ 40才未満	11,400	0	5,700	7,980	11,400	11,400	6,900	0	5,520	6,210	6,900	
40才以上～ 45才未満	14,300	0	7,150	10,010	14,300	14,300	8,700	0	6,960	7,830	8,700	
45才以上～ 50才未満	17,300	0	8,650	12,110	17,300	17,300	10,600	0	8,480	9,540	10,600	
50才以上～ 55才未満	18,800	0	9,400	13,160	18,800	18,800	11,600	0	9,280	10,440	11,600	
55才以上～ 60才未満	20,700	0	10,350	14,490	20,700	20,700	12,800	0	10,240	11,520	12,800	
60才以上～ 65才未満	23,300	0	11,650	16,310	23,300	23,300	14,500	0	11,600	13,050	14,500	

掛金の減免

県は、加入者の負担を軽減するため、1口目に限り次のように掛金を減免しています。

減免の要件	減免の割合	
	平成20年4月以降の加入者	平成20年3月までの加入者
1. 生活保護世帯	掛金の100%	掛金の100%
2. 住民税非課税世帯 (世帯全員に限ります。)	掛金の50%	掛金の80%
3. 均等割のみ課税世帯 (世帯全員に限ります。)	掛金の30%	掛金の10%
4. 上記以外の全加入世帯		

減免要件1～3の減免を受けようとする場合は、「掛金減免申請書」を提出してください。

○新規加入の方は、加入申請のとき

○継続加入の方は、毎年2月から3月上旬に提出が必要です。

扶養共済加入者助成について

共済制度に加入している方の掛金負担を軽減するため、その一部を助成しています。

1. 助成は、掛金年額の3割です。(ただし、2口目についてのみ)
2. 2口目加入時に助成申請の手続きをとりますので、これにより毎年度加入者の掛金納付状況を確認のうえ、助成します。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口(81～86番)

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

福祉定期預金について

この福祉定期預金は下記の年金又は手当の支給を受けておられる方にかぎり、利用できます。ただし、金融機関によって利用できない場合がありますので、各金融機関窓口でご確認ください。

	ご利用いただける方		ご利用いただける方
国民年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者 「国民年金法」	共済年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 「国家公務員等共済組合法等改正法」 (旧) 国家公務員共済組合法 (旧) 公共企業体職員等共済組合法 「地方公務員等共済組合法等改正法」 (旧) 市町村職員共済組合法 「私立学校教職員共済組合法等改正法」 「農林漁業団体職員共済組合法改正法」
(旧) 国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者 「国民年金法等改正法」		児童扶養手当受給者 「児童扶養手当法」
年金	老齢特別給付金受給者 「厚生年金保険法等改正法」	各種手当	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」
(旧) 厚生年金(船員保険含む)	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 かん夫年金受給者 遺児年金受給者 「国民年金法等改正法」		医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者 「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」

利用の際は確認のため、年金証書等を銀行の窓口へ提示してください。

詳しいことについては、各金融機関の窓口でお尋ねください。

生活保護制度について

病気や心身の障害、思いがけない事故等いろいろな事情により、真に生活に困った場合に、最低限度の生活を保障するとともに、自立の手助けをする制度です。

◎生活に困窮するすべての国民を対象としていますが、保護を受けるには、その利用できる資産、能力、その他あらゆるものを生活維持のために活用し、さらに、私的扶養、他の法律による給付を優先して活用することが要件とされています。

【資産の活用】

土地家屋、預貯金、生命保険、有価証券、貴金属、車等の資産は、売却、解約等により最低限度の生活維持のために活用することが要件となります（保有が認められるものもあります。福祉事務所が、世帯状況、地域住民の均衡から個別に判断します。）

【能力の活用】

稼働能力がある方は、十分その能力を活用することが要件となります。決して、病気や高齢が原因で働けない人が無理をして働くということではありません。

【扶養義務の履行】

親子、兄弟姉妹など扶養義務者から、生活に支障のない範囲内で、できる限りの援助をしてもらうことが優先となります。

【他法の活用】

年金や手当等、他の法律や制度による保障、援助等を優先的に利用することが要件となります。

以上の要件を満たしても、なお生活に困るときは、その程度に応じ、生活保護を受けることができます。

◎生活保護の単位

生活保護は世帯を単位として適用されます。世帯員全員の収入と国が定める最低生活費基準を比較して、生活保護を受けられるかどうかが決まります。しかし、例外的に世帯の一部を他の同居家族と分けて保護することがあります。これを世帯分離といいます。

例えば、入院が長くなり退院見込みがなく、医療費が家族の生活を圧迫している場合は、入院患者だけを他の家族と分けて保護することがあります。

◎生活保護は、生活の側面に応じて8つの種類に分けられています。

- ①生活扶助 ②住宅扶助 ③教育扶助 ④医療扶助
⑤出産扶助 ⑥生業扶助 ⑦葬祭扶助 ⑧介護扶助

◎身体障害者手帳（1級から3級）、療育手帳（A、Bの一部）の交付を受けると障害者加算がつきます。また、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けると障害者加算がつくことがあります。

〈申請窓口〉 生活支援課 ☎ 220-2292 FAX 220-2532

✉ seishien@city.kanazawa.lg.jp

歳末見舞金について

下記の障害のある方に対し、歳末見舞金を配布しています。

◎対 象 者 次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳1・2級所持者（所得制限有）
- (2) 療育手帳「A」所持者（所得制限有）
- (3) 特別児童扶養手当受給者
- (4) 障害者支援施設入所者

◎支 給 額 1世帯あたり 3,000円

◎時 期 12月1日以降

◎配布方法 ※申請等の手続は不要です。

- (1)～(3) 各地区の民生委員児童委員協議会を通じて対象者に配布します。
- (4) 各施設長を通じて対象者に配布します。

〈問い合わせ先〉 生活支援課 ☎ 220-2292 FAX 220-2532

✉ seishien@city.kanazawa.lg.jp

生活困窮者自立相談支援事業について

生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行います。

◎対 象 者

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方

〈問い合わせ先〉 金沢自立生活サポートセンター（金沢市社会福祉協議会内）

☎ 231-3720 FAX 231-3560

✉ support@kana-syakyo.jp

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）について

認知症や知的・精神障害のある方等で判断能力が不十分な方と社会福祉協議会が契約を結び、本人の意思決定を支援し、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理を行う制度です。

1. 利用できる方

市内在住の高齢者・知的障害のある方・精神に障害のある方等で判断能力が不十分な人

2. サービス内容

■福祉サービスの利用援助

- ①福祉サービスを利用し、又は利用をやめるために必要な手続き
- ②福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

■日常的金銭管理サービス

- ①年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ②医療費を支払う手続き
- ③税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤①～④の支払に伴う預貯金の払戻、預金の解約、預金の預入の手続き及び
預貯金通帳・金融機関届出印の保管

■書類等の預かりサービス（保管できる書類）

年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印など

3. 利用料金

サービス内容	利 用 料 金
福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス	1 時間 1,350円 1 時間を超える場合は30分毎に325円加算 ※生活保護受給世帯は無料です。
書類等の預かりサービス	月額 250円 ※書類等の預かりサービスのみの契約はできません。

※契約までの相談等は無料です。

〈問い合わせ・申込先〉

金沢市社会福祉協議会 金沢権利擁護センター

☎ 231-3521 FAX 231-0801

成年後見制度について

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。

このような、判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

＊身上保護とは、介護・施設への入退所などの生活に配慮することをいいます。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

●法定後見制度

現に判断能力の不十分な状態にある本人について、主として本人や家族（配偶者又は4親等内の親族）の申立てにより、家庭裁判所が適任と認める者を成年後見人等を選任する制度で、後見、保佐、補助の三つがあります。

●任意後見制度

本人が前もって代理人（任意後見人）に、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理・身上保護の事務について代理権を与える「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。

●補助・保佐・後見制度の対象となる人

	対 象 と な る 人
補 助	判断能力が不十分な方
保 佐	判断能力が著しく不十分な方
後 見	判断能力が全くない方

〈問い合わせ先〉 金沢家庭裁判所後見係 ☎ 221-3225 FAX 221-3148

金沢市社会福祉協議会 金沢権利擁護センター

☎ 231-3521 FAX 231-0801

障害者虐待の防止について

障害のある方に対する虐待は障害のある方の尊厳を害するものであり、障害のある方の自立及び社会参加にとって障害のある方に対する虐待を防止することは極めて重要です。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日から施行され、障害のある方に対する虐待を発見した者は、市町村等に通報することが義務付けられました。

○法律では、障害のある方に対して

1. 身の回りの世話や介助、金銭の管理などを行っている家族・親族・同居人など（養護者）
2. 障害者福祉施設などの職員（障害者福祉施設従事者等）
3. 勤め先の経営者など（使用者）

が行う虐待行為を「障害者虐待」と定めています。障害者虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した人は速やかに、次の窓口にご相談ください。

相談窓口

相 談 窓 口	住 所	電 話・FAX 等
金沢市障害者虐待防止センター (障害福祉課内)	広坂1-1-1	☎ 220-2289 FAX 232-0294 *休日・夜間 ☎ 220-2121 (金沢市役所当直室) ✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp
金沢市障害者基幹相談支援センター (障害福祉課内)		☎ 254-5656 FAX 254-5858
ピアサポートいしびき	石引1丁目1番3号 セゾン石引105	☎ 231-3371 FAX 216-7430
あ る ふ あ	増泉1-20-17	☎ 280-9147 FAX 280-9148
オープンセサミ城南	城南1-8-20	☎ 232-0100 FAX 262-2291
石川療育センター	上中町イ67-2	☎ 229-3123 FAX 229-3043

※通報したことを理由に、不利益な取扱を受けることはありません。(虚偽・過失による場合を除く)

※雇用先での虐待については、石川県障害者権利擁護サポートデスク(☎225-1464)でもご連絡を受け付けています。

○相談窓口では、次のようなことを行います。

- ①障害者虐待に関する情報又は届出の受理
- ②虐待を受けた障害のある方の保護のための相談、指導及び助言など

障害者総合支援法のあらまし

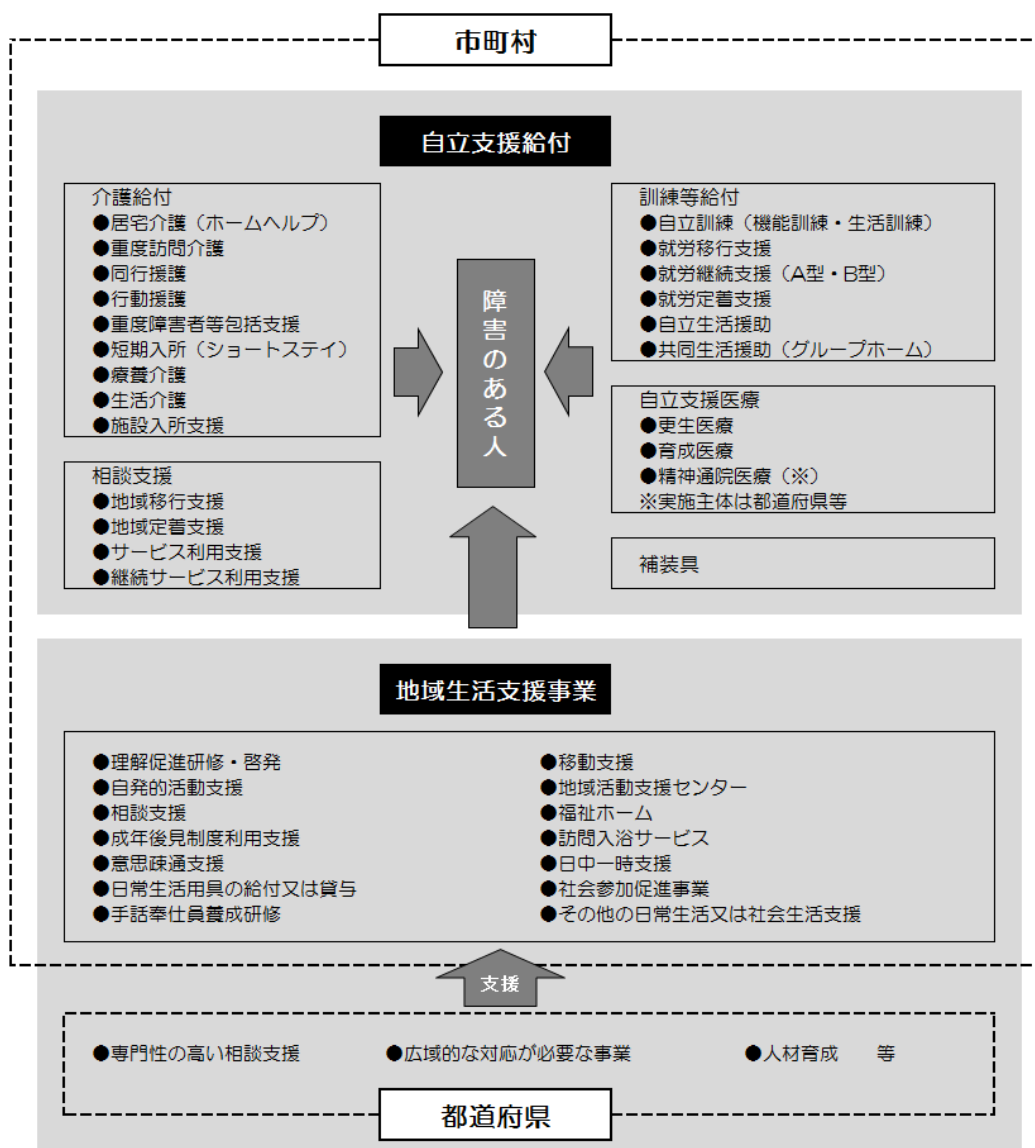
平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

障害者総合支援法では、身体に障害のある方、知的障害のある方、精神に障害のある方（発達障害のある方を含む）の他、障害者の範囲に難病等の方々が加わり、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス費等の受給が可能です。

障害者総合支援法の全体像

さまざまなサービスを組み合わせて、障害のある方の地域での生活を支援します。

サービス費等の分類	内 容
介 護 給 付	障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いが一定以上の人に、生活上又は療養上必要な支援を行います。
訓 練 等 給 付	身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
自 立 支 援 医 療	精神通院医療及び更生・育成医療の3つの公費負担医療が一本化されます。
補 装 具	補装具の購入、借受け又は修理にかかる費用が支給されます。
地域生活支援事業	障害のある方が安心して地域で生活するための事業を行います。



利用者負担について

サービスを利用した場合の負担については、原則として世帯の負担能力(収入)に応じて1カ月の上限額が設定されます。なお、サービス利用量が少なく、サービス費用の1割の額が設定される上限額より低い場合、1割負担となります。

通所施設、入所施設を利用している場合は、食費や光熱水費が自己負担となります。

○世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害のある方 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害のある児童 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

○負担上限月額の設定

区 分	負 担 上 限 月 額
生 活 保 護	0 円
低 所 得	0 円
一 般	9,300円（市民税所得割16万円未満） 37,200円（ " 以上）
障害のある児童 の いる 世 帯	一般 4,600円（市民税所得割28万円未満） " 37,200円（ " 以上）

※（20歳未満の入所施設利用者は、負担上限月額 9,300円）

○高額障害福祉サービス等給付費

同一世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合、障害福祉サービスと補装具制度を併せて利用した場合など、負担上限月額を超えた分が高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。（償還払いの方法による）

○新高額障害福祉サービス等給付費

65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢で障害のある方が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険のサービスを利用した場合に、所得の状況や障害の程度などの事情を勘案し、該当する介護保険サービスの利用者負担が新高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。（償還払いの方法による）

○補足給付（負担上限月額の区分が、生活保護又は低所得の方）

- ・入所施設利用の方の食費、光熱水費実費負担の軽減を行います。

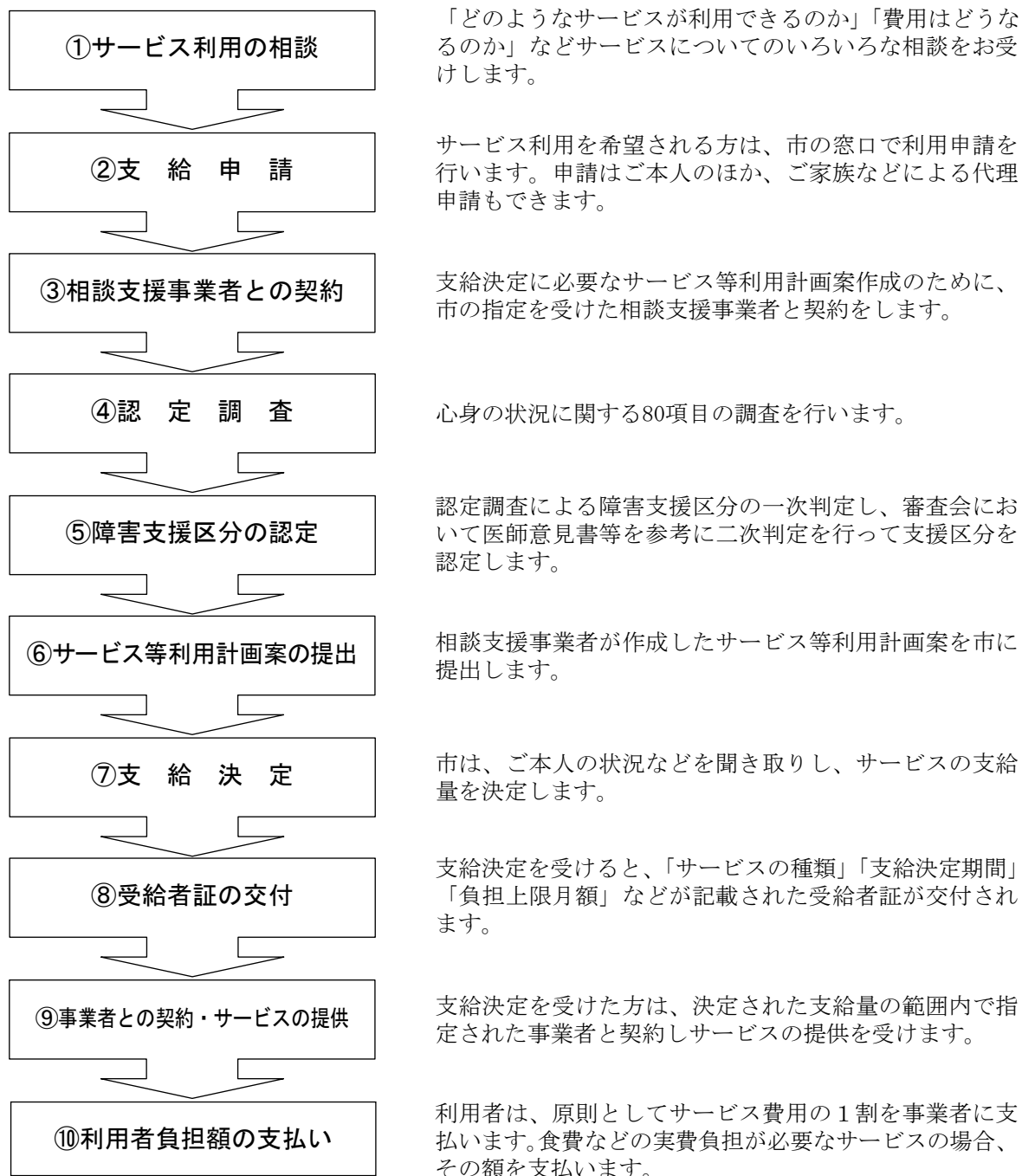
○グループホームの利用者への家賃助成

グループホームの利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

○生活保護への移行防止策

定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額を引き下げるとともに、食事等実費負担も引き下げます。

サービス利用の流れ



障害者総合支援法に関することや障害福祉サービスのことについては、障害福祉課までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

サービス等利用計画・障害児支援利用計画（かなざわ安心プラン）について

平成 24 年 4 月より、障害福祉サービス等・障害児通所支援を利用する際に、事前にサービス等利用計画又は障害児支援計画（かなざわ安心プラン）を作成して頂くこととなりました。

地域にある相談支援事業所の相談支援専門員が障害福祉サービス等の利用に関する相談に応じ、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（かなざわ安心プラン）を立てて、その方にとって適切なサービス利用の組み合わせ等を障害のある方と共に考えます。

○対象者

対象者は障害福祉サービス等（居宅介護、生活介護、就労継続支援、地域移行支援等）又は障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用される方です。

作成する計画	対象者
サービス等利用計画	・ 障害福祉サービス等を利用する 18 歳以上の方 ・ 障害福祉サービス等のみを利用する 18 歳未満の方
障害児支援利用計画	・ 障害児通所支援を利用する 18 歳未満の方

○作成窓口

サービス等利用計画や障害児支援計画は市の指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。

作成する計画	作成できる相談支援事業所
サービス等利用計画	指定特定相談支援事業所
障害児支援利用計画	指定障害児相談支援事業所

〔注〕事業所一覧  145 頁

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、下記の事業を実施しています。

事業名	事業内容
(1) 理解促進研修・啓発事業	障害のある方等の理解を深めるための市民フォーラムやイベント等において補助犬の周知・啓発、手話普及活動を実施
(2) 自発的活動支援事業	障害のある方の自立した生活を支援するための社会参加支援事業を実施
(3) 相談支援事業	障害のある方の相談に応じ、情報の提供や必要な支援を行う。
ア 障害者相談支援事業	障害のある方の生活相談やサービスに関する調整を行う。
イ 障害児等療育支援事業	在宅の重症心身障害児(者)の療育相談を行う。
(4) 成年後見制度利用支援事業	身寄りのない知的、精神に障害のある方を対象に、家庭裁判所への申し立てを支援する。
(5) 意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障害のある方を対象に手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う。
(6) 日常生活用具給付等事業	障害の種類、程度に応じた日常生活用具の給付を行う。
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台、移動用リフトなど
② 自立生活支援用具	入浴補助用具、つえ、火災警報器など
③ 在宅療養等支援用具	透析液加温器、たん吸引器など
④ 情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器など
⑤ 排泄管理支援用具	ストマ用装具など
⑥ 居宅生活動作補助用具	住宅改修費
(7) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成のための研修事業を実施
(8) 移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚に障害のある方や両上下肢に重度障害のある方、知的、精神に障害のある方に外出の支援を行う。
(9) 地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の提供や社会交流の促進などを行う。
(10) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(専門性の高い意思疎通支援・養成研修事業)	①手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成する。 ②盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する。
(11) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(専門性の高い意思疎通支援・派遣事業)	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。
(12) 地域生活支援拠点推進事業	親なき後を見据え、24時間365日対応可能な相談と緊急時の受入れ及び自立に向けた体験の機会・場の提供などを担う地域生活支援拠点の整備を推進する。
(13) 地域生活支援促進事業	
①医療的ケア児移動介護支援事業(医療的ケア児等総合支援事業)	医療的ケアが必要な障害のある児童を対象に看護職員による移動介護支援を行う。
(14) その他の事業	
① 福祉ホーム事業	管理人から日常生活の支援を受けることができる低額な居室を提供する。
② 訪問入浴サービス事業	施設に通所することも困難な重度障害の方を対象に、巡回入浴車による入浴サービスを提供する。
③ 生活訓練事業	日常生活上必要な訓練を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。 ・視覚障害者歩行訓練士派遣 ・盲ろう者生活訓練 ・重度視覚障害者生活訓練 ・聴覚障害者生活訓練 ・精神障害者社会参加支援 ・精神障害者就労促進
④ 日中一時支援事業	障害のある方の日中における活動の場を提供する。
⑤ 社会参加促進事業	レクリエーションや芸術文化活動の支援を行うことで、障害のある方の社会参加を促進することを目的とする。
ア レクリエーション活動等支援事業	・ふれあい運動会 ・ほほえみスポーツフェスタ金沢
イ 芸術文化活動振興事業	・障害のあるひとの作品展 ・ふれあいコンサート
⑥ 自動車運転免許取得費助成事業	運転免許取得のために要した費用の一部を助成する。
⑦ 自動車改造助成事業	身体に障害のある方が所有する自動車の改造費用の一部を助成する。

事業に関することや利用については、障害福祉課までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

暮らしのあらし

日常生活におけるさまざまな負担を軽減し、社会活動に参加できるよう、つぎの施策が行われています。

身体障害を補うために ——— 補装具の交付

日常生活の不便を補うために { 日常生活用具の給付・貸与、
視覚障害者用ワードプロセッサ共同利用、
紙おむつ給付、点字広報・拡大版広報・録音広報

児童の心身の発達のために ——— 統合保育

各種割引・減免 { JR旅客運賃・北陸鉄道のバス・電車運賃・
私鉄の運賃・航空運賃・有料道路通行料・
NHK放送受信料の減免、公共施設の入場料等
の割引

社会活動に参加できるように { 福祉タクシー乗車券、福祉有償運送サービス、福祉バス、自動車改造費助成、自動車運転免許取得費助成、駐車禁止除外指定、手話通訳等の派遣、車いすの貸出、不在者投票、点字・代理投票、障害のあるひとの作品展、聴覚障害者相談事業、盲導犬給付

補装具の交付とは

1. 障害のある方の身体機能を補充し、又は代替するための補装具の交付、貸与又は修理を行うものです。
2. 給付を受けたいときは、補装具の購入や借受け、修理を行う前に、申請しなければなりません。
3. 補装具の種類は次のとおりです。

視覚に障害のある方用	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚に障害のある方用	補聴器
肢体が不自由な方用	義手、義足、装具、車いす、歩行器、歩行補助つえ (一本づえを除く)、電動車いす、座位保持装置、 〔座位保持いす〕、〔起立保持具〕、〔排便補助具〕、 重度障害者用意思伝達装置

〔 〕内は18歳未満に限る。

4. 耐用年数の定めがありますので、一度交付を受けたものは、耐用年数をすぎるまでは修理はできても交付はできません。耐用年数をすぎて必要であれば申請に基づき新しく交付します。
5. 借受けについては、身体の成長に伴い補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合等、借受けの必要性が認められた場合に限られます。借受けの対象となる種目は、①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、②重度障害者用意思伝達装置、③歩行器、④座位保持椅子です。
6. 自己負担は補装具の価格の原則1割です。補装具の種類ごとに基準額があり、基準額以内の物品となります。(一部所得制限有)
7. 他法(介護保険や労災など)で交付や貸与が受けられる場合は対象になりません。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口(81~86番)

泉野福祉健康センター ☎(代)242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター ☎(代)251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター ☎(代)234-5103 FAX 234-5104

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

補装具製作（修理）代理受領登録業者一覧表

（令和3年6月現在）

業 者 名	所 在 地・電 話 番 号	取 扱 種 目
(株) ア イ テ ム	金沢市米泉町2-76-1 ☎ 259-5012 FAX 259-5013	義肢、装具、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
(有) アイ・トーク	金沢市大樋町4-5 ☎・FAX 252-3452	眼鏡、コンタクトレンズ
(株) アクティブプロス	神奈川県厚木市東町2番1号 ☎ (046) 222-0545	義肢、装具、歩行補助つえ
ア ツ ザ ワ ・ プロテーゼ・大 阪	大阪市淀川区西中島5-1-4 ☎ (06) 6301-0296	義眼
アビリティーズ・ケアネット(株) 金 沢 営 業 所	金沢市間明町2-108 ☎ 292-9455 FAX 292-9454	座位保持装置、盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす
(株)Arrange チェアラボ金沢	金沢市窪6丁目257番地1 ☎ 080-3740-5255 FAX (050) 3588-7082	座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持いす
(株) 生 き が い 工 房	金沢市福増町北717番地 ☎ 269-1555 FAX 269-1155	装具、座位保持装置、盲人安全つえ、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす
石 井 電 機 商 会	金沢市野町1丁目1-40 ☎ 241-7351 FAX 247-6777	補聴器
石 川 医 療 器 (株)	金沢市直江東1丁目6番地 ☎ 237-3325	盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置
石川医療技術サービス 補聴器相談センター	金沢市窪4丁目403番地 ☎・FAX 225-3155	補聴器
石川県視覚障害者協会	金沢市芳斉1丁目15-26 ☎ 222-8781	盲人安全つえ
(株)市 村 ブ レ ー ス	金沢市末町12-1-12 ☎ 229-1555	義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす
ウ ェ ル フ ェ ア	名古屋市中村区竹橋町1-3 カメラコート1階 ☎ (052) 451-7822 FAX (052) 700-1105	補聴器
ウ ォ ー カ ー 北 陸	かほく市秋浜ニ58 ☎ 283-5606	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
オ ー ク ス (株) ライフケア事業部金沢	金沢市鳴和台120 ☎ 252-4199	盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
(有) 奥 義 肢 製 作 所	福井市二の宮2丁目1番11号 ☎ (0776) 22-1647	義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす
オリジナルサポート(株)	金沢市額谷3-49 ☎ 296-0112 FAX 296-2014	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、座位保持いす、座位保持装置、盲人安全つえ、重度障害者用意思伝達装置
快適視生活サポート オ ブ ト バ ル	金沢市西念4丁目19-26 プレイヤード102 ☎・FAX 262-4670	眼鏡
(株)カジヤマプロテーゼ	京都市上京区室町通下立売上ル ☎ (075) 441-8485	義眼
(株) 金 沢 義 肢 製 作 所	金沢市石引1丁目11-6 ☎ 231-3328	義肢、装具、車いす、歩行補助つえ
か ほ く 化 研	かほく市気屋サ59番地 ☎ 090-2099-4646 FAX (076) 283-1330	車いす、電動車いす
義 眼 工 房 み ず し ま	東京都北区王子1-22-15 コーポ野村王子406 ☎・FAX (03) 3911-7888	義眼
ケア・サンエス金沢	金沢市問屋町3丁目10番地 ☎ 237-7217	座位保持装置、盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
くらやコンタクト&メガネ	金沢市松村4丁目305番 ☎ 255-1888 FAX 255-1887	眼鏡
(株) ケ ア プ ラ ス	小松市今江町は65番地2 ☎ (0761) 22-0531 FAX (0761) 22-6163	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、盲人安全つえ
け い じ ゆ	七尾市富岡町94 ☎ (0767) 53-2386	歩行補助つえ、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、盲人安全つえ、眼鏡、重度障害者用意思伝達装置
(株)光学堂眼鏡店中央店	金沢市池田町3番丁39番地 ☎ 222-3522 FAX 222-3523	眼鏡、補聴器
越屋メディカルケア(株)	金沢市河原市町1番地 ☎ 255-0600	盲人安全つえ、車いす、歩行器、歩行補助つえ、排便補助具

業 者 名	所 在 地・電 話 番 号	取 扱 種 目
(株) コ ム ラ	金沢市諸江町上丁574 ☎ 221-3141 FAX 262-5142	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
(株) 済 世 館	金沢市三口新町2丁目2番25号 ☎ 231-7284	装具、車いす、歩行補助つえ、義肢
(有) さ わ や か 金 沢	金沢市割出718-1 ☎ 239-3377	座位保持装置、盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす
三 和 メ デ ィ カ ル (株)	金沢市石引4丁目4-6 ☎ 222-1655	眼鏡、盲人安全つえ、義眼
セントラルメディカル(株)	金沢市西念3丁目1番5号 ☎ 262-1111 FAX 223-7255	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、盲人安全つえ、座位保持装置、座位保持いす、起床保持具、頭部保持具、排痰補助具
太 陽 め が ね	金沢市鳴和2-2-3 ☎ 251-9902	眼鏡、補聴器
(株) タ カ バ ネ メ ガ ネ	富山県高岡市御旅町9番地 ☎ (0776) 23-4371 FAX (0776) 23-4319	眼鏡
ダスキンヘルスレント 金 沢 ス テ ー シ ョ ン	金沢市割出6-1 ☎ 282-9373 FAX 282-9343	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
(株) 田 中 美 郷 教 育 研 究 所	東京都世田谷区豪徳寺1-32-8 ☎ (03) 3420-5159	補聴器
ち あ き メ ガ ネ	金沢市神谷内町ハ85-1 ロータスビル1階 ☎ 251-8818	眼鏡
公益財団法人 鉄道弘済会 義肢装具サポートセンター	東京都荒川区南千住4-3-3 ☎ (03) 5615-3313	義肢、装具、盲人安全つえ、歩行器、歩行補助つえ
(株) トータルシステム (こ も れ び)	金沢市疋田2丁目99 ☎ 255-3012 FAX 255-2089	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす、起床保持具、頭部保持具
東 海 リ オ ン (株) リオネットセンター金沢	金沢市諸江町32-38 シーブル88 ☎ 222-4133 FAX 222-4134	補聴器
戸 田 義 肢 製 作 所	金沢市小立野5丁目1-9 ☎ 263-8068	義肢、装具、歩行器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、車いす
富 木 医 療 器 (株)	金沢市問屋町2丁目46番地 ☎ 237-5555	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、装具、盲人安全つえ、座位保持いす、眼鏡
トミキライフケア 福 祉 用 具 事 業 所	金沢市問屋町2丁目74番地 ☎ 237-0708	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、盲人安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、補聴器、座位保持いす
(株) 富 山 県 義 肢 製 作 所	富山県富山市泉町1丁目2-16 ☎ (076) 425-4279	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持いす
(有) 中 嶋 義 肢 製 作 所	金沢市宝町8番3号 ☎ 262-4484	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、盲人安全つえ
ナ カ ダ 医 療 器	小松市寺町49 ☎ (0761) 24-0141	盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
社 会 福 祉 法 人 日 本 点 字 図 書 館	東京都新宿区高田馬場1-23-4 ☎ (03) 3209-0751 FAX (03) 3200-4133	盲人安全つえ、眼鏡
(株) ハシノメディカル 金 沢 営 業 所	金沢市神宮寺3丁目18-28 ☎ 214-8400	座位保持装置、盲人安全つえ、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす
(株) 半 田	金沢市駅西本町2丁目11-29 ☎ 222-5111	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、座位保持いす、補聴器
(株) ハンディーエイド	白山市北安田町5244番地 ☎ 275-3158	盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす
(有) 桑 原 産 業 グ ル ー プ ハンドリーム・ワークス	福井県鯖江市神中町2丁目4-39 ☎・FAX (0778) 54-0077	車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置
ビジョンサポート金沢 ロービジョンルーム	金沢市香林坊2-12-10 せせらぎパサージュ1-C ☎ 263-8822	眼鏡
フランスベッド(株) メディカル北陸営業所	金沢市上安原南100番地 ☎ 269-3685	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ
プロショップ大塚	東京都台東区雷門2丁目3-12メッツみやじま1階 ☎ (03) 5830-1033 FAX (03) 5811-1777	補聴器
アクティブヒアリング(株) ブルーム金沢店	金沢市彦三町2丁目1-41 ☎ 264-1133 FAX 264-2281	補聴器
北電産業(株)石川支店 ふ く し 百 選	金沢市窪7丁目271 ☎ 287-3867 FAX 238-3986	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

業 者 名	所 在 地・電 話 番 号	取 扱 種 目
ホ ク リ ク 義 肢 (株)	金沢市旭町2丁目14-12 ☎ 221-3564	義肢、装具、車いす、歩行器、歩行補助つえ、電動車いす
北 陸 補 聴 器 (株) 金 沢 補 聴 器 セ ン タ ー	金沢市広岡1丁目1-10 ☎・FAX 265-7265	補聴器
(株) 堀 田 眼 鏡 店	金沢市片町1丁目6-11 ☎ 231-3757	眼鏡
ま る 工 房	金沢市疋田2-109 ☎ 257-3658	座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持いす
(有) 丸 山 義 肢 製 作 所	金沢市もりの里2丁目32番地 ☎ 222-1068	義肢、装具、車いす、歩行補助つえ
(株) 三 城 (金 沢 店)	金沢市有松3丁目11-20 ☎ 243-6177 FAX 241-9020	眼鏡、補聴器
(株) ミ タ ス	福井県福井市問屋町4丁目901番地 ☎ (0776) 24-0500 FAX (0776) 24-0021	座位保持装置、盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす
ム ラ タ 時 計 眼 鏡 店	金沢市吉原町ニ16-2 ☎ 258-1396	眼鏡、補聴器
(株) メ ガ ネ ト ッ プ (眼 鏡 市 場)	静岡市葵区伝馬町8-6 ☎ (054) 275-5000 FAX (054) 275-6000	眼鏡、補聴器
メ ガ ネ の シ マ ダ	金沢市片町1丁目4番13号 ☎ 223-6200	眼鏡、補聴器、歩行補助つえ
(株) メガネのハラダ金沢	金沢市増泉1-16-11 ☎ 242-7300 FAX 242-7330	眼鏡、補聴器
(株) メ デ ィ ペ ッ ク	金沢市西念3丁目1番5号 ☎ 224-5600	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、盲人安全つえ、座位保持装置、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
メドエルジャパン(株)	東京都千代田区神田駿河台2-1-20お茶の水ユニオンビル階 ☎・FAX (03) 5283-7266	人口内耳
(株) ヤマシタ金沢営業所	金沢市黒田2丁目10番地 ☎ 269-1781	車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、盲人安全つえ
幸 義 肢 サ ー ビ ス (有)	大分市萩原3丁目17-3 ☎ (097) 558-8055	義肢、装具、歩行補助つえ
(有) 吉田義肢装具研究所	東京都練馬区貫井5-27-5 ☎ (03) 5241-7787	義肢、装具、盲人安全つえ、歩行器、歩行補助つえ
(有) ラ イ フ ラ イ ン	金沢市諸江町中丁291番地3 ☎ 220-6500	座位保持装置、盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす
(株) ラ イ フ ワ ン	金沢市神野1丁目35番地 ☎ 269-0575	盲人安全つえ、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす、起立保持具、排便補助具
理 研 産 業 (株) 金 沢 支 店	金沢市石引1丁目8番6号 ☎ 262-2531 FAX 264-0790	補聴器
東 名 ブ レ ー ス (株)	愛知県瀬戸市坊金町271番地 ☎ (0561)-85-7355 FAX (0561)-85-7177	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす
(株) ス ギ タ	金沢市有松2丁目1番11号 ☎ 244-0035	補聴器
(有) 富 山 福 祉 用 具 販 売	富山市泉町1丁目2番7号 ☎ (076) 493-0216	座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす

※補装具製作（修理）代理受領登録業者以外の業者に依頼する場合には、補装具費は償還払いとなります。

日常生活用具の給付とは

1. 主に重度の障害の方に対して、日常生活を容易にするために給付するものです。
2. 原則として入院中や施設入所中の場合は、給付を受けることができません。
3. 給付を受けたいときは、用具を購入する前に申請しなければなりません。
4. 自己負担は、日常生活用具の価格の原則1割となります。日常生活用具の種類ごとに基準額があり、基準額を超える場合の差額は自己負担となります。（一部所得制限有）

５． 給付する日常生活用具の種目と対象となる障害及び程度は、おおむね次のとおりです。

６． 介護保険などで給付や貸与が受けられる場合は対象になりません。

区分	種 目	障害及び程度	性 能	児童欄	知 的 障害欄	精 神 障害欄
目 の 不 自 由 な 方	点 字 器	視覚障害１～２級で必要と認められる者	固定用の板と定規及び点筆を含む。	○ 学齢児 以上		
	視 覚 障 害 者 用 色 覚 識 別 装 置	視覚障害者１級のための世帯に属する者	色彩を音声等により出力するもので、視覚障害者が容易に使用しうるもの。			
	視 覚 障 害 者 用 ポ ー タ ブ ル レ コ ー ダ ー	視覚障害１～３級	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。又は②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	○ 学齢児 以上		
	視 覚 障 害 者 用 時 計	視覚障害１～２級。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。			
	点 字 タイプライター	視覚障害１～２級（本人が就労又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	○		
	電 磁 調 理 器	視覚障害１～２級又は療育手帳Ａ所持者もしくは精神障害者保健福祉手帳１級所持者で１８才以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。		○ １８歳 以上	○ １８歳 以上
	視 覚 障 害 者 用 体 温 計 （ 音 声 式 ）	①視力障害１～２級 ②視野障害１～２級 （視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	○ 学齢児 以上		
	視 覚 障 害 者 用 音 声 血 圧 計	①視覚障害１～２級 ②視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	○ 学齢児 以上		
	点 字 図 書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書。	○		
	視 覚 障 害 者 用 体 重 計	視覚障害１～２級（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。			
	視 覚 障 害 者 用 拡 大 読 書 器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	○ 学齢児 以上		

区分	種 目	障害及び程度	性 能	児童欄	知 的 障害欄	精 神 障害欄
目の 不 自 由 な 方	歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障害 1 ～ 2 級	視覚障害者が容易に使用し 得るもの。	○ 学齢児 以上		
	点字ディスプレイ	視覚障害 1 ～ 2 級であつて、 必要と認められる者（点字 による意思伝達が可能なも のに限る。）	文字等のコンピュータの画 面情報を点字等により示す ことのできるもの。			
	視覚障害者用活字 文書読上げ装置	視覚障害 1 ～ 2 級	文字情報と同一紙面上に記 載された当該文字情報を暗号 化した情報を読みとり、音声 信号に変換して出力する機能 を有するもので、視覚障害者 が容易に使用しうるもの。	○ 学齢児 以上		
	視 覚 障 害 者 用 地上デジタル放送 対 応 ラ ジ オ	視覚障害 1 ～ 2 級	地上デジタル放送の音声を受 信できる機能を有するもの で、視覚障害者が容易に利 用し得るもの。	○ 学齢児 以上		
耳の 不 自 由 な 方	聴 覚 障 害 者 用 屋 内 信 号 装 置	聴覚障害 2 級（聴覚障害者 のみの世帯及びこれに準ず る世帯で日常生活上必要と 認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等 により知覚できるもの。			
	聴 覚 障 害 者 用 火 災 警 報 器	聴覚障害者 2 ～ 4 級（障害 者のみの世帯及びこれに準 ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により 感知し、光又は刺激臭等 を発生し屋外にも警報ブザー で知らせ得るもの。			
	聴 覚 障 害 者 用 通 信 装 置	聴覚障害者又は音声・言語 機能障害 2 ～ 3 級	一般の電話に接続すること ができ、音声の代わりに、 文字等により通信が可能な 機器であり、障害者が容易 に使用できるもの。	○ 学齢児 以上		
	聴 覚 障 害 者 用 情 報 受 信 装 置	聴覚障害者のうち、必要と 認められる者	聴覚障害者が容易に使用し 得るもの。			
肢 体 の 不 自 由 な 方	ポータブルトイレ	下肢又は体幹機能障害 1 ～ 2 級	障害者が容易に使用し得る もの。（手すりをつけること ができる。）	○ 学齢児 以上		
	特 殊 便 器	上肢障害 1 ～ 2 級又は療育 手帳 A	足踏ペダルやボタンにて温水 温風を出し得るもの。取替え に住宅改修を伴うものを除く。	○ 学齢児 以上	○ 学齢児 以上	
	特 殊 マ ッ ト	下肢又は体幹機能障害 1 級 又は療育手帳 A（常時介護 を要する者に限る。）	褥そうの防止又は失禁等によ る汚染又は損耗を防止でき る機能を有するもの。	○ 3 歳 以上	○ 3 歳 以上	
	特 殊 寝 台	下肢又は体幹機能障害 1 ～ 2 級	腕、脚等の訓練のできる器 具を付帯し、原則として使 用者の頭部及び脚部の傾斜 角度を個別に調整できる機 能を有するもの。			
	特 殊 尿 器	下肢又は体幹機能障害 1 級 （常時介護を要する者に限 る。）	尿が自動的に吸引されるも ので、障害者又は介護者が 容易に使用し得るもの。	○ 学齢児 以上		
	入 浴 担 架	下肢又は体幹機能障害 1 ～ 2 級（入浴に当たって、家族等 他人の介護を要する者に限 る。）	障害者を担架に乗せたままリ フト装置により入浴させる もの。	○ 3 歳 以上		
	体 位 変 換 器	下肢又は体幹機能障害 1 ～ 2 級（下着交換等に当たっ て、家族等他人の介助を要 する者に限る。）	介助者が障害者の体位を変 換させるのに容易に使用し 得るもの。			

区分	種 目	障害及び程度	性 能	児童欄	知的 障害欄	精 神 障害欄
肢 体 の 不 自 由 な 方	住 宅 改 修 費 (居宅生活動作 補 助 用 具)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の1～3級の者。ただし特殊便器への取り替えをする場合は上肢障害1～2級の重複障害の者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	○ 学齢児 以上		
	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、音声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	○ 学齢児 以上		
	人 工 喉 頭	音声言語機能障害者であって喉頭摘出したもの	電動又は笛式により口腔内での構音を補助するもの。	○		
	歩 行 補 助 つ え	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者(概ね1～4級)	歩行時に身体を支え、安定させる(T字状又は棒状のもの。)	○		
	エアーマット	下肢又は体幹機能障害1～2級の者	障害者が容易に使用し得るもの。	○ 学齢児 以上		
	入 浴 補 助 用 具	下肢又は体幹機能障害1～3級であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。住宅改修を伴うものは除く。	○ 3 歳 以上		
	移 動 用 リ フ ト	下肢又は体幹機能障害1～2級の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	○ 3 歳 以上		
排 泄 機 能 に 障 害 の あ る 方	歩 行 支 援 用 具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害1～3級であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ア障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。イ転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	○ 3 歳 以上		
	ス ト マ 用 装 具 (消化器系)	直腸機能障害者のうち、必要と認められるもの	低刺激性の粘着剤を使用する密封型又は下開放型の収納袋及び面板 以下の付属品を含む。 ①皮膚保護材(ベース / パテ、パルター、ワエハ) ②コンベックス・インサート ③フィルム・レッシング材、テープ材 ④皮膚被膜剤(スキンバリア) ⑤粘着剥離剤(リムーバー) ⑥皮膚洗浄剤 ⑦ガーゼ ⑧消臭剤(粉末、錠剤、液体、シート等) ⑨潤滑剤 ⑩ストマ用ベルト ⑪ストマレックパッド(レックパッドベルト) ⑫ナイト・トナージパッド ⑬ストマ袋用カバー ⑭ストマ用ハサミ、フレンジカッター ⑮ストマ用腹帯・オストミーパンツ ⑯入浴用補助剤 ⑰吸収剤(凝固剤) ⑱洗浄剤	○		

区分	種 目	障害及び程度	性 能	児童欄	知 的 障害欄	精 神 障害欄
排泄機能に 障害がある 方	ストマ用装具 (尿路系)	ぼうこう機能障害者のうち、 必要と認められるもの	低刺激性の粘着剤を使用する 密封型の収納処理用の キャップが付いているもの 及び面板 以下の付属品を含む。 ①皮膚保護材(ペースト / パテ、 パウダー、ウエハー) ②コンベックス・インサート ③フィルム・レッシング材、テープ材 ④皮膚被膜剤(スキンバリア) ⑤粘着剥離剤(リムーバー) ⑥皮膚洗浄剤 ⑦ガーゼ ⑧消臭剤(粉末、錠剤、液体、 シート等) ⑨潤滑剤 ⑩ストマ用ベルト ⑪ストマレックバグ(レックバトル ベルト) ⑫ナイト・ドレナージバグ ⑬ストマ袋用カバー ⑭ストマ用ハサミ、フレンジカッター ⑮ストマ用腹帯・オストミーパンツ ⑯入浴用補助剤 ⑰吸収剤(凝固剤) ⑱洗浄剤			
	カテーテル等挿 入者用ストマ用 装具(尿路系)	ぼうこう機能障害者のうち、 尿路変更してカテーテル等 を挿入して排尿するもの	ストマ袋(チューブで接続す るものを含む)、カテーテル 及びストマ用装具に対して必 要なガーゼ、固定用具・固定 下着、剥離剤、プラスチック コネクター及びテープ	○		
	紙 お む つ	①ぼうこう・直腸機能障害 者のうち、ストマ用装具 の使用が困難で紙おむつ 類の使用が必要と認めら れるもの ②18歳未満で発症した脳原 性重度四肢機能障害又は 体幹機能障害者のうち排 便・排尿の意思表示が困難 であり紙おむつ類の使用が 必要と認められるもの	紙おむつ及び尿取りパット	○ 3歳 以上		
	紙 お む つ 等 (受術者用)	ストマ造設によるぼうこ う・直腸機能障害者のうち、 必要と認められるもの	紙おむつ、尿取りパット又 はストマ用装具に付随して 必要となるガーゼ	○		
	紙 お む つ 等 (重度 知的障害児用)	次の①～④を満たす者 ①在宅生活者 ②排便・排尿の意思表示が 困難であり、常時紙おむ つ類の使用が必要と医師 が認める者 ③療育手帳A所持者 ④3歳から18歳に達する日以 降の最初の3月31日まで	紙おむつ及び尿取りパット	○ 3歳 以上		
	収 尿 器	ぼうこう機能障害者のうち、 必要と認められるもの	採尿器と蓄尿器で構成し、尿 の逆流防止装置を付けるもの。	○		
	洗 腸 装 具	人工肛門造設による直腸機 能障害者のうち、洗腸の指 導を受けているもの	障害者が容易に使用できる もの。			

区分	種 目	障害及び程度	性 能	児童欄	知 的 障害欄	精 神 障害欄
そ の 他	透 析 液 加 温 器	腎臓機能障害1～3級で自己 連続携帯式腹膜透析法 (CAPD) による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度 に保つもの。	○ 3歳 以上		
	ネ ブ ラ イ ザ ー (吸 入 器)	呼吸器機能障害1～3級で 吸入加湿処置により呼吸に 伴う負担の軽減を図るため 必要と認められる者	障害者が容易に使用し得る もの。	○		
	電 気 式 た ん 吸 引 器	①呼吸器機能障害1～3級 又は同程度の身体障害者で あって必要と認められる者 ②医療的ケア児	障害者が容易に使用し得る もの。	○		
	パルスオキシ メ ー タ ー の 消 耗 品	次の①②を満たす者 ①次のいずれかの者・呼吸 機能障害1級の者・気管 切開をしている重症心身障 害児 (者) ②パルスオキシメーターの使 用が必要と医師が認める者	プローブ(パルスオキシメー ターに接続させるセンサー)	○		
	人工呼吸器等用 自家発電機、外 部 バッテリー	①医療的ケア児 ②重症心身障害児 (者)	介助者が容易に使用し得る もの	○		
	車 い す 晴 雨 兼 用 雨 具	補装具制度の車いす交付を 受けている者	障害者が容易に使用し得る もの。			
	火 災 警 報 器	1～2級の身体障害者手帳 所持者又は療育手帳 A 所 持者もしくは精神障害者保 健福祉手帳1級所持者 (火 災発生感知及び避難が著 しく困難な障害者のみの世 帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱によ り感知し、音又は光を発し 屋外にも警報ブザーで知ら せ得るもの。	○	○	○
	自 動 消 火 器	1～2級の身体障害者手帳 所持者又は療育手帳 A 所 持者もしくは精神障害者保 健福祉手帳1級所持者 (火 災発生感知及び避難が著 しく困難な障害者のみの世 帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎 の接触で自動的に消火液を 噴射し初期火災を消火し得 るもの。	○	○	○
	緊 急 通 報 装 置	①1～2級の身体障害者手 帳所持者で、単身又は1 ～3級の身体障害者手帳 所持者のみ同居の世帯に 属するもの ②1～2級の身体障害者手 帳所持者で、65歳以上の 高齢者のみ同居の世帯に 属するもの	障害者が身につけることが 可能で、ごく簡単な操作に より緊急事態を自動的に受 信センター等に通報するこ とが可能なもの。			
	情 報 ・ 通 信 支 援 用 具	①上肢障害1～2級の中で文 字を書くことが困難なもの ②視覚障害1～3級の中で 情報取得手段として音声 による読み上げ等が必要 なもの	①キーボード・マウス等入 力装置 (特殊なもの)、 支援ソフト ②スキャナ、OCRソフト、視 覚障害者用ソフト	学齢児 以上		
	聴 覚 障 害 者 用 携 帯 信 号 装 置	聴覚障害又は音声・言語機 能障害1～3級のもの	障害者が窓口呼出しの際に 容易に使用できるもの。			

区分	種 目	障害及び程度	性 能	児童欄	知 的 障害欄	精 神 障害欄
その他	頭 部 保 護 帽	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者で、転倒の危険がある者 ②療育手帳A所持者であり、てんかん発作等により転倒の危険があるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	○	○	
肢体不自由児	訓 練 用 ベ ッ ド	下肢又は体幹機能障害 1 ～ 2 級の児童	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	○ 学齢児 以上		
	訓 練 い す	下肢又は体幹機能障害 1 ～ 2 級の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	○ 3 歳 以上		

1. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
2. 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
3. 児童欄○印は、満18歳未満の身体障害児の給付種目を示す。
4. 知的障害欄の○印は、療育手帳A所持者の給付種目を示す。
5. 精神障害欄の○印は、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の給付種目を示す。
6. 特殊マットとエアーマットとは併給しないものとする。
7. 特殊寝台、特殊マット、エアーマット、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、入浴補助用具、便器、居宅生活動作補助用具については、65歳以上の方又は介護保険により貸与若しくは購入費の支給を受けられる方については対象としない。
8. 重度知的障害児用紙おむつとパルスオキシメーターの消耗品は償還払い。
9. 児童（18歳未満）を給付対象とする物品においては、対象児童の成長又は身体の状態の変化により、給付用具の使用が困難と医師が判断した場合には、耐用年数内でも再交付の取扱いとする。
10. 「準ずる世帯」とは、「対象者を除く同居する者全員が75歳以上の世帯」、「対象者を除く同居する者全員が要介護認定 2 以上の世帯」又は「日中又は夜間に同居する者全員が不在になることがある世帯」をいう。
11. 電気式たん吸引器の給付は合計 2 台とする。
12. 医療的ケア児等とは、人工呼吸器等を装着している障害のある児童その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある児童（原則18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）をいう。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

泉野福祉健康センター ☎ (代)242－1131 FAX 242－8037

元町福祉健康センター ☎ (代)251－0200 FAX 251－5704

駅西福祉健康センター ☎ (代)234－5103 FAX 234－5104

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220－2289 FAX 232－0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

その他日常生活の不便を補うもの

日常生活用具の貸与とは	59
人工内耳の音声信号処理装置購入費用の助成とは	59
中軽度難聴児の補聴器の購入費用の助成とは	60
視覚障害者用ワードプロセッサ共同利用制度とは	60
紙おむつの給付とは	60
点字版・録音版・拡大活字版広報	60
テレビ広報字幕入りDVD（ビデオ）	61
119番通報システム「Net119」について	61
「HELPカード」、「ヘルプマーク」とは	61

日常生活用具の貸与とは

1. 外出が困難な重度障害の方などが、緊急のときに用いられるよう、福祉電話（加入権）を貸与するものです。
2. 対象となるのは、低所得世帯（所得税非課税）の方です。
3. 設置費は、市が負担しますが、使用料と通話料は本人の負担です。

種 目	障 害 及 び 程 度
福祉電話	難聴の方又は外出困難な身体に障害のある方(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

人工内耳の音声信号処理装置購入費用の助成とは

1. 人工内耳を装用している聴覚に障害のある方の音声信号処理装置（体外器）の購入を助成するものです。
2. 対象となるのは、聴覚の身体障害者手帳を所持している方で、現在人工内耳を装用している方です。
3. 装用の経過年数、所得等に制限があります。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

中軽度難聴児の補聴器の購入費用の助成とは

1. 聴覚の身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力が30db以上70db未満の児童の補聴器の購入又は修理費用を助成するものです。
2. 所得制限があります。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

視覚障害者用ワードプロセッサ共同利用制度とは

1. 視覚に障害のある方が操作するための音声機能や文章を点字変換できる機種を設置しており、情報収集の手段として利用することができます。
2. 利用に伴う実費は、利用者の負担となります。
3. 設置場所は、金沢市視覚障害者協会事務所（芳斉1-15-26）です。

〈問い合わせ先〉金沢市視覚障害者協会 ☎ 222-8782 FAX 222-1831

紙おむつの給付とは

1. 紙おむつを常時必要とする在宅の寝たきり重度の身体に障害のある方に対し、紙おむつを支給することにより衛生を保つとともに、介護にあたる家族の経済的負担を軽減するもの。
2. 対象となるのは、障害の程度が身体障害者手帳の1級又は2級に該当する18歳以上65歳未満の方で、3カ月以上寝たきりの状態にある方です。
3. 支給枚数は1日当り原則テープ型2枚及び尿とりパット4枚又は、パンツ型2枚及び尿とりパット4枚又は平型5枚です。
4. 所得制限があります。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

点字版・録音版・拡大活字版広報

1. 本市の行政について視覚・聴覚に障害のある方にも知っていただくため、点字版広報、録音版広報を月1回、また、拡大活字版広報を週1回発行しています。
2. 対象となるのは、点字版広報、録音版広報については身体障害者手帳の1級又は2級、拡大活字版広報については身体障害者手帳の3級又は4級に該当する方です。

〈問い合わせ先〉 広報広聴課

☎ 220-2033 FAX 220-2030

✉kouhou@city.kanazawa.lg.jp

テレビ広報字幕入りDVD（ビデオ）

年間約150分の市政広報テレビ番組へ聴覚障害者向けの字幕を挿入したDVD(ビデオ)を制作し、石川県聴覚障害者センターのビデオライブラリーにて貸出しています。

貸出の対象は県内の聴覚障害者（児）又はその保護者等です。

〈問い合わせ先〉 社会福祉法人石川県聴覚障害者協会

石川県聴覚障害者センター

☎ 264-8615 FAX 261-3021

119番通報システム「Net119」について

1. 「Net119」とは

電話（音声）による119番通報が困難な聴覚等に障害がある方がインターネットと接続できる携帯電話やスマートフォン等を利用し、消防車や救急車を呼ぶことができるものです。（通報は、金沢市、かほく市、津幡町及び内灘町内に限ります。）

※対応機種…インターネットに接続できる携帯電話・スマートフォン・タブレット端末・パソコンなど

2. 対象者（以下のいずれにも該当する方）

(1) 本市に住所を有する方

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する聴覚障害若しくは音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害の身体障害者手帳を所有する方

・「Net119」を利用するには、事前に携帯電話等への登録が必要です。

登録をご希望される方は、下記にて登録手続き日時をご予約の上、障害福祉課までお越しください。

・「Net119」を利用する場合の通信料は、ご利用者の負担となります。

〈問い合わせ先〉 障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉syounfuku@city.kanazawa.lg.jp

「HELPカード」、「ヘルプマーク」とは

「HELPカード」とは、不慮の事故による負傷や病気発症などの緊急時において、カードを提示することにより、第三者の円滑なサポートや医療機関への速やかな搬送などの支援を受けるためのカードです。

「ヘルプマーク」とは、外見からは分からなくても援助や配慮が必要な方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

交付対象は、障害者手帳をお持ちの方のほか、難病の方、発達障害の方、妊娠されている方など、周囲から援助や配慮を必要とする状態である方です。

〈手続きに必要なもの〉

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）
受給者証、母子健康手帳 など

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81番～86番）

泉野福祉健康センター ☎(代)242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター ☎(代)251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター ☎(代)234-5103 FAX 234-5104

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

統合保育とは

1. 「統合保育」とは、保育所又は認定こども園を利用する児童の心身に発達の遅れ等があるとき、その発達を助長し、社会への適応性を高めるため、必要とされる個別的配慮を行い、他の児童とともに集団で保育することをいいます。
2. 対象となるのは、心身の発達の遅れ等の程度が中度又は軽度で、他の児童とともに集団保育を行うことが適当であり、かつ日々施設を利用できる概ね3歳以上の児童です。（満2歳以上の児童も一部対象となります。）

〈問い合わせ先〉保育幼稚園課 ☎ 220-2299 FAX 220-2360

✉hoiku@city.kanazawa.lg.jp

各種割引・減免

J R旅客運賃の割引とは	63
I Rいしかわ鉄道の割引とは.....	63
北陸鉄道バス・電車運賃の割引とは	64
私鉄運賃の割引とは	64
航空運賃の割引とは	65
有料道路の通行料金割引とは	65
携帯電話の割引とは	67
電話リレーサービスとは	67
NHK放送受信料の減免とは	68
障害のある方に対する施設入場料割引状況一覧	69

JR旅客運賃の割引とは

障害のある方がJR線を利用して旅行する場合、運賃等が割引になります。

1. 対象となるのは、身体障害者手帳および療育手帳所持者です。
2. 第1種及び第2種の区分は、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記入されており、第1種というのは本人及び介護者の方が、第2種というのは本人の方が割引になります。(障害のある方が単独でご利用の場合、片道の営業キロが100kmを超える区間に限ります。)
3. 割引率は、5割です。(小児定期乗車券は割引なし)
4. 割引を受けるには、手帳を乗車券発売窓口に提示し、行先、乗車券類の種類等を口頭又はメモの提示により申し込みます。
5. 割引になるのは、次の種類の乗車券類です。

種 類	第1種身体障害者及び知的障害者	第2種身体障害者及び知的障害者
普 通 乗 車 券	単独又は介護者とともに乗る場合。ただし単独で乗る場合は片道100kmをこえないと割引にならない。	単独で片道100kmをこえて乗る場合
急 行 券	介護者とともに乗る場合	割引にならない
普通回数乗車券	〃	〃
定 期 乗 車 券	〃	12歳未満の障害のある方が介護者とともに乗る場合。

(特別急行列車に対する特別急行券は除かれます。)

6. 第1種身体障害者及び知的障害者が、介護者とともに乗る場合は、介護者についても割引になります。
7. 乗車券購入のさい、乗車中には必ず手帳を保持し、求められたら提示してください。
8. 乳幼児(6歳未満)が第1種の身体障害者及び知的障害者で介護者とともに乗る場合、本人は無料で、介護者は割引になります。ただし1人で指定席や寝台車を利用する場合は、割引のこども運賃等が必要です。
9. その他利用できる割引サービスについては、下記にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉JR西日本金沢支社 ☎ 076-254-3017

I R いしかわ鉄道の割引とは

障害のある方が、IRいしかわ鉄道を利用する場合、運賃が割引となります。

〔対象者〕身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

詳しくは、各駅の窓口までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 I R いしかわ鉄道株式会社

☎ 256-0560 FAX 256-0561

北陸鉄道バス・電車運賃の割引とは

(バス) …市内近郊路線バス、県内特急バス等

〔対象者〕身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

1. 現金で乗車されるときは、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の提示のみで半額に取り扱っています。(5円の端数は10円に切り上げになります。)
 2. 身体に障害のある方、知的障害のある方及び精神に障害のある方が介護者と共に乗る場合は、介護者についても割引になります(係員が必要とみなした場合)。(介護者は障害のある方と同伴のある場合に限る。)
 3. 定期券の場合には、所定定期運賃額の3割引になります。(定期割引対象は12歳以上)
 4. ICカード(アイカ)利用の場合、特別割引登録(障害者割引)をすれば引き去り運賃が半額になります。また、30分以内の乗り継ぎにより次のバスで20円が割引かれます。購入時及びバス利用時に手帳提示が必要です。
- ※県外都市との間を結ぶ高速バスについては、身体障害者手帳、療育手帳所持者のみ割引になります。

(電車)

〔対象者〕身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

1. 現金の場合は、半額に相当する運賃とともに手帳を提示して乗車します。(5円の端数は10円に切り上げになります。)
2. 定期券の場合は、割引になることもありますので下記に問い合わせてください。

〈問い合わせ先〉北陸鉄道テレホンサービスセンター

営業時間 毎日8:00~19:00

☎ 237-5115 FAX 237-6961

私鉄運賃の割引とは

石川県内では小松バス、能登島交通バスも上記と同様の割引を行っています。また他都道府県の私鉄においても、割引制度があります。首都圏の大手私鉄についてはJR旅客運賃の割引と同じ扱いですが、くわしくは利用される私鉄各社にお問い合わせください。

航空運賃の割引とは

1. 満12歳以上の身体障害者手帳及び療育手帳の第1種に該当する方が満12歳以上の介護者と共に、又は単独で旅行する場合、割引になります。第2種は、本人のみ割引になります。

平成30年度から一部の航空運送事業者において、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方についても割引制度が適用されるとともに、身体障害者手帳及び療育手帳を提示できる者全員に対して、障害の程度に関わらず介護者1名まで割引が適用されます。

2. 割引を受けるには、航空券販売窓口到手帳を提示して行います。
3. 割引運賃の適用区間及び割引率ほか詳しくは、利用される各航空会社にお問い合わせください。

(参考) 小松空港駐車場料金についても割引があります。

割引額 5割引(出口で手帳を提示するため、第2駐車場に限る)

有料道路の通行料金割引とは

北陸自動車道などの通行料金が割引になるものです。

1. 対象となるのは、身体障害者手帳の交付を受けている方が手帳に登録された自動車を運転する場合、又は第1種の手帳若しくは療育手帳Aを所持している方(以下「重度障害のある方」という。)が手帳に登録された自動車に乗車し、介護者が運転する場合です。
2. 登録できる自動車は原則として車検証上の「所有者の氏名又は名称」が本人又は本人の親族等(ただし、本人以外の方が運転する場合でこれの方が自動車を所有しない場合は、その障害のある方を継続して日常的に介護している方)が所有するもの1台に限ります。

なお、自動車は、「自家用」で、かつ以下の要件を満たす必要があります。

- ・乗車定員が10人以下の乗用自動車又は特種用途自動車(車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車に限る)
 - ・乗車定員が4人以上10人以下の貨物自動車で後部座席が設置され、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの
 - ・総排気量が125ccを超える二輪自動車
3. 次の自動車は対象になりません。
 - ・割賦購入又は長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄又は「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの(法人名義の自動車を個人的に利用している場

合も本割引の対象になりません。また福祉施設等が所有する自動車も本割引の対象になりません。)

・車体に店舗名等のペイントが施されていて、外見上営業用の自動車と認められるもの。

また、登録された自動車であっても、けん引した状態で通行される場合は、割引は受けられません。

4. 割引率は50%以内です。

5. 割引を受けるためには、登録申請を行い手帳に車両番号、割引有効期限などが記載されることが必要です。(重度障害のある方で本人以外の運転による場合は介護者運転の登録が必要です。)

6. 北陸自動車道等の高速道路を通行する場合には、料金を支払う際に各料金所で、手帳を提示し、係員に記載の車両番号と割引有効期限などの確認を受けてください。

7. 事前にETC無線通行による割引登録を行っている場合は、登録した車両とETCカードの組み合わせでご利用ください。なお、ETC無線通行による割引登録を行っている場合で、入口料金所又は出口料金所で何らかの理由によりETC無線通行ができなかった場合には出口料金所で手帳を提示していただく必要があります。(手帳の提示がないと割引は受けられません。)

8. 料金精算機を設置している料金所においても割引の適用は可能です。通行券やクレジットカード・ETCカードを挿入する前に、青色の係員呼び出しレバーを操作し、料金所内の係員に知らせてください。その際、必ず手帳を精算機のカメラレンズにかざし、係員による割引に必要な記載事項(写真、車両番号、割引有効期限等)の確認を受けてください。

※ 記載の車両番号以外の車両での通行、又は手帳に記載の有効期限を過ぎた後での通行の場合には、割引を受けることができませんのでご注意ください。詳しくは福祉窓口等に設置されている「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご覧ください。

<問い合わせ先>

有料道路 E T C 割引登録係

☎ 045-477-1233 (受付時間：平日 9 時～17 時)

FAX 045-474-1110

中日本高速道路株式会社金沢支社料金課

☎ 240-4930 (受付時間：平日 9 時～17 時30分)

手帳への登録手続きと証明印

＜窓口＞ 金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）
泉野福祉健康センター ☎（代）242－1131 FAX 242－8037
元町福祉健康センター ☎（代）251－0200 FAX 251－5704
駅西福祉健康センター ☎（代）234－5103 FAX 234－5104

＜お持ちいただくもの＞

1. 身体障害者手帳又は療育手帳
2. 運転免許証（本人運転のみ）
3. 車検証
4. 本人名義のETCカード（ETCの登録を行う場合）
5. ETC車載器セットアップ申込書・証明書（ETCの登録を行う場合）

携帯電話の割引とは

携帯電話使用料などの割引があります。

〔対象者〕身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかの交付を受けている方。

詳しくは、各携帯電話会社にお問合わせください。

電話リレーサービスとは

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難がある方ときこえる方との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスです。

電話リレーサービスのご利用を希望される聴覚等に障害のある方は、電話リレーサービス提供機関（（一財）日本財団電話リレーサービス）へお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

（一財）日本財団電話リレーサービス

☎ 03－6275－0910

FAX 03－6275－0913

受付時間 9時～18時（年末年始を除く）

<https://nftrs.or.jp>

NHK放送受信料の減免とは

申請により、NHKの放送受信料が全額免除又は半額免除になります。

	対 象	適 用 条 件
全 額 免 除	公的扶助受給者	●生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障害者	所得税法又は地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合
半 額 免 除	視覚・聴覚障害者	視覚障害又は聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級又は２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第１款症に相当する方が、世帯主で受信契約者の場合

※「免除申請書」は障害福祉課又は福祉健康センターで作成いただき、NHKへ提出してください。

手続に必要なもの …… 障害者手帳、認印

＜お問い合わせ＞ NHK金沢放送局営業部 ☎ 264-7010 FAX 264-7019
受付時間、平日10時～17時

＜申請書の発行＞ 金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）
泉野福祉健康センター ☎ (代)242-1131
元町福祉健康センター ☎ (代)251-0200
駅西福祉健康センター ☎ (代)234-5103

障害のある方に対する施設入場料割引状況一覧

※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示する必要があります。

施設の名称	割引額	問合せ先
金沢 21 世紀美術館	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 本人、介護者（1 名）：団体料金に割引（主催展覧会のみ）	 220-2800 FAX 220-2802
金沢能楽美術館	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 本人、介護者（1 名）：①210 円（通常は 310 円）（谷口吉郎・吉生記念金沢建築館の企画展は別途料金が必要）②国民の祝日、障害者週間の期間中は無料	 220-2790 FAX 220-2791
中村記念美術館		 221-0751 FAX 221-0753
安江金箔工芸館		 251-8950 FAX 251-8952
前田土佐守家資料館		 233-1561 FAX 261-0806
金沢ふるさと偉人館		 220-2474 FAX 220-2197
金沢湯涌夢二館		 235-1112 FAX 235-1115
寺島蔵人邸		 224-2789 FAX 224-2789
泉鏡花記念館		 222-1025 FAX 222-1040
室生犀星記念館		 245-1108 FAX 245-1205
徳田秋聲記念館		 251-4300 FAX 251-4301
金沢蓄音器館		 232-3066 FAX 232-3079
金沢湯涌江戸村		 235-1267 FAX 235-1269
鈴木大拙館		 221-8011 FAX 221-8012
金沢くらしの博物館		 222-5740 FAX 222-5740
谷口吉郎・吉生記念金沢建築館		 247-3031 FAX 247-3032
金沢文芸館	国民の祝日、障害者週間の期間中は無料	 263-2444 FAX 263-2443
金沢市老舗記念館		 220-2524 FAX 220-2524
金沢プール	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 本人、介護者（1 名）：65 歳未満 270 円、65 歳以上 160 円、高校生以下 110 円（通常は 65 歳未満 550 円、65 歳以上 330 円、高校生以下 220 円）	 251-3535 FAX 251-3536
屋内交流広場（あめるんパーク）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 本人、介護者（1 名）：一般 50 円、高校生以下 20 円、未就学児無料（通常は一般 100 円、高校生以下 50 円、未就学児無料）	 251-3531 FAX 251-3532

施設の名称	割 引 額	問合せ先
のとじま水族館	療育手帳A、身体障害者手帳1～3級又は精神障害者保健福祉手帳1～2級…本人、介護者1名まで無料 療育手帳B、身体障害者手帳4～6級又は精神障害者保健福祉手帳3級…本人のみ無料	☎ 0767-84-1271 FAX 0767-84-1273
いしかわ動物園	療育手帳A、身体障害者手帳1～3級又は精神障害者保健福祉手帳1～2級…本人、介護者1名まで無料 療育手帳B、身体障害者手帳4～6級又は精神障害者保健福祉手帳3級…本人のみ無料	☎ 0761-51-8500 FAX 0761-51-8504
ふれあい昆虫館		☎ 272-3417 FAX 273-9970
辰口丘陵公園温泉プール		☎ 0761-51-3505 FAX 0761-51-3505
県立美術館	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 本人、介護者（1名）：無料 コレクション展、企画展（県主催）	☎ 231-7580 FAX 224-9550
白山ろく民俗資料館	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳障害者、障害者手帳アプリ「ミライロID」、本人、介護者（1名）：無料	☎・FAX 259-2665
健民海浜プール	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳…個人の利用については210円 （障害福祉関係の学校、団体は無料（事前申込要））	☎ 267-2266 FAX 267-2267
石川県立武道館	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 本人：無料、介護者（1名）：無料	☎ 251-5721 FAX 251-5669
石川県西部緑地公園 陸上競技場	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 本人：無料	☎ 267-2411 FAX 268-7381
石川県立自転車競技場		☎ 286-3766 FAX 286-5600
石川県西部緑地公園 テニスコート		☎ 249-0999 FAX 249-3101
いしかわ総合スポーツセンター	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 本人：無料、介護者（1名）：無料	☎ 268-2222 FAX 268-2238
兼六園・菱櫓・五十間 長屋・橋爪門続櫓・橋爪 門（金沢城公園）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 本人、介護者（1名）：無料	☎ 234-3800 FAX 234-5292
石川県輪島漆芸美術館	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者本人、付添人（1名）無料	☎ 0768-22-9788 FAX 0768-22-9789
石川四高記念文化交流館 （石川近代文学館）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 本人：無料、介護者：障害のある方1名につき、介護者1名無料	☎ 262-5464 FAX 261-1609

なお、割引額、対象者に変更のある場合がありますので、必ず各施設へお問い合わせの上、ご確認ください。

社会参加のための各種施策

金沢メルシーキャブサービスとは	72
福祉タクシー乗車券とは	72
福祉タクシーを利用できる会社一覧	73
タクシー運賃の障害者割引とは	74
障害者福祉バスとは	75
いしかわ支え合い駐車場制度とは	75
福祉有償運送サービスとは	75
福祉車両とは	76
自動車改造費助成とは	76
自動車運転免許取得費助成とは	77
身体障害者介助用自動車改造費助成とは	77
駐車禁止除外指定とは	78
視覚に障害のある方の北陸鉄道バス利用について	79
手話通訳者・要約筆記者派遣事業とは	79
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	79
生活訓練事業とは	80
車いすの貸出とは	80
選挙「郵便等による不在者投票制度」とは	80
選挙「点字投票・代理投票」とは	81
「障害のあるひとの作品展」とは	81
聴覚障害者相談事業とは	81
盲導犬の給付とは	82
要援護者ごみ出しサポート事業とは	82
点字即時情報ネットワーク事業とは	82
点字図書・録音図書貸し出し事業とは	82
盲人ガイドヘルパーネットワーク事業とは	82
音声機能障害者発声訓練事業とは	82
失語症者言語訓練事業とは	83
オストメイト社会適応訓練事業とは	83
手話奉仕員・要約筆記者養成事業とは	83
郵送貸出制度とは	83
自動車事故対策機構（N A S V A）の福祉サービス	84
N T T 西日本 各種福祉サービス	84

金沢メルシーキャブサービスとは

日常的に車いすを利用し、バスやタクシーの利用が困難な方を対象とした送迎サービスです。あらかじめ会員登録と予約が必要です（金沢市内に居住している方に限ります）。運行はボランティアの協力により行っています。車両の乗り降り以外の介助はできません。車いすはご自身でご用意ください。

利 用 料：30分ごと300円＋1 km ごと20円、有料道路・駐車場代等は実費負担
（キャンセル料：利用日の2日前（12月29日～1月3日を除く）から発生。1回300円）

年 会 費：1,500円（4月1日～翌年の3月31日まで）

運行時間：午前8時～午後9時

運 休 日：12月29日～1月3日

利用日数：平日は1カ月につき5日間まで利用できます。（1日の往復は1回）
土日祝日は何度でも利用できます。

運行範囲：金沢市、白山市（合併前の旧松任市および旧鶴来町に限り）、野々
市市、津幡町、内灘町（小松空港へは行きのみ利用できます）

〈問い合わせ先〉金沢市社会福祉協議会 ☎ 231-3725 FAX 231-3721

福祉タクシー乗車券とは

バスを利用することが困難な重度の障害がある方に対し、その社会参加を促進し、福祉を増進するため、福祉タクシー利用料金の一部を助成します。

1. 助成の対象となるのは、身体障害者手帳を所持し下肢障害の1～2級の方、視覚・体幹障害1～3級の方、内部障害1級の方、療育手帳を所持し程度記号Aの方ならびに精神障害者保健福祉手帳を所持する1～2級の方です（ただし市町村民税所得割が16万円以上課税されている方、施設に入所している方及び自動車を持ち、運転できる方は除かれます）。
2. 助成額は、乗車1回ごとに、小型車の初乗り運賃相当額以内です。
3. 利用者が乗車券を利用する場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を福祉タクシーの運転者に提示しなければなりません。
4. 福祉タクシー乗車券は申請によって交付します。

乗車券1冊は、身体障害者手帳又は療育手帳を所持する方は36枚、精神障害者保健福祉手帳を所持する方は24枚が綴っており、1人年間1冊お渡しします。

なお、年度の中途に初めて申請される場合は、月割した枚数をお渡しします。

５．福祉タクシーに乗車したときは乗車１回ごとに、乗車券１枚を運転者に手渡します。

この場合、タクシー運賃が小型車の初乗り運賃相当額を超えるときは、その超える額を運転者に支払います。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（８１～８６番）

各福祉健康センター

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ ２２０－２２８９ FAX ２３２－０２９４

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

なお、前年度交付を受けた方は、各市民センターで申請できます。

〈お持ちいただくもの〉

- １．手帳
- ２．認印（代理の場合）
- ３．前年度の福祉タクシー乗車券綴（前年度交付を受けた方のみ）

福祉タクシー乗車券を利用できる会社一覧（令和３年７月現在）

会 社 名	福祉車	電話番号等	会 社 名	福祉車	電話番号等
ア ヤ カ	○	213-5177	コ ス モ 交 通		255-0011
石 川 近 鉄 タ ク シ ー	○	0570-08-3265 FAX 264-8758	コ ハ ク 介 護 タ ク シ ー	○	080-4257-0589
石 川 グ リ ー ン タ ク シ ー		262-0403 FAX 262-0411	小 松 タ ク シ ー		0120-870-887 0761-22-0888
イ シ カ ワ コ ア ラ	○	272-8411 090-9765-9370	十 二 タ ク シ ー		0120-48-3177 248-3177 FAX 237-2296
石 川 交 通	○	231-4131 FAX 224-1585	す ず ら ん	○	222-2275
石 川 相 互 自 動 車		0761-74-0539 FAX 0761-74-8821	サポートライフキャッツアイ	○	236-2470
I M A 合 同 会 社 さ ち	○	090-3888-1299	サンライズ介護タクシー	○	256-5286 FAX 256-5287
オリエントタルタクシー	○	268-2022 FAX 275-8222	大 学 タ ク シ ー		286-2222
介護タクシーよつば	○	255-2093	大 和 タ ク シ ー	○	266-5166
介護支援タクシー千の栄	○	226-0121 FAX 226-0122	宝 タ ク シ ー		0120-52-1236
介 護 タ ク シ ー 交 通	○	090-3763-5050 FAX 276-9708	た け の 子	○	296-0502
加 賀 第 一 交 通		0761-76-0111	ネ ク ス ト ベ ル	○	287-5722

会 社 名	福祉車	電話番号等	会 社 名	福祉車	電話番号等
加 賀 タ ク シ ー		0120-01-1166 0761-22-1166	な る わ 交 通	○	252-2141
金 沢 交 通	○	268-1094	野 々 市 タ ク シ ー		248-1251
金 沢 個 人 タ ク シ ー		291-5611	富 士 タ ク シ ー		0120-24-0001
金 沢 第 一 交 通		242-2325 FAX 242-2305	プ ロ タ ク シ ー		0120-29-8000 FAX 251-6788
金 沢 タ ク シ ー		240-3211 FAX 240-3235	平 和 タ ク シ ー		237-5677
か な や タ ク シ ー		272-0085	北 陸 さ く ら 交 通		256-5438
き よ し ケ ア サ ポ ー ト	○	287-3217 FAX 287-3183	美 川 タ ク シ ー		278-2121
金 城 交 通	○	258-2100	ラ イ フ サ ポ ー ト ゆ た か	○	216-5566
兼 六 笠 舞 タ ク シ ー	○	261-2320 0120-61-2320	れ ん と	○	287-6411

※「福祉車」欄の○印は、車いす用等の福祉車両を保有しているタクシー会社を示す（車両の詳細については各営業所にお尋ねください）。

タクシー運賃の障害者割引とは

1. 割引の適用…身体障害者手帳又は療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳（タクシー事業者によってできない場合があります）の交付を受けておられる方でその手帳を乗務員に提示された場合です。

2. 割引後の運賃…タクシーメーター器表示額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額になります。

手帳の提示でタクシー運賃の1割引を行う運賃割引制度に関しては、下記までお問い合わせください。

3. 福祉タクシー…乗車券と障害者割引は併用することができます。

※割引は、事業者負担で実施しています。

「障害者割引」に関する

〈問い合わせ先〉 一般社団法人石川県タクシー協会

☎ 254-1348 FAX 268-1349

「福祉タクシー乗車券及び割引の併用」に関する

〈問い合わせ先〉 障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

障害者福祉バスとは

1. 障害のある方の社会参加促進および障害のある方を構成員とする団体等の活動の育成を図るためリフト付バスを運行させるものです。
2. 利用の対象となるのは、障害のある方（児）の団体です（保護者および介護者を含む）。
3. 利用希望日の3カ月前から予約可能で、予約後速やかに申込書を提出することが必要です。
4. 利用料金及び燃料代は無料です。ただし、有料自動車道等の利用料金、利用中の駐車料は利用団体の負担です。
5. その他、利用日、利用時間、利用制限等が決められていますので、くわしくは障害福祉課にお尋ねください。

〈問い合わせ先〉 障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

いしかわ支え合い駐車場制度とは

いしかわ支え合い駐車場制度とは、障害のある方や高齢者等で歩行が困難な方に対し、県内共通の利用証を交付する制度です。

この制度により、障害者等用駐車場を利用できる方を明確にすることで、障害者等用駐車場を必要とする方が駐車場を利用しやすくなることを目指しています。

利用証の交付対象者は、障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等の歩行が困難な方で、石川県が定めた要件を満たしている方が対象となります。詳しくは石川県障害保健福祉課へお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 石川県障害保健福祉課 ☎ 225-1426 FAX 225-1429

✉ shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

〈窓口〉 金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）
各福祉健康センター

福祉有償運送サービスとは

1. 障害のある方、要介護者、要支援者等で単独では公共交通機関の利用が困難な方を対象とした運送サービスです。
2. あらかじめ会員登録をする必要があります。
3. 利用料は、タクシー運賃の概ね2分の1です。
4. 利用方法などくわしくは各事業所へお問い合わせください。

福祉有償運送事業者一覧

(令和3年7月現在)

	事業所名	運営主体		所在地	電話番号
	1 NPO さわやかU	NPO	さわやかU	金沢市西念3-3-5 石川県勤労者福祉文化会館5階	(222) 3337
☆	2 ヘルパーステーションあおぞら	生協	金沢医療生活協同組合	金沢市天神町1-18-37	(264) 0698
☆	3 シニアタウン21金沢事業部	社福	洋和会金沢事業部	金沢市山科町午40-1	(241) 1177
	4 NPO たすけ愛たすかるねット	NPO	たすけ愛	金沢市上荒屋1-380	090-6411-3915
	5 トマト金沢	NPO	ボランティアサービス石川	金沢市八日市4-146-1	(249) 4181
	6 NPO たすけ愛ハッピー	NPO	たすけ愛	金沢市平和町3-5-18	(242) 0004
	7 フリーサポートみんなの力駅西	NPO	みんなの力駅西	金沢市北安江4-26-2	(263) 8883
☆	8 ヘルパーステーションひがしやま	社福	馬場福祉会	金沢市東山3-25-3 グリーンコート東山102	(213) 3717
☆	9 NPO たすけ愛べんり君浅野	NPO	たすけ愛	金沢市京町20-50	(253) 1691
	10 NPO たすけ愛べんり君森本	NPO	たすけ愛	金沢市荒屋町イ195	(258) 7484
	11 南ヶ丘ヘルパーステーション	医療	扇翔会	金沢市額新保1-351	(298) 5027
☆	12 特別養護老人ホーム美杉の郷	社福	はくさん会	白山市桑島4-87-5	(259) 2117
	13 医療法人社団洋和会	医療	洋和会	野々市市新庄2-10	(248) 7575
	14 ヘルパーステーション津幡	社福	津幡町福祉会	河北郡津幡町字能瀬イ1-1	(288) 8921
	15 JA 石川かほくほのぼのヘルプ	農協	石川かほく農業協同組合	河北郡津幡町字川尻タ48	(289) 3432
	16 内灘町社会福祉協議会	社福	内灘町社会福祉協議会	河北郡内灘町字大舞台140	(286) 6953
☆	17 ホームヘルプサービス愛	NPO	プウプ	白山市末広2-35	(275) 5055
☆	18 はなや	一般	はなや	金沢市みどり2-6-6	(229) 7008
	19 シェア金沢	社福	佛子園	金沢市若松町セ104-1	(256) 1010
☆	20 コープいしかわケアセンター金沢	生協	生活協同組合コープいしかわ	金沢市入江2-384	(292) 3390
☆	21 ヘルパーステーションれんげの郷	社福	鳥越福祉会	金沢市小立野3-24-13	(256) 0862
☆	22 悠悠泉本町介護タクシー	社福	寿福祉会	金沢市泉本町4-20-1	(242) 3355
☆	23 ほうしん	NPO	ほうしん	金沢市額乙丸町口268	(243) 4177
	24 白山会	医療	白山会	白山市米永町300-2	(276) 2262

☆はセダン型車両も使用 セダン型車両＝福祉車両ではなく、いわゆる一般的な普通の自動車

福祉車両とは

身体に障害のある方の運転や、乗降を容易にするために車両に改造を施したものです。福祉車両の消費税は非課税となります。

自動車改造費助成とは

1. 身体に重度の障害のある方が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成するものです。
2. 対象となるのは、下記の表の障害のある方で、特別障害者手当の所得制限の限度額を超えない方です。(特別障害者手当所得制限基準額表(28頁))。

改 造 の 区 分	対象となる障害のある方
操向装置及び駆動装置等の一部の改造	身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢、又は体幹機能に障害のある方で、その障害程度が3級以上の方（4級から6級までの方で運転免許に自動車の運転について必要な条件が付されており当該条件を満たすための改造を行う方を含む。）
車椅子収納装置の設置	身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢、又は体幹機能に障害のある方で、その障害程度が3級以上の方

3. 改造する自動車は、障害のある方が自ら所有し運転するものに限られます。
4. 改造する箇所は、自動車の駆動装置、操向装置等又は車いす収納装置です。
5. 助成額は10万円以内です。
6. 助成の申請は、自動車の改造・購入前にしなければなりません。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

自動車運転免許取得費助成とは

1. 障害のある方の就労等の社会参加を促進するため、自動車の運転免許取得に直接要した費用の一部を助成するものです。
2. 対象となるのは、以下の方です。
 - (1) 下肢及び体幹に障害のある方は1級から3級、その他の身体障害では、1級又は2級の方
 - (2) (1)以外の級別の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者で特別障害者手当の所得制限の限度額を超えない方
3. 助成額は免許取得に要した費用のうち、3分の2以内の額で、10万円を限度とします。
4. 運転免許の取得後、6カ月以内に申請してください。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

身体障害者介助用自動車改造費助成とは

車いすを使用する身体に障害のある方の外出を容易にし、介助する方の負担を軽減するために自動車改造を必要とする場合にその費用の一部を助成するものです。

対 象 者 車いす使用の障害のある方^{*}のために自動車改造の必要があると認められた方
特別障害者手当の所得制限の限度額を超えない方

※障害のある方 身体障害者手帳を所持する方

在宅で生活しており、車いすを使用しないと移動が困難な方

改造内容 障害のある方が車いすに乗って安全に乗降できるようリフト付き、回転シート付き又は超低床にする改造（同様の装置が設けられている自動車を購入する場合も含みます）

道路運送車両法の保安基準に適合していることが条件

助成金額 改造に要する経費の1/2（ただし、限度額は下表のとおり）

改 造 の 区 分			限 度 額
回転シート付き車 両への改造又は当 該車両の購入	電動装置がな い回転シート	前部座席が回転するもの	62,000円
		後部座席が回転するもの	100,000円
	電動装置がある回転シート(上下作動装置付)		250,000円
リフト付き車両への改造又は当該車両の購入			300,000円
超低床車両への改造又は当該車両の購入			300,000円

※助成の申請は、自動車の改造・購入前にしなければなりません。

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

駐車禁止除外指定とは

1. 身体障害者手帳等の交付を受け、歩行困難な方として公安委員会が定める障害を有する方は、あらかじめ警察署に申請の上、交付された標章を掲出することで、公安委員会が指定した駐車禁止場所への駐車が可能となります。
2. 公安委員会が定める障害の詳細については、障害の区分や級別等により判断されることとなります。詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせください。

一人での歩行が困難な方への通行許可証の交付について

1. 通行禁止道路や歩行者用道路等の通行許可を申請する際は、事前に使用する車両や運転者を特定する必要がありますが、一人での歩行が困難な方が、タクシーや知人等の車を利用する場合など、やむを得ない理由がある場合は、使用する車両や運転者を特定しないで申請することができます。
2. 一人での歩行が困難な方とは、身体の障害のある方や、病気や怪我で一時的に歩行が困難な場合等も含まれます。詳しくは、通行禁止道路を管轄する警察

署へお問い合わせください。

〈窓口〉 金沢中警察署	☎ 222-0110	FAX 224-7993
金沢東警察署	☎ 253-0110	FAX 251-7829
金沢西警察署	☎ 266-0110	FAX 267-4433

視覚に障害のある方の北陸鉄道バス利用について

視覚に障害のある方が「武蔵ヶ辻・近江町市場」「香林坊」「片町」等複数の路線が乗り入れるバス停留所を利用する場合に、事前に連絡をすることで、乗車予定のバスを停留所前（バスが停車する1台目の位置）に停車するよう配慮します。

1. 乗車する前日までに、北陸鉄道テレホンサービスセンターに連絡し、以下についてお伝えください。

- ・お名前（放送でお名前をお呼びすることはありません）
- ・乗車日 ・路線名 ・乗車停留所名 ・乗車時刻

2. 乗車時間になっても乗車予定の方がバス停留所にいらっしゃらない場合は、出発しますのでご了承ください。

〈連絡先〉 北陸鉄道テレホンサービスセンター

営業時間 毎日 8:00 ～ 19:00 ☎ 237-5115 FAX 237-6961

手話通訳者・要約筆記者派遣事業とは

聴覚に障害のある方（身体障害者手帳所持者）が、日常生活上コミュニケーション等に支障が生じる時に手話通訳者、要約筆記者を派遣するもの。

手話通訳者、要約筆記者派遣

〈連絡先〉 金沢市聴力障害者福祉協会

（金沢市手話通訳者・要約筆記者派遣センター）

☎ 233-7729 FAX 233-9011

✉ mail@k-deaf.sakura.ne.jp

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者に対して、コミュニケーション保障や情報提供をし、自由に外出できるように移動介助をする通訳・介助員を派遣するものです。

〈連絡先〉 社会福祉法人 石川県聴覚障害者協会

石川県聴覚障害者センター ☎ 264-8615 FAX 261-3021

生活訓練事業とは

障害部位別に日常生活を営む上で必要とされる情報提供、生活相談、コミュニケーション手段などの訓練を行うことによって自立心を促し、生きがいのある豊かな生活を送れるよう支援するものです。

①聴覚障害者生活訓練

委託先 金沢市聴力障害者福祉協会 ☎ 233-7729 FAX 233-9011

対象者 聴覚に障害のある方及びその家族など

②盲ろう者生活訓練事業

委託先 石川盲ろう者友の会 ☎ 232-5205 FAX 232-5205

対象者 視覚・聴覚に障害のある方及びその家族など

③視覚障害者歩行訓練士派遣事業

委託先 石川県視覚障害者協会 ☎ 222-8781 FAX 222-1821

対象者 視覚に重度の障害のある方

④重度視覚障害者生活訓練事業

委託先 金沢市視覚障害者協会 ☎ 222-8782 FAX 222-1831

対象者 視覚に重度の障害のある方及びその家族など

訓練内容についての詳しいことは各委託先にお問い合わせください。

車いすの貸出とは

1. 障害のある方の利便をはかるため、ケガ・病気・外出・車いすの修理等一時的に車いすが必要となった時、貸出を行うものです。（費用は無料です）
2. 貸出期間は7日以内です。

〈窓口〉金沢市身体障害者団体連合会（金沢市松ヶ枝福祉館）

☎ 262-6660 FAX 262-6660

選挙「郵便等による不在者投票制度」とは

体が不自由なため、投票所へ行けない方は、郵便等により投票することができます。

1. 対象となるのは、以下の方です。

区 分	障 害 の 種 類	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	1級又は3級
	免疫又は肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

2. 該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。選挙があるときは、選挙当日の4日前まで（必着）に所定の請求書に郵便等投票証明書を添えて、投票用紙と投票用封筒の交付を請求してください。

3. 交付を受けた投票用紙に、候補者の氏名を自分で書いて郵便で選挙管理委員会へ送付してください。郵便の到着が投票当日に間に合わない場合は、無効になりますからご注意ください。

なお、郵便等による不在者投票ができる方のうち、一定の障害の程度に該当する方については「代理記載制度」が利用できます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

〈窓口〉選挙管理委員会 ☎ 220-2077 FAX 260-5254

✉ senkyo@city.kanazawa.lg.jp

郵便等投票証明書の交付申請に必要なもの（お持ちいただくもの）

1. 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証
2. 交付申請書（署名が必要です）

選挙「点字投票・代理投票」とは

目の不自由な方は、点字で投票できます。また手が不自由で自分で投票用紙に記入できない方は、投票所の職員が代わって書いて投票することができます。

なお、点字投票につきましては、開票所において各投票所の分をまとめて開票しますので、投票の秘密は守られます。

「障害のあるひとの作品展」とは

障害のある方が制作された陶芸品、手工芸品、絵画、写真、書等を展示し、広く市民に紹介することにより障害のある方に対する理解を深めてもらうとともに、障害のある方自身の社会参加促進をはかるものです。

〈問い合わせ先〉金沢市身体障害者団体連合会 ☎ 262-6660 FAX 262-6660

聴覚障害者相談事業とは

1. 聴覚に障害のある方の各種相談に応じ、適切な助言、指導を行うことにより日常生活の安定をはかるものです。
2. 実施場所は、金沢市聴力障害者福祉協会事務所（高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内）です。

〈問い合わせ先〉金沢市聴力障害者福祉協会 ☎ 233-7729 FAX 233-9011

盲導犬の給付とは

1. 視覚に障害のある方に対して盲導犬を給付し、行動範囲を拡大することによって社会参加と自立更生を促進するものです。
2. 対象となるのは、満18歳以上で1級及び2級の視覚に障害のある方で原則として在宅の場合に限ります。

〈問い合わせ先〉 特定非営利活動法人アイメイトクラブ石川

☎ 269-8944 FAX 269-8943

要援護者ごみ出しサポート事業とは

ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に、ご自宅の玄関先などでごみを収集する事業です。詳しくはごみ減量推進課までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 ごみ減量推進課 ☎ 220-2302 FAX 260-7193

点字即時情報ネットワーク事業とは

視覚に障害のある方に対して新聞等による最新の情報をパソコンネットワークを通して提供するものです。

〈問い合わせ先〉 石川県視覚障害者協会 ☎ 222-8781 FAX 222-1821

点字図書・録音図書貸し出し事業とは

一般図書を読書することが困難な視覚に障害のある方の、情報手段の確保と教養文化活動の促進を図るものです。

貸出図書 小説、趣味等の点字図書・雑誌、録音図書・雑誌

〈申込み〉 石川県視覚障害者協会 ☎ 222-8781 FAX 222-1821

盲人ガイドヘルパーネットワーク事業とは

重度の視覚に障害のある方が市外、県外を移動する場合、その目的地において必要なガイドヘルパーを確保するものです。

〈申込み〉 石川県視覚障害者協会 ☎ 222-8781 FAX 222-1821

音声機能障害者発声訓練事業とは

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対して発声訓練を行います。

〈問い合わせ先〉 石川喉友会（金沢大学附属病院耳鼻咽喉科内）

☎ 265-2413 FAX 234-4265

失語症者言語訓練事業とは

脳卒中などの後遺症として失語症になった方に対して、言語能力の回復訓練と会員相互の親睦を図るための言語訓練事業を行います。

〈問い合わせ先〉石川県失語症友の会（金沢大学附属病院耳鼻咽喉科内）

☎ 265-2413 FAX 234-4265

オストメイト社会適応訓練事業とは

人工肛門、人工ぼうこう等受術者に対して補助具（ストーマ装具）の装着訓練の講習会や新しい装具の紹介を年6回実施します。又、年6回会報を発行しています。

〈問い合わせ先〉（公社）日本オストミー協会石川県支部（虹の会）

（越屋メディカルケア2階） ☎ 255-1220 FAX 255-2322

（第2・第4水曜午後1時～4時）

手話奉仕員・要約筆記者養成事業とは

①金沢市手話奉仕員養成（入門、基礎）

②金沢市要約筆記者養成（初級、上級）

委 託 先 金沢市聴力障害者福祉協会

場 所 金沢市松ヶ枝福祉館

対 象 者 市内に居住、勤務又は通学する18歳以上の方で、かつ、金沢市手話通訳者・要約筆記者派遣事業に登録し、活動することを目的とする方

〈問い合わせ先〉金沢市聴力障害者福祉協会（金沢市松ヶ枝福祉館内）

☎ 233-7729 FAX 233-9011

郵送貸出制度とは

(1) 重度の身体の障害等により来館が困難な方

■対象者

金沢市内に在住し、身体障害者手帳等（内訳は次の表を参照）を持っている方

区 分	障 害 の 種 類	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	1級又は3級
	免疫又は肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

■料金：無料

■問い合わせ先・申込先

〒920-0863 金沢市玉川町2番20号

金沢市立玉川図書館

☎ 221-1960 FAX 222-6938

✉ bm-tmgwa@lib.kanazawa.ishikawa.jp

(2) 視覚に障害がある方

■対象者

金沢市内に在住または通勤、通学し、身体障害者手帳等（視覚障害）を持っている方

■料金：無料

■問い合わせ先・申込先

〒921-8034 金沢市泉野町4丁目22番22号

金沢市立泉野図書館

☎ 280-2345 FAX 280-2342

✉ izumino_lib@city.kanazawa.lg.jp

自動車事故対策機構(NASVA)の福祉サービス

独立行政法人自動車事故対策機構（通称：NASVA）は、自動車事故被害者に対し、以下のような取組を行っています。

- ・介護料の支給
- ・短期入院・短期入所費用助成 ※対象：介護料受給者
- ・介護相談・訪問支援 ※対象：介護料受給者
- ・療護施設（病院）の設置・運営
- ・交通遺児等貸付制度
- ・介護者（親）なき後に備えるための情報提供

■問い合わせ先：自動車事故対策機構石川支所 ☎239-3207

詳しくはNASVAのサイトでご確認ください。

<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/>

NTT西日本 各種福祉サービス

■ファクスでできる便利なサービス

【NTTふれあいファクス】

耳や言葉の不自由な方から電話の移転、ご注文、故障等のご相談、サービスのお問い合わせ等をファクスでお受けするサービスです（無料）。

《ご利用手順》

1. お手元の用紙に、あなたのお名前・ファクス番号・ご相談内容をご記入ください。

※用紙の大きさや書き方は自由です

2. お住いの地域の「NTTふれあいファクス」の番号（石川：0120-464201）にファクスを送信してください。

3. NTT西日本より折り返しご返答のファクスをお送りします。通話料・手数料は無料
《受付時間》

午前 9 時～午後 5 時

〈土曜・日曜・祝日および年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除きます〉

《ご利用の際の注意点》

- ・ご利用の際には、必ずお客さまの連絡先のファクス番号、お名前をご記入ください。
- ・お住いの地域の受付番号以外へはつながりませんのでご注意ください。
- ・受付時間終了後にご送信いただいた場合は、翌営業日のお取り扱いとなります。
- ・通話料は無料ですが、コンビニエンスストアなどに設置されているファクスをご利用の場合は、ファクス使用料が必要な場合があります。
- ・番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

【NTTファクス104】

耳や言葉の不自由な方からの「104」への電話番号やファクス番号のお問い合わせを、ファクスでお受けするサービスです。

《受付番号》

FAX：0120-000104(全国共通)

《受付時間》

24時間(年中無休)

《料金》

- ・詳しくはNTT西日本「ファクスでできる便利なサービス」のホームページへ。
(<https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/fax/>)
- ・毎月の電話料金に含めてご請求させていただきます。
- ・通話料は無料です。
- ・1回のお問い合わせは、15件までとさせていただきます。
- ・障害の内容によって、ご案内料金が不要となる場合がございます。

詳しくはNTT西日本「NTTグループの福祉サービス」のホームページへ。

(<https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/service/>)

《ご利用手順》

1. お手元の用紙に、あなたのお名前・ファクス番号・お調べになりたいのは電

話番号かファクス番号か・お問い合わせ先＜名前・名称（フリガナ）／住所（フリガナ）／業種等（フリガナ）＞をご記入ください。

※用紙の大きさや書き方は自由です

2. ファクス番号(0120-000104) にファクス送信してください。

3. NTT西日本より折り返しご返答のファクスをお送りします。

《ご利用の際の注意点》

- ・電話帳登録のある方、もしくは事前に番号案内とお申し込みされた方の電話番号・ファクス番号をご案内します。
- ・通話料は無料ですが、コンビニエンスストアなどに設置されているファクスをご利用の場合は、ファクス使用料が必要な場合があります。
- ・番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

【NTTファクス115】

耳や言葉の不自由な方など、電話で電報サービスが利用できない方々を対象としたファクスを利用した電報の申し込み受付をするサービスです。

《電報の申込番号》

FAX : 0120-789379(全国共通)

《電報受付時間》

午前 8 時～午後 7 時

《料金》

電報の種類や文字数により所定の料金が必要です。

※登録や申込時の通話料は無料です

《ご利用手順》

1. お手元の用紙に、あなたのお名前・ファクス番号・電報発信ご希望の旨をご記入ください。（用紙の大きさや書き方は自由です。）
(0120-789379) にファクスを送付してください。
2. 折り返し、指定の電報申込用紙・ご利用方法の案内書などをファクスにてお送りします。
3. 電報をご利用される際は、指定の電報用紙を使って（0120-789379）へファクスでお申し込みください。

受付手続きが完了次第、電報料金通知書をファクスにて送付させていただきます。

《ご利用の際の注意点》

- ・午前 8 時～午後 7 時に受け付けた電報は、当日配達いたします。

- ・通話料は無料ですが、コンビニエンスストアなどに設置されているファクスをご利用の場合は、ファクス使用料が必要な場合があります。
- ・電報サービスは、インターネットホームページ「D-MAIL」でもご利用いただけます。
(<https://dmail.denpo-west.ne.jp/p/P10000010P?disp&r=20210517134601937>)
- ※インターネットの通信料、接続料はお客様のご負担になります
- ・番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

■NTTグループの福祉サービス

耳や言葉の不自由な方に電話をより軽い負担でご利用いただくために、NTTグループではさまざまな福祉サービスを実施しています。

【ふれあい案内】

電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害や上肢等の不自由な方、知的障害や精神障害のある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。（ご利用前には、事前に登録が必要です。）

《お問い合わせ番号》

- ①お電話による事前登録番号：フリーダイヤル0120-104174（全国共通）
- ②FAXによる事前登録番号：フリーダイヤル0120-104134（全国共通）

《受付時間》

午前9時～午後5時

〈土曜・日曜・祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除きます〉

(電話のみ) 携帯電話、PHSからもつながります。

《お申込みおよびご利用手順》

1. 上記連絡先またはFAX番号へお申込書の送付を申し付けください。郵便で申込書を送付いたします。
※FAXご利用時の注意事項お客様のお名前・ふれあい案内ご利用者として登録する電話番号、お申込書郵送先ご住所をお手持ちの用紙に記載して送信してください。
2. 所定の申込書に必要な事項をご記入のうえ、障害者手帳等の該当ページ(氏名、手帳番号、障害名、種別、障害の程度)等をコピーしたものを一緒に郵送してください。
3. お申込内容の確認や、いつから無料で番号案内をご利用できるか等について、電話または郵便によりご連絡させていただきます。
4. 電話でご利用の際は104番へ電話をかけ、「ふれあい案内」とお申し出いただき、お届けいただいている登録電話番号(申込電話番号)と暗証番号をオペレータに

お申し出ください。

FAXでご利用の際は、0120-000104へFAXご送信願います。お客様のお名前・返信先のFAX番号、ふれあい案内ご利用者として登録いただいた電話番号、暗証番号を記載後、お知りになりたい電話番号の情報として「お問合せ先の住所・お名前・業種」等をお手持ちの用紙にご記入願います。

《ご利用いただける方》

●身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方

区 分	身体障害者等級表による級別
視覚障害者	1～6級
肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1、2級
聴覚障害	2級、3級、4級、6級 (1級、5級はなし)
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3級、4級 (1、2級はなし)

●戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方

区 分	障害の程度
視力の障害	特別項症～第6項症
上肢の障害	特別項症～第2項症
聴覚の障害	第2項症、第4項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	第1項症、第2項症、第4項症

●療育手帳(愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります)をお持ちの方

●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

《ご利用の際の注意点》

・番号をお確かめのうえ、お間違えのないようにお願いいたします。

【公衆電話のさまざまな福祉施策】

N T T西日本では、目や肢体、耳の不自由な方が外出先で便利に公衆電話をご利用いただけるよう、さまざまな福祉施策を行っております。詳しくはN T T西日本公衆電話インフォメーションのホームページへ。

(<https://www.ntt-west.co.jp/ptd/basis/welfare.html>)

税金

障害のある方や扶養親族の方々については、税制上で、次のような措置が設けられています。

所得から控除されるもの——	所得税及び市・県民税の障害者控除
税額から控除されるもの——	相続税の控除
免税になるもの——	自動車にかかる諸税の免除
非課税になるもの——	給付金にかかる国税・地方税 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付け等にかかる消費税

障害のある方に関する所得税及び市・県民税の控除について

納税者本人が障害のある方であったり、あるいは同一生計配偶者、扶養親族が障害のある方であるときは、以下の控除が受けられます。

1. 控除の額は、次のとおりです。

①障害者控除

区 分	控 除 額	所得税 (令和2年分)	市・県民税 (令和3年度)
障 害 者 控 除		27万円	26万円
特別障害者控除		40 "	30 "
同居特別障害者控除		75 "	53 "

②扶養控除・配偶者控除

区 分	控 除 額	所得税 (令和2年分)	市・県民税 (令和3年度)
年少扶養控除（0～15歳）		—	—
一般の扶養控除（16～18歳、23～69歳）		38万円	33万円
特定扶養控除（19～22歳）		63 "	45 "
老人扶養控除 （70歳以上）	同居老親等	58 "	45 "
	同居老親等以外	48 "	38 "
配偶者控除	69歳以下	13～38 "	11～33 "
	70歳以上	16～48 "	13～38 "

・ **特別障害者とは**

身体障害者手帳の等級が、1級又は2級の方、精神障害者保健福祉手帳が1級の方、重度の知的障害とされた方等です。

・ **同一生計配偶者、扶養親族とは**

生計を一にする配偶者その他の親族、児童福祉法により里親に委託された児童（いわゆる里子）及び市町村長から養護を委託された老人のうち、所得金額の合計額が48万円以下である方（青色事業専従者として給与の支払いを受ける者及び白色事業専従者を除く。）です。

・ **同居老親等とは**

老人扶養親族のうち、納税者本人又はその配偶者の直系尊属で、かつ、本人又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている方です。

・ **同居特別障害者とは**

同一生計配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、納税者本人又はその配偶者若しくはその本人と生計を一にするその他の親族との同居を常況としている方です。

2. 給与を受けている場合は、年末調整の際、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の障害者控除欄に、手帳の種類と交付年月日、障害の程度など必要事項を記入して控除を受けます。
3. 自営業であれば、確定申告の際、確定申告書の障害者控除欄に必要事項を記入して控除を受けます。
4. 年末調整の際、記入もれとなった場合でも、確定申告を行うことにより控除を受けることができます。

〈問い合わせ先〉 市民税課

☎ 220-2161 FAX 220-2154

✉ shiminzei@city.kanazawa.lg.jp

心身障害者扶養共済掛金の控除について

扶養共済に加入している方については、掛金が所得税や市・県民税の控除対象になります。

1. 年末調整又は確定申告の際、給与所得者の保険料控除申告書又は確定申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄に地方公共団体が実施する心身障害者扶養

制度に基づいて支払った掛金の額を記入します。

2. 掛金の証明書は、毎年県から加入者あて送られますので、それを申告書に添付するか、又は提示する必要があります。

〈問い合わせ先〉 市民税課

☎ 220-2161 FAX 220-2154

✉ shiminzei@city.kanazawa.lg.jp

相続税の障害者控除について

相続人が障害のある方の場合、その相続人の年齢が85歳に達するまで、1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）が控除されます。

〈問い合わせ先〉 金沢税務署

☎ (代)261-3221

非課税とされる給付金等について

非課税とされる給付金等のうち、主なものは次のとおりです。

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、児童扶養手当、児童手当、障害基礎年金、障害厚生年金、心身障害者扶養共済制度に基づく年金

自動車にかかる諸税の免税について

（自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割））

減免の対象となる自動車

1. 障害のある方自身が取得又は所有する自家用車（家族が運転する場合で、身体に障害のある方が18歳未満又は知的に障害のある方・精神に障害のある方の場合は、その方と生計を一にする者が取得又は所有する自家用車を含む。）で、障害のある方1人につき1台です。
2. 家族及び常時介護者が運転する場合で減免を受けるためには、障害のある方が取得又は所有する自動車をその方の通院・通学等に利用していることが必要です。（継続的に通院されていることが必要、入院中は減免できません。ただし、入院先から他病院へ通院している場合は減免が受けられます。）

3. 対象となるのは、下表の障害の区分と等級に該当する方（図中の ■）です。

区 分		本人・家族・介護者運転共通					
等級		1	2	3	4	5	6
障害							
視 覚 障 害							
聴 覚 障 害							
平 衡 機 能 障 害							
上 肢 不 自 由							
下 肢 不 自 由							
体 幹 不 自 由							
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢 機能			← 一上肢にのみ障害が ある場合は除く			
	移動 機能						
内 部 障 害（注１）							
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害							
肝 臓 機 能 障 害							
音 声 機 能 障 害					← 頸部に気管孔を設け 呼吸しなければなら ないものに限る		
知 的 障 害		重度（療育A）※Bは該当しない					
精 神 障 害		1 級					

（注1）内部障害は、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害となります。

（注2）2つ以上の重複障害があり総合等級となっている場合は、各障害の個別等級により減免の可否を決定しますので、詳細はお問い合わせください。

4. 減免措置を受けようとするときは、金沢県税事務所又は県税務課に申請することが必要です。

〈窓口及び申請期限等〉

	窓口	申請期限等
自動車ですでに所有している場合	金沢県税事務所 ☎ 263-8836 FAX 263-8841 県税務課 ☎ 225-1273 FAX 225-1275	納期限まで →自動車税（種別割）全額減免 納期限後～2月まで →自動車税（種別割）月割減免
自動車を新規登録する場合	税務課分室 ☎ 239-3631 FAX 239-3635	登録と同時に申請 →自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）全額減免 ※軽自動車税（種別割）については、別途申請が必要です。詳しくは94頁をご覧ください

〈お持ちいただくもの〉

- (1) 手帳（原本）
- (2) 運転免許証（表裏のコピーでも可）
- (3) 世帯全員が記載されている住民票（続柄の記載があるもの。世帯分離の場合は、障害者と運転者の各世帯の住民票に加えて続柄確認のため戸籍抄本もあわせて必要。）

※マイナンバーの記載は不要です。

なお、身体障害者等と同居していない家族が運転する場合は、健康保険被保険者証、源泉徴収票、税申告書の写しなど身体障害者等と生計を一にしている親族であることが確認できる書類が必要です。

- (4) 証明書
 - 通院の場合……通院証明（病状と通院頻度等を記載）
 - 通学の場合……通学証明
 - 生業の場合……民生委員等の証明
 - 通勤の場合……通勤証明

※決められた様式はありません。通学、生業、通勤の場合は、減免を受けようとする自動車を使用している旨を記載してください。

- (5) 納税通知書（新規登録の場合は不要）又は車検証（コピーでも可）
- (6) 介護者の住民票

○本人運転の場合は(1)、(2)、(5)

○家族運転 〃 (1)～(5)

○介護者運転 〃 (1)～(6)

(3)の住民票、(4)の証明書は、発行日から2カ月以内のものです。

※介護者運転の場合(4)証明書は、下記の「運行計画書」及び「証明書」の写しで代用可です。(但し、発行から2カ月以内のもの)

※介護者運転で申請される場合はあらかじめ常時介護者としての証明を受けていただく必要があります。

手続については障害福祉課（220－2289）にお問い合わせください。

提出書類	・ 運行計画書	}	用紙は障害福祉課にあります。
	・ 証明書（通院等）		
	・ 誓約書		
	・ 申請書（認印必要）		

※自動車税（種別割）の賦課期日以降に身体障害者手帳等を交付された場合で、減免の申請がなされたときは、当該申請日の属する月の翌月分から当該年度の3月分までの税額が減免されます。

〔	賦課期日：新たに取得する自動車→当該自動車を運輸支局で登録する日	〕
	既に所有している自動車→毎年4月1日	

※減免申請に関する詳しい情報は石川県税務課ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/index.html>

（軽自動車税（種別割））

軽自動車税（種別割）について、以下のような減免制度があり、ご希望の方は申請が必要です。

なお、以下の点にご注意ください。

- (1) 一度減免を承認された場合でも、車の買い換えや車両番号の変更があった場合などには、もう一度減免手続きが必要です。
- (2) 減免の申請期限は、納税通知書に記載してある納期限までです。
- (3) 減免の申請窓口は、税務課（第一本庁舎2階）です。
- (4) 軽自動車取得時に軽自動車税（環境性能割）の減免手続きを終えられている場合も、軽自動車税（種別割）を減免するためには、別途、税務課にて軽自

動車税（種別割）の減免申請手続きが必要です。

〈問い合わせ先〉 税務課

☎ 220-2147 FAX 220-2154

✉ zeimu@city.kanazawa.lg.jp

減免の種類

◆障害のある方の減免

減免の対象となる軽自動車

1. 障害のある方自身が所有する自家用車（身体に障害のある方が18歳未満又は知的障害のある方・精神に障害のある方の場合は、その方と生計を一にする方が取得又は所有する自家用車を含む。）で、障害のある方1人につき1台です。
2. 障害のある方と生計を一にする者又は常時介護者が運転する場合で減免になるのは、その自動車が障害のある方所有の車で、障害のある方の通院・通学等に利用されていることが必要です。
3. 対象となるのは毎年4月1日現在で手帳をお持ちの方で、次頁の障害の区分と等級に該当する方（図中の■）です。

（※4月2日以降に手帳の交付を受けた場合、当該年度は対象になりませんので、翌年度に減免申請してください。）

〈お持ちいただくもの〉

- (1) 手帳（精神（1級）の手帳の場合は、自立支援医療（精神通院医療）受給者証も必要です。）
- (2) 運転する方の運転免許証（本人、家族、常時介護者）
- (3) 納税通知書（納税通知書を受け取るまでは、車検証）
- (4) 申請者のマイナンバーがわかるもの
- (5) 窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証、保険証など）

（注）乗用事業用、貨物事業用の車両は障害のある方の減免の対象にはなりません。

対象となるのは、下表の障害の区分と等級に該当する方（図中の ■ です。

区 分		本人・家族・介護者運転共通					
障 害 \ 等級		1	2	3	4	5	6
視 覚 障 害							
聴 覚 障 害							
平 衡 機 能 障 害							
上 肢 不 自 由							
下 肢 不 自 由							
体 幹 不 自 由							
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢 機能			(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)			
	移動 機能						
内 部 障 害 (注1)							
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害							
肝 臓 機 能 障 害							
音 声 機 能 障 害					(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)		
知 的 障 害		重 度 (療育A) ※Bは該当しない					
精 神 障 害		1 級 (自立支援医療 (精神通院医療) の受給者証の交付を受けている者に限る)					

(注1) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害をいう。

※2つ以上の重複障害があり総合等級となっている場合は、各障害の個別等級により減免の可否を決定しますので、詳細はお問い合わせください。

◆構造に関する減免

減免の対象となる軽自動車

軽自動車のうち、専ら身体等に障害のある方の利用に供するために特別の仕様により製造されたもの、又は一般の軽自動車等に同種の構造上の変更が加えられたもの。

(例)・特種車両のうち、車検証に「身体障害者輸送車」又は「車いす移動車」と記載されているもの

- ・車いすの昇降装置及び固定装置を装着している軽自動車等

〈お持ちいただくもの〉

- (1) 車の改造状況がわかるもの（車検証、写真※）

※ 写真については、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{①車の全体とナンバープレートが写ったもの} \\ \text{②改造の状況が写ったもの} \end{array} \right.$

- (2) 納税通知書（納税通知書を受け取るまでは、車検証）

- (3) 申請者のマイナンバーがわかるもの

- (4) 窓口に来られる方の身分証明書

住 ま い

公営住宅入居について

障害のある方の市営住宅への入居相談

〈窓口〉市営住宅課

☎ 220-2331 FAX 261-3366

✉ jyuutaku@city.kanazawa.lg.jp

住宅改造費助成（要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成制度）とは

居住している家屋を自立した生活を過ごせるように改造するとき、改造費用の一部を助成します。

1. 対象者

[身体要件]

次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1、2級（下肢・体幹）所持者または重度身体障害者日常生活用具給付制度による住宅改修費の給付を受けることができる方
- ・介護保険制度の要介護認定において要介護・要支援と認定された方

[対象要件]

次のすべてに該当する方

- ・市税を完納していること
- ・市内に居住していること
- ・過去に当助成を受けていないこと（原則として世帯につき1回のみ）
- ・生計を維持するものの年間所得税額が5万円以下であること

2. 対象となる工事

各所手すり設置、各所段差解消、スロープの整備、引き戸・折れ戸への変更、バリアフリー型浴槽への変更、和式便器から洋式便器への変更、段差解消機・階段昇降機・天井走行リフト等の設置

3. 助成率・助成額

生活保護世帯……………対象経費の100%（限度額100万円）

所得税または市民税非課税世帯…対象経費の90%（限度額 70万円）

所得税額5万円以下の世帯……………対象経費の70%（限度額 50万円）

なお、改修工事箇所により対象経費には別途限度額があり、浴室80万円、便所50万円、移動機器80万円、その他の改造100万円までとなります。

4. 他制度との併用について

当該制度を利用する際は、重度身体障害者日常生活用具給付制度（居宅動作補助用具）または、介護保険制度による給付が優先的に適用されます。（段差解消機等の設置の場合を除く）

〈窓口〉 介護保険課

☎ 220-2264 FAX 220-2559

✉ kaigo@city.kanazawa.lg.jp

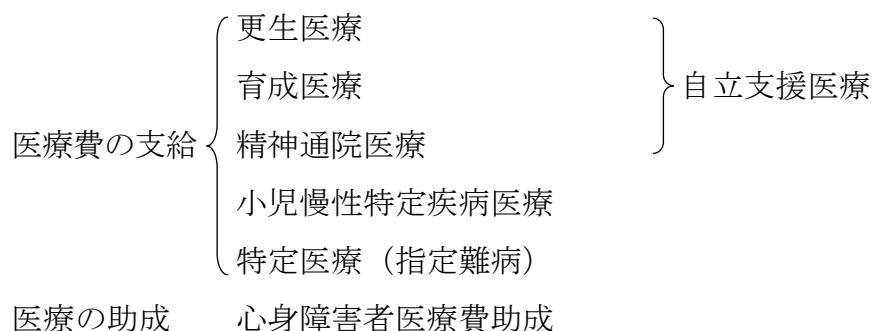
障害のある方のための住まい（施設）とは

施設の種類	内 容	
福 祉 ホ ー ム	低額な料金で、居室その他の設備を利用してもらうとともに、日常生活に必要な便宜を供与することで地域生活を支援します。独立して生活するための練習の場です。原則として自炊を行うことになっています。管理人が、日常生活や仕事について必要な助言を行います。	
	利用できる人	日常生活が自分でできる程度に生活習慣が確立しており、継続して仕事につく見込みがある人で、家庭や住宅の事情により、住宅が確保できない人。
	期 間	規定はありません
	定 員	各ホームで定めた定員
	利 用 料	施設が定めた利用料
	申 込 先	各ホーム
グ ル ー プ ホ ー ム	世話人が食事やその他の日常生活に要する援助を必要に応じて提供します。また、入浴や食事等の介護が必要な方への支援を行います。	
	利用できる人	一定程度の自活能力があり、数人で共同の生活を送ることに支障がなく、日常生活を維持するに足る収入がある人。
	期 間	規定はありません
	利 用 料	定率負担（1割）及び施設が定めた利用料
	申 込 先	各ホーム（利用相談した後は障害福祉課）

※金沢市内の各種施設等については、136頁以降をご覧ください。

健康と医療

障害の原因となった病気、あるいはその他一般的な病気の治療に伴う経済的負担の軽減をはかるため、医療費支給や自己負担分の助成などの制度があります。



更生・育成医療

更生医療とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

育成医療とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101

更生医療とは

1. 身体上の障害を軽くしたり、取り除いたりするための医療で、職業能力を増進したり、日常生活を容易にすることを目的としています。
2. 対象となるのは、18歳以上で身体障害者手帳を所持する方です。
ただし、心臓機能障害者に対する医療は心臓疾患に対する手術、心臓移植術及びこれに伴う医療に限られ、いわゆる内科的治療のみのものは除きます。
じん臓機能障害者に対する給付は人工透析療法、じん臓移植術及びこれに伴う医療に限られます。
肝臓機能障害に対する給付は、肝臓移植術及びこれに伴う医療に限られます。
3. 自己負担は原則、医療費の1割負担ですが、世帯の所得水準等に応じて1カ月あたりの上限額が設定されます。

〈受付窓口〉

泉野福祉健康センター	☎ (代)242-1131	FAX 242-8037
元町福祉健康センター	☎ (代)251-0200	FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	☎ (代)234-5103	FAX 234-5104

金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口 (81～86番)
〈問い合わせ先〉健康政策課 ☎ 220-2233 FAX 220-2231
✉ kenkou@city.kanazawa.lg.jp

育成医療とは

1. 更生医療と同じように身体上の障害を取り除いたり軽くして生活しやすくすることを目的としており、対象は18歳未満の児童です。事前に「自立支援医療受給者証（育成医療）」の交付を受け、「指定育成医療機関」に提示する必要があります。

2. 対象となる障害は

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び肝臓機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

3. ご家族の市町村民税額に応じ自己負担上限額が決まります。（所得制限あり）

〈窓口〉泉野福祉健康センター ☎ (代)242-1131 FAX 242-8037
元町福祉健康センター ☎ (代)251-0200 FAX 251-5704
駅西福祉健康センター ☎ (代)234-5103 FAX 234-5104
〈問い合わせ先〉 地域保健課 ☎ (代)234-5102 FAX 234-5104
✉ tikiho@city.kanazawa.lg.jp

精神通院医療とは

1. 精神に障害のある方の通院にかかる医療費を公費で負担するという制度です。
2. 対象となるのは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒症又はその依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方です。
3. 自己負担は原則一割負担ですが、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの上限額が設定されます。

〈窓口およびお問い合わせ先〉

泉野福祉健康センター ☎ (代)242-1131 FAX 242-8037
✉ izumino_h@city.kanazawa.lg.jp

元町福祉健康センター	☎ (代)251-0200 FAX 251-5704 ✉ motomachi_h@city.kanazawa.lg.jp
駅西福祉健康センター	☎ (代)234-5103 FAX 234-5104 ✉ ekinishi_h@city.kanazawa.lg.jp
金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口 (81~86番)	
障害福祉課	☎ 220-2289 FAX 232-0294 ✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

小児慢性特定疾病医療とは

1. 小児の慢性疾病のうち、特定の疾病にかかっている18歳未満の児童（20歳未満まで延長可能）の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の支給を行う制度です。
2. 対象となるのは、次の疾患群に定められる疾病です。

〈対象疾患群〉

- | | | |
|------------------------|-------------|--------------|
| (1) 悪性新生物 | (2) 慢性腎疾患 | (3) 慢性呼吸器疾患 |
| (4) 慢性心疾患 | (5) 内分泌疾患 | (6) 膠原病 |
| (7) 糖尿病 | (8) 先天性代謝異常 | (9) 血液疾患 |
| (10) 免疫疾患 | (11) 神経・筋疾患 | (12) 慢性消化器疾患 |
| (13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | (14) 皮膚疾患 | |
| (15) 骨系統疾患 | (16) 脈管系疾患 | |

※上記の疾患群に含まれる個別の疾病が762疾病あり、疾病によって対象基準等がありますので、かかりつけの指定医療機関でご相談ください。

3. ご家族の市町村民税額に応じて自己負担があります。

※疾病等により自己負担がない場合もあります。

〈窓口〉 泉野福祉健康センター	☎ (代)242-1131 FAX 242-8037
元町福祉健康センター	☎ (代)251-0200 FAX 251-5704
駅西福祉健康センター	☎ (代)234-5103 FAX 234-5104
〈問い合わせ先〉 地域保健課	☎ (代)234-5102 FAX 234-5104 ✉ tikiho@city.kanazawa.lg.jp

特定医療（指定難病）とは

次の指定難病にかかっている患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費の支給を行う制度です。

〈問い合わせ先〉 県健康推進課

☎ 225－1448

FAX 225－1444

指定難病一覧

（令和3年4月1日現在）

番号	病 名	番号	病 名
1	球脊髄性筋萎縮症	40	高安動脈炎
2	筋萎縮性側索硬化症	41	巨細胞性動脈炎
3	脊髄性筋萎縮症	42	結節性多発動脈炎
4	原発性側索硬化症	43	顕微鏡的多発血管炎
5	進行性核上性麻痺	44	多発血管炎性肉芽腫症
6	パーキンソン病	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
7	大脳皮質基底核変性症	46	悪性関節リウマチ
8	ハンチントン病	47	バージャー病
9	神経有棘赤血球症	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
10	シャルコー・マリー・トゥース病	49	全身性エリテマトーデス
11	重症筋無力症	50	皮膚筋炎／多発性筋炎
12	先天性筋無力症候群	51	全身性強皮症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	52	混合性結合組織病
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	53	シェーグレン症候群
15	封入体筋炎	54	成人スチル病
16	クロウ・深瀬症候群	55	再発性多発軟骨炎
17	多系統萎縮症	56	ベーチェット病
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	57	特発性拡張型心筋症
19	ライソゾーム病	58	肥大型心筋症
20	副腎白質ジストロフィー	59	拘束型心筋症
21	ミトコンドリア病	60	再生不良性貧血
22	もやもや病	61	自己免疫性溶血性貧血
23	プリオン病	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
24	亜急性硬化性全脳炎	63	特発性血小板減少性紫斑病
25	進行性多巣性白質脳症	64	血栓性血小板減少性紫斑病
26	HTLV-1 関連脊髄症	65	原発性免疫不全症候群
27	特発性基底核石灰化症	66	IgA 腎症
28	全身性アミロイドーシス	67	多発性嚢胞腎
29	ウルリッヒ病	68	黄色靱帯骨化症
30	遠位型ミオパチー	69	後縦靱帯骨化症
31	ベスレムミオパチー	70	広範脊柱管狭窄症
32	自己貪食空胞性ミオパチー	71	特発性大腿骨頭壊死症
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	72	下垂体性 ADH 分泌異常症
34	神経線維腫症	73	下垂体性 TSH 分泌亢進症
35	天疱瘡	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症
36	表皮水疱症	75	クッシング病
37	膿疱性乾癬（汎発型）	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
38	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
39	中毒性表皮壊死症	78	下垂体前葉機能低下症

番号	病 名	番号	病 名
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
80	甲状腺ホルモン不応症	126	ペリー症候群
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	127	前頭側頭葉変性症
82	先天性副腎低形成症	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
83	アジソン病	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
84	サルコイドーシス	130	先天性無痛無汗症
85	特発性間質性肺炎	131	アレキサンダー病
86	肺動脈性肺高血圧症	132	先天性核上性球麻痺
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	133	メビウス症候群
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	134	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
89	リンパ脈管筋腫症	135	アイカルディ症候群
90	網膜色素変性症	136	片側巨脳症
91	バッド・キアリ症候群	137	限局性皮質異形成
92	特発性門脈圧亢進症	138	神経細胞移動異常症
93	原発性胆汁性肝硬変	139	先天性大脳白質形成不全症
94	原発性硬化性胆管炎	140	ドラベ症候群
95	自己免疫性肝炎	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
96	クローン病	142	ミオクロニー欠神てんかん
97	潰瘍性大腸炎	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
98	好酸球性消化管疾患	144	レノックス・ガストー症候群
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	145	ウェスト症候群
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	146	大田原症候群
101	腸管神経節細胞僅少症	147	早期ミオクロニー脳症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
103	C F C 症候群	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
104	コステロ症候群	150	環状 20 番染色体症候群
105	チャージ症候群	151	ラスムッセン脳炎
106	クリオピリン関連周期熱症候群	152	P C D H 19 関連症候群
107	若年性特発性関節炎	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
108	T N F 受容体関連周期性症候群	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
109	非典型型溶血性尿毒症症候群	155	ランドウ・クレフナー症候群
110	ブラウ症候群	156	レット症候群
111	先天性ミオパチー	157	スタージ・ウェーバー症候群
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	158	結節性硬化症
113	筋ジストロフィー	159	色素性乾皮症
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	160	先天性魚鱗癬
115	遺伝性周期性四肢麻痺	161	家族性良性慢性天疱瘡
116	アトピー性脊髄炎	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
117	脊髄空洞症	163	特発性後天性全身性無汗症
118	脊髄髄膜瘤	164	眼皮膚白皮症
119	アイザックス症候群	165	肥厚性皮膚骨膜炎
120	遺伝性ジストニア	166	弾性線維性仮性黄色腫
121	神経フェリチン症	167	マルファン症候群
122	脳表へモジデリン沈着症	168	エーラス・ダンロス症候群
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	169	メンケス病
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	170	オクシピタル・ホーン症候群

番号	病 名	番号	病 名
171	ウィルソン病	217	エプスタイン病
172	低ホスファターゼ症	218	アルポート症候群
173	V A T E R 症候群	219	ギャロウェイ・モワト症候群
174	那須・ハコラ病	220	急速進行性糸球体腎炎
175	ウィーバー症候群	221	抗糸球体基底膜腎炎
176	コフィン・ローリー症候群	222	一次性ネフローゼ症候群
177	ジュベール症候群関連疾患	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
178	モワット・ウィルソン症候群	224	紫斑病性腎炎
179	ウィリアムズ症候群	225	先天性腎性尿崩症
180	A T R - X 症候群	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
181	クルーゼン症候群	227	オスラー病
182	アペール症候群	228	閉塞性細気管支炎
183	ファイファー症候群	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
184	アントレー・ビクスラー症候群	230	肺胞低換気症候群
185	コフィン・シリズ症候群	231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
186	ロスムンド・トムソン症候群	232	カーニー複合
187	歌舞伎症候群	233	ウォルフラム症候群
188	多脾症候群	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
189	無脾症候群	235	副甲状腺機能低下症
190	鰓耳腎症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症
191	ウェルナー症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
192	コケイン症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症
193	ブラダー・ウィリ症候群	239	ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症
194	ソトス症候群	240	フェニルケトン尿症
195	ヌーナン症候群	241	高チロシン血症 1 型
196	ヤング・シンプソン症候群	242	高チロシン血症 2 型
197	1 p36 欠失症候群	243	高チロシン血症 3 型
198	4 p 欠失症候群	244	メープルシロップ尿症
199	5 p 欠失症候群	245	プロピオン酸血症
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	246	メチルマロン酸血症
201	アンジェルマン症候群	247	イソ吉草酸血症
202	スミス・マギニス症候群	248	グルコーストランスポーター 1 欠損症
203	22q11.2 欠失症候群	249	グルタル酸血症 1 型
204	エマヌエル症候群	250	グルタル酸血症 2 型
205	脆弱 X 症候群関連疾患	251	尿素サイクル異常症
206	脆弱 X 症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症
207	総動脈幹遺残症	253	先天性葉酸吸収不全
208	修正大血管転位症	254	ポルフィリン症
209	完全大血管転位症	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
210	単心室症	256	筋型糖原病
211	左心低形成症候群	257	肝型糖原病
212	三尖弁閉鎖症	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	260	シトステロール血症
215	ファロー四徴症	261	タンジール病
216	両大血管右室起始症	262	原発性高カイロミクロン血症

番号	病 名	番号	病 名
263	脳腱黄色腫症	299	嚢胞性線維症
264	無 β リポタンパク血症	300	I g G 4 関連疾患
265	脂肪萎縮症	301	黄斑ジストロフィー
266	家族性地中海熱	302	レーベル遺伝性視神経症
267	高 I g D 症候群	303	アッシャー症候群
268	中條・西村症候群	304	若年発症型両側性感音難聴
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	305	遅発性内リンパ水腫
270	慢性再発性多発性骨髄炎	306	好酸球形副鼻腔炎
271	強直性脊椎炎	307	カナバン病
272	進行性骨化性線維異形成症	308	進行性白質脳症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	309	進行性ミオクロームステんかん
274	骨形成不全症	310	先天異常症候群
275	タナトフォリック骨異形成症	311	先天性三尖弁狭窄症
276	軟骨無形成症	312	先天性僧帽弁狭窄症
277	リンパ管腫症 / ゴーハム病	313	先天性肺静脈狭窄症
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	314	左肺動脈右肺動脈起始症
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/ LMX 1 B 関連腎症
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	316	カルニチン回路異常症
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	317	三頭酵素欠損症
282	先天性赤血球形成異常性貧血	318	シトリン欠損症
283	後天性赤芽球癆	319	セピアブテリン還元酵素（S R）欠損症
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
285	ファンconi貧血	321	非ケトーシス型高グリシン血症
286	遺伝性鉄芽球形貧血	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
287	エプスタイン症候群	323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
288	自己免疫性出血病 XIII	324	メチルグルタコン酸尿症
289	クロンカイト・カナダ症候群	325	遺伝性自己炎症疾患
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	326	大理石骨病
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
292	総排泄腔外反症	328	前眼部形成異常
293	総排泄腔遺残	329	無虹彩症
294	先天性横隔膜ヘルニア	330	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
295	乳幼児肝巨大血管腫	331	特発性多中心性キャッスルマン病
296	胆道閉鎖症	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
297	アラジール症候群	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
298	遺伝性腭炎		

〈窓口〉 泉野福祉健康センター

☎代242-1131 FAX 242-8037

✉izumino_h@city.kanazawa.lg.jp

元町福祉健康センター

☎代251-0200 FAX 251-5704

✉motomachi_h@city.kanazawa.lg.jp

駅西福祉健康センター

☎代234-5103 FAX 234-5104

✉ekinishi_h@city.kanazawa.lg.jp

〈問い合わせ先〉 県健康推進課

☎ 225-1448 FAX 225-1444

心身障害者医療費助成とは

国民健康保険や社会保険等を用いて医療を受けたときの自己負担分を助成するもので、助成を受けようとする場合には申請が必要です。医療保険を用いることができるどんな病気でも助成しますが、医療保険のきかない費用(差額ベッド代、入院時の食事代、介護保険制度によるサービス利用料の自己負担額等)は助成の対象経費になりません。

1. 65歳未満

- 対象者 身体障害者1～3級、精神障害者保健福祉手帳1級及び療育手帳の所持者若しくはIQ35以下の方(所得制限あり(別表))
- 助成額 保険診療による自己負担額の金額(ただし、療育手帳Bの場合は入院分のみ)

2. 65歳以上

- 対象者 身体障害者1～3級、4級の音声機能・言語機能の著しい障害、4級の下肢障害の一部、精神障害者保健福祉手帳1級及び療育手帳の所持者若しくはIQ35以下の方(所得制限あり(別表))
- 助成額 保険診療による自己負担額の金額(ただし、療育手帳Bの場合は入院分のみ)

所得制限限度額早見表

- ・受給者本人の所得制限限度額

(下記の所得金額を超えるととき→助成停止)

(円)

区 分		扶 養 親 族 の 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
老人扶養親族等の数	0人	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	5,504,000
	1人		4,084,000	4,464,000	4,844,000	5,224,000	5,604,000
	2人			4,564,000	4,944,000	5,324,000	5,704,000
	3人				5,044,000	5,424,000	5,804,000
	4人					5,524,000	5,904,000
	5人						6,004,000

- ・配偶者又は扶養義務者の所得制限限度額

(下記の所得金額以上であるとき→助成停止)

(円)

区 分		扶 養 親 族 の 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
老人扶養親族の数	0人	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	7,388,000
	1人		6,536,000	6,809,000	7,022,000	7,235,000	7,448,000
	2人			6,809,000	7,082,000	7,295,000	7,508,000
	3人				7,082,000	7,355,000	7,568,000
	4人					7,355,000	7,628,000
	5人						7,628,000

〈お持ちいただくもの〉

1. 障害者医療費証明書又は領収書
2. 認 印
3. 「医療費受給者証」
4. 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
5. 健康保険証

〈受付窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

各福祉健康センター、各市民センター

〈問い合わせ先〉健康政策課

☎ 220-2233 FAX 220-2231

✉ kenkou@city.kanazawa.lg.jp

産科医療補償制度とは

この制度に加入している分娩機関（分娩を取り扱う病院・診療所・助産所）で生まれた脳性まひ児が、下表の基準を全て満たし、補償対象となった場合、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円の補償金が支払われます。ただし、生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません。

	補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)		補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日 までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合	総額 3,000万円
	在胎週数 <u>32週以上</u> で出生体重 <u>1,400g以上</u> 、または在胎週数 <u>28週</u> <u>以上で所定の要件を満たすこと</u>	在胎週数が <u>28週以上</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

補償申請期間は児の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

(ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6ヶ月から補償申請可能です。)

〈問い合わせ先〉産科医療補償制度ホームページ <http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療補償制度専用コールセンター ☎0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く）

後期高齢者医療制度とは

1. 高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、従来の老人保健制度に代わる新しい医療保険制度として平成20年4月に「後期高齢者医療制度」が創設されました。

2. 対象となるのは、以下の方です。(加入している健康保険(国保・被用者保険)を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することとなります。)

- (1) 75歳以上の方全て(75歳の誕生日から資格取得となります。)
- (2) 65歳以上75歳未満の方で、申請により広域連合が一定の障害の状態(※)にあると認めた方(認定の日から資格取得となります。75歳になるまでは、後期高齢者医療制度から脱退することもできます。その場合、脱退申請日の前月までの後期高齢者医療保険料がかかります。障害の状態が障害の要件に該当しなくなった場合は、後期高齢者医療制度から脱退する必要があります。)

※一定の障害に該当する方

- ・障害年金1、2級
- ・身体障害者手帳1、2、3級及び4級(音声・言語機能、下肢障害の一部)
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級

- (3) 生活保護を受けている方は除きます。

3. 医療機関で受診したときには、自己負担額を窓口でお支払いいただきます。

- (1) 一般の方 1割負担
- (2) 現役並み所得のある方 3割負担

なお、医療費が高額となった場合、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。

4. 受けられる医療給付費の種類は以下のとおりです。

療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費

5. 後期高齢者医療保険料(保険料率は、原則石川県内均一となります。)

- (1) 被保険者それぞれの保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

- (2) 令和3年度の保険料率

保険料額(年間64万円限度) = 均等割額(47,520円) + 所得割額(※)

※所得割額は、基礎控除後の総所得金額等×9.33%により算出します。

- (3) 所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方には保険料を軽減する措置があります。

- (4) 保険料を滞納した場合、短期被保険者証や被保険者資格証明書(医療機関

での支払いが全額となります)の交付対象となることがあります。

6. 保険料の納め方

- (1) 原則として特別徴収(年金天引き)となります。ただし、年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と合わせた額が年金受給額の1/2を超える方は、普通徴収(納付書による個別納付又は口座振替)により納めていただきます。
- (2) 年金天引き(特別徴収)により納めている方は、「申出書」と「口座振替依頼書」の提出により、年金天引きを口座振替に変更することができます。

〈問い合わせ先〉医療保険課

☎ 220-2258 FAX 232-5644

✉ kokuho@city.kanazawa.lg.jp

石川県後期高齢者医療広域連合

☎ 223-0140 FAX 223-0144

その他

医療の給付や自己負担分の助成には、次のような制度があります。

養育医療、結核予防法に基づく公費負担、子育て医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成

医療の給付、助成については、健康保険法の改正に伴い内容が変わることもありますのでご注意ください。

〈問い合わせ先〉泉野福祉健康センター

☎ (代)242-1131 FAX 242-8037

元町福祉健康センター

☎ (代)251-0200 FAX 251-5704

駅西福祉健康センター

☎ (代)234-5103 FAX 234-5104

金沢市保健所

☎ (代)234-5102

健康政策課

☎ 220-2233 FAX 220-2231

✉ kenkou@city.kanazawa.lg.jp

健康な生活のための各種施策

温泉療養とは.....	111
ほほえみスポーツフェスタ金沢.....	113
寝具の洗濯乾燥サービスとは.....	113
緊急通報装置設置事業とは.....	113
理髪・美容カットサービス事業とは.....	114

水泳療育訓練とは……………	114
親子療育のつどいとは……………	114
歯科治療について……………	115
療育訓練（あゆみ療育の会）とは……………	115
金沢市すこやか生活リハビリ教室とは……………	115

温泉療養とは

障害のある方の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図るため、障害のある方が指定の温泉旅館に宿泊された場合、宿泊料金の割引を受けることができる「指定宿泊施設利用助成券」を配布しています。

1. 配布の対象となる方

・障害のある方

身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を所持している金沢市内在住の障害のある方

（施設に入所している方が施設の行事で宿泊される場合は、対象となりません。）

・付添の方

重度の障害の方（身体障害者手帳 1 ～ 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者）の付添人で市が認めた方。

※申込者に対し原則 1 名まで

2. 割 引 額

1 回の宿泊（連泊含む）につき、一人 1,000 円 ※ 1 年度に 1 回のみ利用可能（石川県の利用助成券（一人 3,000 円）も同時に発行できます。）

3. 利用助成券の申込み

事前に利用助成券の申込みが必要です。

〈申し込み窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86 番）

金沢市身体障害者団体連合会

高岡町 7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内

☎ 262-6660 FAX 262-6660

金沢手をつなぐ親の会

高岡町 7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内

☎ 261-7840 FAX 261-7830

〈お持ちいただくもの〉

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

4. 利用助成券の使い方

温泉旅館予約時に利用助成券を使用したい旨、申し出てください。

温泉旅館に到着後、必ず利用助成券を提出してください。

利用助成券は現金との引き換えはできません。

〈問い合わせ先〉 障害福祉課 ☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

障害者温泉療養事業指定宿泊施設一覧

(R 3. 6 現在)

番号	名 称	所 在 地	電 話
1	葉 渡 莉	加賀市山代温泉温泉通り 17 番地	0761-77-8200
2	ゆのくに天祥	加賀市山代温泉 19 の 49 番地 1	0761-77-1234
3	森 の 栖	加賀市山代温泉 14-27	0761-77-0150
4	白山菖蒲亭	加賀市山代温泉桔梗丘 4 丁目 34 番地 1	0761-77-0335
5	河鹿荘ロイヤルホテル	加賀市山中温泉河鹿町ホ 100	0761-78-5550
6	すゞや今日楼	加賀市山中温泉下谷町ニ 340	0761-78-4848
7	ホテル翠湖	加賀市柴山町し 50	0761-74-5588
8	まつさき	能美市辰口町 3-1	0761-51-3111
9	露天のゆ金閣	小松市井口町へ 14 番地 1	0761-65-3300
10	の と や	小松市栗津町ワ 85 番地	0761-65-1711
11	川端の湯宿 滝亭	金沢市末町 23-10	076-229-1122
12	休暇村能登千里浜	羽咋市羽咋町オ 70	0767-22-4121
13	いこいの村能登半島 (石川勤労者いこいの村)	羽咋郡志賀町上野 18	0767-32-3131
14	能登ロイヤルホテル	羽咋郡志賀町矢蔵谷ラー 1	0767-32-3111
15	シーサイドヴィラ渤海	羽咋郡志賀町富来領家町甲の 59	0767-42-8080
16	加 賀 屋	七尾市和倉町ヨ部 80 番地	0767-62-1111
17	あえの風	七尾市和倉町和歌崎 8-1	0767-62-3333
18	ホテル海望	七尾市和倉町和歌崎部 12 番地 3	0767-62-1515
19	お宿 すず花	七尾市和倉町ル部 4-7	0767-62-2420
20	日本の宿 のと楽	七尾市石崎町香島 1 丁目 14	0767-62-3131
21	はまづる	七尾市和倉町ル部 2-2	0767-62-2164
22	国民宿舎能登小牧台	七尾市中島町小牧井部 55 番地	0767-66-1121
23	珠洲ビーチホテル	珠洲市蛸島町 1 部 2 番地 480	0768-82-7000
24	ホテルこうしゅうえん	輪島市塚田町 2 字 31 番地の 6	0768-22-8888

ほほえみスポーツフェスタ金沢

障害のある方もない方も運動競技やゲームを楽しみ、交流を深めていくことを目的に毎年実施しています。種目は視覚に障害のある方や車いすを利用されている方も参加できるようになっています。

〈問い合わせ先〉 障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

寝具の洗濯乾燥サービスとは

1. 清潔かつ快適な療養生活を送ってもらうため、寝具等の乾燥消毒は年9回、水洗いは年3回を限度に巡回して実施するものです。

2. 対象者① 65歳未満でねたきりの状態が3ヶ月以上経過し、その状態がなお継続すると認められる在宅の身体に障害のある方で身体障害者手帳に記載されている級別が1、2級の下肢又は体幹障害の方。

対象者② 65歳以上のねたきり又は重度認知症に該当する状態が3ヶ月以上経過し、その状態がなお継続すると認められる在宅の方。

対象者③ 65歳以上で訪問介護員の訪問する一人暮らしの方。

3. 対象寝具 敷き布団又はベッドパッド、掛け布団、毛布

〈窓口〉 金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉 ① 障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

②③ 福祉政策課

☎ 220-2288 FAX 260-7192

✉ fukusei@city.kanazawa.lg.jp

緊急通報装置設置事業とは

1. 在宅の重度の身体に障害のある方を構成員とする要援護世帯に対して緊急通報装置を設置し、世帯の不安の解消を図るものです。

2. 設置対象世帯

身体障害者手帳1、2級の方の一人暮らし世帯又は同居者がいる場合は同居者が障害1～3級の方もしくは、65歳以上の高齢者のみであること。

3. 設置費用は自己負担となります。

〈窓口〉 金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉 障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

理髪・美容カットサービス事業とは

1. ねたきりのため容易に理容（美容）店まで出かけることのできない方に対し、理容・美容業者が利用者宅を訪問し理髪サービス（パーマなどの特殊加工は除く。）を実施します。
2. 対象者① 65歳未満の身体に障害のある方（児）で、在宅において3ヶ月以上寝たきりの状態にあり、容易に理容・美容店へ出かけることができない下肢又は体幹障害の1～2級の方
対象者② 65歳以上のねたきり又は重度認知症に該当する状態が3ヶ月以上経過し、その状態がなお継続すると認められる在宅の方。
3. 利用回数 年2回（自己負担はありません）

〈窓口〉金沢市役所第一本庁舎 福祉と健康の総合窓口（81～86番）

〈問い合わせ先〉①障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

②福祉政策課

☎ 220-2288 FAX 260-7192

✉ fukusei@city.kanazawa.lg.jp

水泳療育訓練・ダウン症児親子水泳教室とは

水中での遊びやゲーム、泳法指導等による療育訓練を通し、日頃の運動不足を解消するとともに、身体機能の回復向上、情緒安定を図るものです。

〈問い合わせ先〉石川県肢体不自由児協会

☎ 224-6126 FAX 224-6126

金沢手をつなぐ親の会

☎ 261-7840 FAX 261-7830

福祉水泳きらり☆

☎ 090-1315-9373 FAX 227-9392

（ダウン症児親子水泳教室）

親子療育のつどいとは

親子旅行やキャンプ等の集団活動を通して社会性を養い、生活経験の充実と療育活動の拡大を図るもので、毎年1回行っています。対象は、知的に障害のある方とそのご家族等です。

〈問い合わせ先〉金沢手をつなぐ親の会

☎ 261-7840 FAX 261-7830

歯科治療について

1. 一般の歯科医院では治療が困難な心身に障害のある方（児）を対象に、歯科相談、歯科検診を行い、その方に合わせた方法を相談しながら治療を行います。
2. 毎日、午前・午後とも診療いたします。（※土日祝は休診）

診療時間 平日9：00～12：30・13：30～17：30

診療は予約制で、お電話やネットでのご予約や歯科相談に対応いたします。

〈問い合わせ先〉 石川県口腔保健医療センター

神宮寺3丁目20-5 石川県歯科医師会館内

☎ 255-3887 FAX 253-1277

✉ center@ida1926.or.jp

このほか、金沢医療センターなどでも治療・歯科検診・歯科健康相談等を実施しています。

療育訓練（あゆみ療育の会）とは

障害のある子ども達や保護者によって構成され、心理リハビリテーション（動作訓練）による療育訓練を行い、身体障害、知的障害、発達障害等の具体的な指導支援法を学び、それぞれの障害を軽減し、克服するための療育活動を行っています。毎月1回の訓練相談会、夏には4日間の集中訓練会や5月・10月に1日の療育キャンプによる訓練等を行っています。

〈問い合わせ先〉 石川県肢体不自由児協会 ☎ 224-6126 FAX 224-6126

金沢市すこやか生活リハビリ教室とは

1. 65歳以上の（市民の）方で、疾病、外傷、脳卒中などで、退院後の心身の機能維持を希望される方、又は介護予防として日常の生活リハビリを希望される方向けの教室であり、理学・言語・音楽療法などによる生活リハビリを実施しています。

2. 実施場所等

- ・ 石川県社会福祉会館 別館（金沢市八田町東1025番地）

年間32回（毎月2～3回）送迎あり

〈問い合わせ先〉 石川県脳卒中リハビリテーション協会

平和町1-3-1 石川県平和町庁舎

☎ 214-6650 FAX 220-7866

就 学

障害のある子どもたちがその障害の状態及び発達段階や特性等に応じ、よりよい教育を受けられるように以下の学校・学級が設置されています。

通級による指導・特別支援学級

金沢市内には、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする子どもたちに対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害の特性に応じた個別の指導を行う「通級による指導」があります。この「通級による指導」は通級指導教室（ことばの教室、きこえの教室、LD・ADHD通級指導教室）で行われています。

また、子どもたちの障害の状態や発達段階などに応じた指導を行うために、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の特別支援学級が設置されています。

特別支援学級での教育理念や目標は、通常の学級に在籍している子どもたちの教育理念や目標と同じであり、特別支援学級の教育課程は、小学校・中学校の学習指導要領をもとに特別支援学校の学習指導要領を参考に編成しています。

令和3年度 特別支援学級・通級指導教室設置一覧（令和3年5月1日現在）

No.	小学校名	特別支援学級				通級による指導			住 所	学校電話	FAX	通級指導教室 電話（直通）
		知的 障害	自閉症 ・情緒 障 害	肢 体 不自由	病弱・ 身 体 虚 弱	ことば	きこえ	LD・ ADHD				
1	泉	○	○						〒921-8036 弥生1-26-1	241-8318	241-8319	
2	中 村 町	○	○			○			〒921-8022 中村町26-12	241-0716	241-0760	241-0741
3	十 一 屋	○	○						〒921-8106 十一屋町3-45	241-7348	241-7349	
4	泉 野	○	○						〒921-8117 緑が丘4-64	241-0615	242-2373	
5	犀 桜	○	○			○		○	〒920-0995 新堅町3-25	262-2355	262-2356	222-6920
6	小 立 野	○	○		○				〒920-0942 小立野4-7-7	232-1283	261-2333	
7	兼 六	○	○			○			〒920-0931 兼六元町7-15	231-7279	232-0515	263-0466
8	中央・芳斎分校	○	○			○		○	〒920-0865 長町1-10-35	221-1811	221-1844	221-1860

No.	小学校名	特 別 支 援 学 級				通級による指導			住 所	学校電話	FAX	通級指導教室 電話（直通）
		知的 障害	自閉症 ・情緒 障 害	肢 体 不自由	病弱・ 身 体 虚 弱	こ と ば	き こ え	LD・ ADHD				
9	長 田 町	○	○						〒920-0043 長田 1-5-40	231-7221	231-0233	
10	明 成	○	○			○	○		〒920-0845 瓢箪町 5-48	231-7438	231-5599	265-7755
11	諸 江 町	○	○	○					〒920-0022 北安江 2-25-1	231-7389	233-1284	
12	馬 場		○						〒920-0831 東山 3-9-30	251-7826	251-7827	
13	森 山 町	○	○	○					〒920-0843 森山 2-13-50	252-6251	252-6252	
14	浅 野 町	○	○	○					〒920-0848 京町 35-1	252-3573	252-0444	
15	小 坂	○	○						〒920-0811 小坂町中 142	252-6386	252-0870	
16	千 坂	○	○	○					〒920-0002 千木 1-125	258-1270	258-0378	
17	夕 日 寺	○	○						〒920-0822 東長江町に 17	252-4471	252-8634	
18	大 浦	○	○						〒920-0205 大浦町ヌ 87	238-2025	238-2988	
19	浅 野 川	○	○						〒920-0207 須崎町チ 42	238-2034	237-1432	
20	鞍 月	○		○					〒920-0064 南新保町リ 27-1	237-6447	237-1447	
21	栗 崎	○	○						〒920-0226 栗崎町へ 78	238-2234	238-2206	
22	大 野 町	○	○						〒920-0331 大野町 1-15	267-1466	267-7344	
23	金 石 町	○	○						〒920-0338 金石北 4-1-1	268-1313	268-1314	
24	大 徳	○	○						〒920-0348 松村 6-200	267-0564	268-7744	
25	戸 板	○	○						〒920-0068 戸坂 1-1	231-5485	223-0170	
26	緑	○	○						〒920-0373 みどり 1-166	249-0100	249-0139	
27	押 野	○	○						〒921-8064 八日市 1-176	241-4197	241-4164	
28	米 丸	○	○	○					〒921-8016 東力町ニ 155	291-1361	291-1830	
29	三 馬	○	○						〒921-8164 久安 6-154	243-2261	243-2262	
30	富 樫	○	○						〒921-8175 山科 3-6-60	243-2533	243-2534	
31	額	○	○				○	○	〒921-8146 額乙丸町イ 41	298-0167	298-4885	298-8218
32	内 川	○	○						〒920-1341 別所町キ 18	241-4039	241-3531	
33	犀 川	○	○						〒920-1302 末町 2-148	229-0008	229-2306	
34	湯 涌								〒920-1122 湯涌荒屋町 23	235-1039	235-1009	
35	田 上	○	○						〒920-1156 田上の里 2-1	221-3353	262-2376	

No.	小学校名	特 別 支 援 学 級				通級による指導			住 所	学校電話	FAX	通級指導教室 電話（直通）
		知的 障害	自閉症 ・情緒 障 害	肢 体 不自由	病弱・ 身 体 虚 弱	ことば	きこえ	LD・ ADHD				
36	医 王 山	○		○					〒920-1102 二俣町さ 21	236-1013	236-1577	
37	森 本	○	○						〒920-3116 南森本町イ 111	258-0048	257-3240	
38	花 園	○	○						〒920-0106 今町ヌ 34	258-0133	258-3381	
39	不 動 寺	○	○						〒920-0173 不動寺町イ 33	258-0221	258-4524	
40	三 谷	○							〒920-0153 宮野町ニ 277	257-6464	257-4896	
41	南 小 立 野	○	○						〒920-0953 涌波 2-5-1	261-9414	222-1780	
42	伏 見 台	○	○						〒921-8151 窪 5-335	244-5091	243-4484	
43	扇 台	○	○	○		○			〒921-8141 馬替 1-34	298-2711	298-2719	298-6261
44	木 曳 野	○	○	○					〒920-0339 木曳野 1-1	268-7332	268-7331	
45	三 和	○	○						〒921-8066 矢木 1-74	240-0088	240-0089	
46	長 坂 台	○	○						〒921-8112 長坂 3-14-1	243-7561	243-7564	
47	新 神 田	○	○						〒921-8013 新神田 1-10-58	291-3821	291-3822	
48	西 南 部	○	○						〒921-8063 八日市出町 304	240-2501	240-2502	
49	米 泉	○	○						〒921-8044 米泉町 4-133-2	242-0551	242-0552	
50	四 十 万	○	○						〒921-8135 四十万 3-186	298-3015	298-3037	
51	西	○	○						〒920-0027 駅西新町 3-15-1	263-5338	263-5340	
52	安 原	○	○	○					〒920-0376 福増町北 1087	249-4471	249-4476	
53	杜 の 里	○	○			○		○	〒920-1165 若松町 3-282	222-1150	222-1151	221-3587

No.	中学校名	特 別 支 援 学 級				通級による指導			住 所	学校電話	FAX	通級指導教室 電話（直通）
		知的 障害	自閉症 ・情緒 障 害	肢 体 不自由	病弱・ 身 体 虚 弱	ことば	きこえ	LD・ ADHD				
1	泉	○					○	○	〒921-8036 弥生 1-26-1	242-2411	242-2412	きこえ 241-1654 LD・ADHD 242-2422
2	野 田	○	○	○					〒921-8111 若草町 1-23	241-5191	241-5192	
3	城 南	○	○						〒920-0966 城南 1-24-1	221-6979	221-6970	
4	紫 錦 台		○						〒920-0938 飛梅町 3-30	262-7268	221-6695	
5	兼 六	○	○						〒920-0924 田井町 12-12	263-2458	263-2459	

No.	中学校名	特 別 支 援 学 級				通級による指導			住 所	学校電話	FAX	通級指導教室 電話（直通）
		知的 障害	自閉症 ・情緒 障 害	肢 体 不自由	病弱・ 身 体 虚 弱	ことば	きこえ	LD・ ADHD				
6	小將町・特学分校	○	○						〒920-0932 小將町 1-15	222-7575	262-6273	
7	高 岡	○	○						〒921-8013 新神田 1-10-1	291-3177	291-3176	
8	鳴 和		○			○			〒920-0804 鳴和 2-10-60	252-5228	252-5229	252-3022
9	長 田		○			○			〒920-0067 二宮町 1-1	231-0035	231-0039	262-6159
10	浅 野 川	○	○						〒920-0017 諸江町下丁 388	237-7352	237-7351	
11	金 石	○	○						〒920-0335 金石東 1-13-1	267-2245	267-2246	
12	芝 原	○							〒920-1122 湯涌荒屋町 23	235-1009	235-1009	
13	西 南 部	○	○						〒921-8062 新保本 1-149	249-2317	249-2538	
14	内 川	○							〒920-1341 別所町 18	241-4039	241-3531	
15	犀 生	○	○						〒920-1302 末町 10-4	229-3347	229-3346	
16	医 王 山		○						〒920-1102 二俣町 21	236-1013	236-1577	
17	森 本	○	○						〒920-3115 弥勒町 22	258-0059	258-0160	
18	額	○	○						〒921-8146 額乙丸町イ 7	298-3520	298-2049	
19	高 尾 台	○	○						〒921-8155 高尾台 1-128	298-6931	298-9936	
20	緑	○	○						〒920-0373 みどり 2-3	240-2151	240-2152	
21	港	○	○						〒920-8217 近岡町 217	238-5663	238-4833	
22	北 鳴	○	○						〒920-0811 小坂町北 95	251-7540	251-4318	
23	大 徳	○	○						〒920-0352 観音堂町ト 35	267-5027	267-5028	
24	清 泉	○	○	○					〒921-8042 泉本町 3-3	226-0881	226-0882	

特別支援学校

特別支援学校は、小・中学校などに準ずる教育を行うとともに、併せて、子どもたちが障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としています。このため、特別支援学校の教育課程は、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間のほか、生活単元学習や自立活動という指導を加えて編成します。

◇知的障害のある子の学校

身辺自立の技能と習慣を身に付けさせるための学習などを通して社会的適応力を伸ばし、社会参加していくための知識、技能及び態度を養うことを重視しています。

石川県立明和特別支援学校

☎ 246-1133 FAX 294-2879 〒921-8834 野々市市中林4-70

金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校

☎ 263-5551 FAX 264-2275 〒920-0933 東兼六町2-10

石川県立いしかわ特別支援学校

☎ 258-1101 FAX 258-1102 〒920-3116 南森本町1-1

◇肢体不自由のある子の学校

子どもの可能性を最大限に伸ばし、自ら積極的に社会参加できることを目指しています。

石川県立明和特別支援学校

☎ 246-1133 FAX 294-2879 〒921-8834 野々市市中林4-70

石川県立いしかわ特別支援学校

☎ 258-1101 FAX 258-1102 〒920-3116 南森本町1-1

◇病弱の子の学校

小学校、中学校又は高等学校の教育目標の達成に努めるとともに、病弱や身体虚弱などに基づく種々の困難を克服することを目指しています。

石川県立医王特別支援学校

☎ 257-0572 FAX 257-2417 〒920-0171 岩出町1

◇聴覚に障害のある子の学校

聴覚に障害のある子どもたちが通学し、幼稚部から高等部まで一貫した教育を受けています。

石川県立ろう学校

☎ 242-6218 FAX 243-4806 〒921-8151 窪6-218

◇視覚に障害のある子の学校

視覚に障害のある子どもたちが通学し、小学校、中学校及び高等学校に準じた教育を受けています。

石川県立盲学校

☎ 262-9181 FAX 222-0214 〒920-0942 小立野5-3-1

就学などのご相談・お問い合わせの窓口は次のとおりです。

金沢市教育委員会 学校指導課

☎ 220-2449 FAX 223-4602

✉ gakkou_k@city.kanazawa.lg.jp

金沢市教育プラザ

☎ 243-0874 FAX 243-1100

特別支援教育就学奨励費の支給とは

小・中学校の特別支援学級等に就学している児童・生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減させるため、就学に要する経費の一部を支給するものです。

1. 援助の範囲は、次のとおりです。

学校給食費、交通費、校外活動費、修学旅行費、学用品費、新入学児童生徒学用品費、体育実技用具費

2. 経費の助成は、その世帯の所得額によって、上記経費の全部の項目又は一部に対してなされます。

3. 手続きの書類は、学校をとおして配布されます。

〈問い合わせ先〉教育総務課

☎ 220-2477 FAX 260-7195

✉ kyouiku_s@city.kanazawa.lg.jp

就労と職業訓練

障害のある方の経済的自立支援のために、次のような施策が実施されています。

就労のために ——— 就労支度援護、職業相談

職業訓練として ——— { 障害者職業センター、職業訓練校
職場適応訓練、社会適応訓練

事業主に ——— 継続雇用奨励金、安定雇用促進奨励金

このほか、障害のある方を雇用する事業主に対しても、各種の援助・障害者雇用納付金制度による各種助成金等の雇用促進対策が図られています。

就労支度援護とは

特別支援学校や職業訓練施設の課程を修了して新たに就労する場合に就労支度経費の一部として、20,000円を支給するものです。

〈問い合わせ先〉 障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

障害のある方の職業相談

相談に行くときは、就職準備といって、仕事に対する自分の考えや計画などを整理し、そのための準備をしてから行くことが大切です。

●就職準備とは次のようなことです。

- ① 毎日、遅刻しないで通勤できるかどうか（生活習慣など）
- ② あいさつなど、ある程度の人付き合いができるかどうか（人間関係）
- ③ 2、3時間ぐらい続けて仕事ができるかどうか（体力や持久力）
- ④ 主治医の指示に従って服薬管理など、自分で健康管理ができるかどうか（健康管理）
- ⑤ 自分の体の調子がいいか悪いか、ある程度自分で判断できること（自己管理）

●障害のある方の就労を援助するサービス事業として

- ① 求職登録：ハローワークに名前や希望する仕事などを登録しておき、求人募集の会社を紹介してもらいます。
- ② 職場適応訓練事業：一般の会社が給付金を受け、訓練を引き受ける制度で、訓練後の本採用が目標となります。
- ③ 石川県障害者職場実習：職場で就職に必要なことについて短期間の実習を行い、職業能力等について事業主が理解を深めることにより、就職の促進を図ります。

〈問い合わせ先〉金沢公共職業安定所（ハローワーク金沢）専門援助第一部門

☎ 253-3033 FAX 200-6029

職業訓練

石川障害者職業センターとは……………	123
石川障害者職業能力開発校とは……………	124
金沢市障害者職業訓練奨励金とは……………	126
職場適応訓練について……………	127
障害者雇用定着促進事業とは……………	127
金沢障害者就業・生活支援センターとは……………	127

石川障害者職業センターとは

ハローワークとの密接な連携のもと、就職する上で何らかの障害のある方に対して、職業相談・職業評価を実施し就職に向けた相談から就職後のフォローアップまで一貫した就労支援を行っています。

なお、当センターの利用料は無料ですが、交通費、食事代等は自己負担になります。

【職業評価】 職業生活における自立を最も効果的に果たすことができるように、面接、職業適性検査等を通して、その方の障害特性や職業能力、職業適性等の把握を行います。その結果をもとに、今後の就労や職場定着に向けた支援の方法や内容、具体的目標を盛り込んだ「職業リハビリテーション計画」を、協議の上作成します。

【職業準備支援】 当センター内の作業支援室において、上記「職業評価」を通し

て見られた課題の改善及び対処方法の整理、職業に関する知識の習得などの支援を行います。具体的には、模擬的就労場面での作業体験を行う「作業支援」、就職活動における準備（ナビゲーションブック作成、面接練習など）の講座を行う「講習カリキュラム」、精神障害のある方を対象としてストレス対処の検討や対人スキルトレーニングなどを行う「自立支援カリキュラム」、気分障害のある方を対象としてグループワークなどを行う「適応支援カリキュラム」、発達障害のある方を対象としてコミュニケーションや問題解決などのスキル向上、ストレス対処などの講座を行う「就労支援カリキュラム」があります。

【ジョブコーチ支援事業】 障害のある方が職場にスムーズに適応できるように、業務遂行上のご本人の課題の軽減・改善に向けて、ジョブコーチが実際に職場を訪問し支援を行います。また、障害のある方と事業主・現場の従業員の方との橋渡しを行い、事業所の方に対して、働きつづけるために必要な配慮の内容などについて助言を行います。

【リワーク支援】 うつ病など精神疾患により休職している方、休職中の方の復職を考えている事業所の方に対し、主治医と連携して、職場復帰の支援を行います。休職中の方へは、職場復帰に向けたコーディネートやリワーク支援プログラムのご提供、事業所の方へは復職に向けての受け入れ準備の相談等、休職者の方と事業所の方の双方に対して支援を実施します。

（リワーク支援は、うつ病などにより休職中の方で、主治医が職場復帰のための活動を開始することを了解している方を対象としています。すでに会社を退職した方、主治医からまだ休養が必要と判断されている方は対象にはなりません。）

〈問い合わせ・申込先〉

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部

石川障害者職業センター ☎ 225-5011 FAX 225-5017

金沢市彦三町1-2-1 アソルティ金沢彦三2階

石川障害者職業能力開発校とは

身体障害、精神障害又は知的障害のある方等が、各人の能力に適応する職種について基礎的な知識・技能を習得するための職業能力開発の施設です。

訓練期間は1年間で、4月入校・3月修了です。（キャリア・マネジメント科については、訓練期間は6カ月で、入校は4月及び10月、修了は9月及び3月です。）

※下記の訓練科は令和3年4月現在のものであり、次年度の募集時には変更となる場合があります。

訓練科	訓練内容
機械CAD科 (定員10名)	機械部品などの図面の読み方、描写及び簡単な機械設計の基礎知識を学び、これらを基にCADを用いて図面作成の技術を習得します。 ◆取得可能な資格 技能士補、CAD利用技術者試験、CS ワープロ・表計算技士
電子機器科 (定員10名)	電気・電子の基礎知識を学び、各種電子機器のメンテナンス、シーケンス及びマイコン制御のプログラミング技術を習得します。 ◆取得可能な資格 技能士補、電子機器組立技能士、シーケンス制御技能士、CS ワープロ・表計算技士
陶磁器製造科 (定員10名)	鉛筆と水彩による基礎デザイン、陶磁器（九谷焼）図案製作等の基礎知識を学び、ロクロ成形、九谷焼上絵付け・下絵付け（染付け）を習得します。 ◆取得可能な資格 技能士補
OAビジネス科 (定員20名)	事務一般、簿記会計の基本的な事務知識を学び、各種OAアプリケーションソフトの操作の技術を習得します。 ◆取得可能な資格 技能士補、簿記検定（日商・全経）、CS ワープロ・表計算技士
実務作業科 (定員10名) 知的障害の方が対象	清掃管理、介護サービス、園芸、物流、情操、応接、心の健康等のカリキュラムを通じ、就業に必要な職場適応能力を習得します。 ◆取得可能な資格 日本語ワープロ・表計算・文書デザイン（日検）
キャリア・マネジメント科 (定員前期・後期各10名) 精神障害の方が対象	就業に向けての自己管理を行いながら、ビジネスマナー、コミュニケーションスキルのほか、事務、物流の基礎知識を習得します。 ◆取得可能な資格 日本語ワープロ・表計算・文書デザイン（日検）

3. 応募資格はつぎのとおりです。

○身体障害者・精神障害者

障害の症状が固定している方

就職の意志が強い方

職業的自立の見込みのある方（介助支援のある方は相談してください）

集団生活に支障のない方

○知的障害者

職業的自立の見込みのある方

集団生活に支障のない方

上記以外の障害のある方はご相談ください。

4. 必要経費等についてはつぎのとおりです。

○授業料は無料です。但し、教科書、検定受験料等は自己負担となります。

○公共職業安定所の受講指示を受けた人は、訓練手当又は雇用保険が支給されます。

5. 応募手続

最寄りの公共職業安定所にご相談ください。(必要な書類も用意してあります) 当校においても訓練の見学や相談を行っていますので、事前にご連絡のうえご来校ください。

(1) 提出書類

① 入校願書 (当校指定様式)

② 健康診断書 (当校指定様式)

③ 写真 (脱帽した上半身を6カ月以内に撮影したもの、縦3cm × 横2.5cm)
を願書に貼付、他に2枚

④ 新規学卒予定者は、学業成績証明書

⑤ その他、当校が指定する書類

(2) 提出先

最寄りの公共職業安定所

(3) 募集期間

【機械CAD科、電子機器科、陶磁器製造科、OAビジネス科、実務作業科】

一次 募集期間 9月1日～10月22日 選考日 11月5日

二次 募集期間 12月1日～R4.1月21日 選考日 R4.2月4日

【キャリア・マネジメント科】

前期 一次 募集期間 12月1日～R4.1月21日 選考日 R4.2月4日

二次 募集期間 R4.2月9日～3月2日 選考日 R4.3月16日

〈相談・問い合わせ先〉最寄りの公共職業安定所

石川障害者職業能力開発校

☎ (代)248-2235

FAX 248-2236

金沢市障害者職業訓練奨励金とは

金沢市では公共職業能力開発施設等で、6か月以上の職業訓練を受けた方に奨励金を支給しています。(1人1回まで)

訓練期間が 6 か月以上12か月未満の場合 5 万円

12か月以上の場合 10万円

〈問い合わせ先〉 労働政策課

☎ 220-2199 FAX 260-7191

✉ roudou@city.kanazawa.lg.jp

職場適応訓練について

障害のある方の就職を容易にするため、職場環境に適応する訓練を事業主に委託して行い、訓練終了後引き続き雇用してもらうことを期待して実施する制度です。

〈問い合わせ先〉 金沢公共職業安定所（ハローワーク金沢）専門援助第一部門

☎ 253-3033 FAX 200-6029

障害者雇用定着促進事業とは

障害のある方の一般雇用を促進するため、職場開拓から、現場でのアドバイス、就労後のフォローアップまで、ジョブコーチが支援します。

〈問い合わせ先〉 金沢市社会福祉協議会

☎ 231-0800 FAX 231-0801

金沢障害者就業・生活支援センターとは

就職や職場への定着が困難な障害のある方に対し、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就業とそれに伴う日常生活上の相談に応じます。

①利用できる人

金沢市・かほく市・白山市・野々市市・津幡町・内灘町（4市2町）在住の心身に障害のある方で、働くことやそれに伴う生活のことで悩んでいる方が対象です。また、障害者雇用に関して事業主の方からの相談にも応じています。

②利用料

無料です。ただし、利用に伴う経費（交通費・昼食費など）他機関での手続きにかかる費用は自己負担となります。

③相談日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時30分

こんなことで悩んでいませんか？

Q 働きたいけれどどうしたらいいの？

④ 公共職業安定所（ハローワーク）と協力し、あなたにあった職場を一緒に探します。また、必要に応じて面接にも同行します。（就職の斡旋はしていません）

Q この地域で働きながら暮らしたいのですが…

④ 健康のことや余暇のことなど、生活するうえでの悩み全般を、必要に応じて行政、関係機関等と連携してサポートします。

Q 働いているけれど、うまくいなくて悩んでいます…

④ 就職後も職場での悩みなどの相談にのり、定期的な職場訪問をしながらあなたが職場に定着できるように手助けをします。

Q 障害のある方の雇用を考えているのですが…

④ 障害の程度に応じた作業内容や障害の特性、接し方等についての相談・アドバイスをします。

〈問い合わせ先〉金沢市社会福祉協議会

金沢障害者就業・生活支援センター

☎ 231-0800 FAX 231-0801

継続雇用奨励金について

国の制度としての特定求職者雇用開発助成金の支給期間が満了したのち、引続いて市が2年間事業主に助成する制度です。

助成額 重度の障害のある方（月額） 24,000円（2年目は12,000円）

軽度 " " 22,000円（2年目は11,000円）

〈問い合わせ先〉障害福祉課

☎ 220-2289 FAX 232-0294

✉ syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

安定雇用促進奨励金について

国の制度としてのトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）の対象者をトライアル雇用終了後、3か月間常用雇用した事業主に助成する制度です。

助成額 60,000円（短時間トライアル雇用は30,000円）

〈問い合わせ先〉労働政策課

☎ 220-2199 FAX 260-7191

✉ roudou@city.kanazawa.lg.jp

施設で作業をしたい方

施設の種類	概要	
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援)	就労に必要な体力や習慣などを身につけたり、就労の機会を提供する等いろいろな仕事や活動をする場です。 仕事に応じて賃金又は工賃が出ます。	
	利用できる人	すぐに一般の仕事につくのは難しいが、近い将来は就労したいという希望を持っている人、又は一般就労が困難な人。
	期 間	サービスにより期間が変わります。
	利 用 料	市が設定した負担上限月額若しくは利用されるサービス費用の1割のうち、低い額。
	問い合わせ先	・当該施設  137 頁 ・障害福祉課  220-2289 FAX 232-0294  syoufuku@city.kanazawa.lg.jp
地域活動支援センター	軽い作業をしながら仲間と語る憩いの場です。 また、作業意欲の向上を図り、社会的自立を目指す所です。	
	利用できる人	地域に生活している障害のある方。
	期 間	特に期限はありません。
	利 用 料	施設により食事代や材料費などの実費負担があります。
	問い合わせ先	・当該施設  143 頁 ・障害福祉課  220-2291 FAX 232-0294  syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

障害者就労促進事業について

公共交通機関を利用して、就労移行支援事業所・就労継続支援B型事業所・地域活動支援センターへ通所している方に対し、定期券設定運賃の2分の1に相当する額を助成する制度です。(ただし、各公共交通機関による障害者割引制度がある場合は、割引相当額を控除した額となります。)

〈問い合わせ先〉 障害福祉課  220-2289 FAX 232-0294

 syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

資金の貸付け

経済的自立を図り安定した生活が営まれるよう、次の資金貸付けの制度があります。

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立等を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

貸付対象

- ① 低所得世帯（他からの借入が困難な収入の少ない世帯）
- ② 障害者世帯
- ③ 高齢者世帯

※ 収入基準額を超える場合は貸付対象となりません。（収入基準額は世帯によって異なります。）

※ 資金の種類・目的・使途により、貸付対象や要件が異なります。

貸付内容

《福祉資金：福祉費》

（令和3年4月1日現在）

資金の目的	貸付限度額の目安	据置期間	償還期間
・ 生業を営むために必要な経費	460 万円	6 月以内	20 年以内
・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間 6 月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年以内 580 万円		8 年以内
・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円		7 年以内
・ 福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円		8 年以内
・ 障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円		8 年以内
・ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円		10 年以内
・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間 1 年未満 170 万円 1.5 年未満 230 万円		5 年以内

・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービス受給期間 1 年未満 170 万円 1.5 年未満 230 万円	6 月以内	5 年以内
・災害を受けた事により、臨時に必要なとなる経費	150 万円		7 年以内
・冠婚葬祭に必要な経費	50 万円		3 年以内
・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円		3 年以内
・就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円		3 年以内
・その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円		3 年以内

《福祉資金：緊急小口資金》

※原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていただきます。

資金の目的	貸付限度額	据置期間	償還期間
・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費 ・給与等の盗難による生活費 ・火災等被災したときの生活費 ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10 万円	2 月以内	12 月以内

《教育支援資金》

資金の目的	貸付限度額	据置期間	償還期間
・教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	＜高校＞ 月 3.5 万円 ＜高専＞ 月 6.0 万円 ＜短大＞ 月 6.0 万円 ＜大学＞ 月 6.5 万円 ※特に必要と認められる場合、貸付限度額の1.5倍まで貸付可	卒業後 6 月以内	20 年以内
・就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円		

《総合支援資金》

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより、自立が見込まれる世帯を対象とした貸付制度

※原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていただきます。

資金種類・用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
・生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用 貸付期間は原則 3 ヶ月間 （最長 1 年間）	2 人以上の世帯 月 20 万円 単身世帯 月 15 万円	最終貸付日から、 6 月以内	10 年以内

・住宅入居費 敷金、礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円	最終貸付日から、 6 月以内	10 年以内
・一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円		

《不動産担保型生活資金》

低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

資金の目的	貸付限度額	据置期間	償還期間
低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	月 30 万円 (土地評価額の 7 割に達するまで)	契約終了後 3 月以内	据置期間終了時(一括)

連帯保証人

原則 1 名必要（県内に居住する 65 歳未満で継続して定期的な収入があり、住民税が課税されている方）

※やむを得ず連帯保証人を立てられない場合も申請可。緊急小口資金は連帯保証人不要。

※不動産担保型生活資金は、推定相続人の中から 1 名必要。

連帯借受人

福祉費（技能習得費、支度費）、および教育支援資金を借入する場合に必要となります。この場合、原則として連帯保証人は不要です。

貸付利子

連帯保証人を立てる場合：無利子

連帯保証人を立てられない場合：年利 1.5%

※緊急小口資金と教育支援資金、福祉費（技能習得費、支度費）は無利子

※不動産担保型生活資金は年利 3% 又は毎年 4 月 1 日現在の長期プライムレートのいずれか低い方

審 査

石川県社会福祉協議会で、資金使途、金額、償還の見通し等を総合的に判断し、貸付の可否を決定します。審査の結果、貸付できない場合があります。

注意事項

- ・他の債務の返済等に充てることはできません。
- ・他の公的貸付制度や公的給付を受けられる場合、他制度を優先して利用していただきます。
- ・すでに支払い済みの経費や、発注・契約済みの経費は貸付対象となりません。
- ・返済は、元利均等の月賦償還となります。据置期間終了後、償還計画に基づき返済していただきます。償還期限を過ぎると、延滞利子がかかります。（年利 3%。最終償還期限日の翌日より日割り）
- ・借入から償還完了まで、社会福祉協議会及び民生委員の支援を継続的に受けることになります。
- ・虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたときや、貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用した場合等は、資金の全額又は一部を即時に返還していただきます。

◇実施主体◇

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 ☎ 224-1212 FAX 222-8900
住所：金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内

◇受付窓口◇

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 金沢自立生活サポートセンター
☎ 231-3720 FAX 231-3560
住所：金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内

勤労者小口資金融資制度とは（令和3年4月1日現在）

融 資 額……100万円以内

返 済 期 間……5年以内

利 率……年2.25%（金融情勢により改定あり）

条 件……①金沢市内に引き続き1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務している方。

②金融機関の指定する信用保証機関の債務保証を受ける方。

③市税を完納している方。

融 資 対 象……教育費、医療費、住宅費、生活費等

取扱金融機関…金沢信用金庫、北陸銀行、のど共栄信用金庫

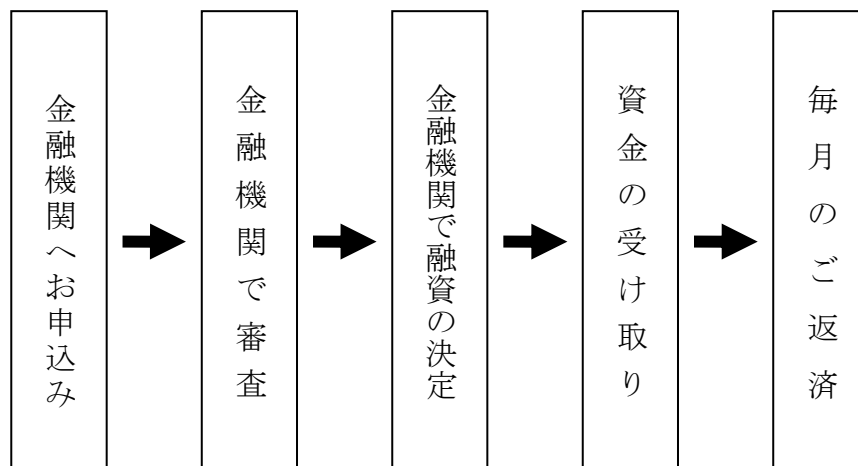
はくさん信用金庫、北陸労働金庫の市内各本支店

〈問い合わせ先〉上記取扱金融機関のほか

労働政策課 ☎ 220-2199 FAX 260-7191

✉roudou@city.kanazawa.lg.jp

お申込みからご融資まで



施 設

医学的治療、生活訓練、職業訓練等を必要とする方や在宅生活が困難な方が入所・通所するために、各種の施設があります。

- ・施設を利用するには☎ 42頁（障害者総合支援法のあらまし）から
- ・施設の種類及び金沢市内の施設については☎ 136頁から

〈窓口〉 障害福祉課（18歳以上） ☎ 220-2289 FAX 232-0294
金沢市教育プラザ こども相談センター（18歳未満）
（金沢市児童相談所） ☎ 243-4158 FAX 243-1123

金沢市障害児通園施設「ひまわり教室」（児童発達支援・放課後等デイサービス事業所）

障害のある児童の通所施設で、日常生活の基本動作（食事、排泄、衣服の着脱等）の訓練を行い育ちの支援をする施設です。利用にあたっては、児童福祉法に基づく給付の支給決定が必要です。

所 在 地 十一屋町4-34 ☎ 243-6786 FAX 243-6786
定 員 20人

地域活動支援センター

障害のある方に、創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的としています。

施 設 名 別表のとおりです ☎ 143頁

金沢市障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」

障害のある方及び高齢者の方々の健康の保持及び増進を図るための体育館です。団体・グループだけでなく個人でもお気軽にご利用ください。

所 在 地 駅西本町2-3-27 ☎ 221-9065 FAX 221-9065

館内施設 体育館、ボウリング室、多目的室、機能回復訓練室、車いす用トイレ

利用案内 開館時間 平日・土曜 午前10時から午後9時まで
日曜・祝日 午前9時から午後7時まで

休 館 日 毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始

障害のある方は、使用料はかかりませんが、入館時、受付で手帳を提示して利用証の交付手続きを行ってください。

金沢市松ヶ枝福祉館

高齢者・障害のある方及び児童の自主的又は創造的な活動を推進し、市民の福祉保健活動及びボランティア活動への参加を支援するため設置しました。

所在地 高岡町7番25号 ☎ 231-3110

開館時間 午前9時から午後10時まで（ただし、貸室利用についての受付は、年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までです）

休館日 年末年始（入館団体の営業時間・休業日は団体ごとに異なります）

入館団体 1階：金沢市身体障害者団体連合会 金沢市聴力障害者福祉協会
金沢手をつなぐ親の会

2階：金沢市社会福祉協議会

3階：金沢市社会福祉協議会

4階：金沢市脳卒中リハビリテーション友の会

金沢保護区保護司会・金沢更生保護サポートセンター

金沢福祉用具情報プラザ

身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を行っています。

所在地 本町1-10-1 ルキーナ金沢1・2階

☎ 234-9900 FAX 234-2300

利用案内 開館時間 午前10時から午後7時まで

休館日 毎週火曜日、年末年始
（火曜日が祝日の場合は翌日）

金沢市教育プラザ

子どもや家庭に関する様々な相談にお応えする機関です。

育児、発達相談、教育相談、児童虐待、非行などの相談に対し、医師、児童福祉司等の専門家が応えるほか、保育士や教員からの相談にも対応しています。

所在地 富樫3-10-1 金沢市教育プラザ富樫

☎ 243-0874 FAX 243-1100

利用案内 開館時間 午前9時から午後9時まで

（ただし、土日祝の電話相談は午前9時から午後5時まで）

休館日 12月29日から1月3日

金沢市内の施設

短期入所（ショートステイ）・日中一時支援

事業所名	所在地	電話／FAX	短期入所	日中一時	拠点（緊急）	拠点（体験）
愛育学園	北袋町イ 101 番地	235-8800 FAX 235-8801	○	○	○	
アカシヤの里	栗崎町 5 丁目 3 番地 8	237-0294 FAX 237-0295	○		○	○
あけぼの作業所	三口新町 1 丁目 8 番 1 号	263-7101 FAX 260-0635		○		
石川整肢学園	吉原町ロ 6 番地 2	257-3311 FAX 257-3394	○	○		○
石川療育センター	上中町イ 67 番地 2	229-3033 FAX 229-3043	○	○	○	○
エイブルベランダ B e	三馬 1 丁目 369 番地	241-1200 FAX 241-7888		○		
金沢湖南苑	忠縄町 380 番地	258-6001 FAX 258-6522	○	○		○
金沢市障害児通園施設 ひまわり教室	十一屋町 4 番 34 号	243-6786 FAX 同上		○		
金沢ふくみ苑	福増町南 16 番地	(短)214-3700 (日)214-3701 FAX 214-3702	○	○		○
キッズベランダ B e	高尾 1 丁目 27 番地 1	296-3663 FAX 296-3668		○		
希望が丘	小池町九 40 番地	257-5211 FAX 257-2108	○	○	○	
希望が丘 グループホーム	小池町九 40 番地	256-0226 FAX 256-0346	○			
グループホームあさざり	田上本町テ 55 番地 5	229-1822 FAX 229-1877	○			
グループホームあん	神宮寺 3 丁目 16 番 11 号	201-8844 FAX 同上	○			
グループホームドッグアイ	糸田 1 丁目 75 番地	236-2470 FAX 236-2471	○			
ケアホームいちばんぼし	大桑町タ 1 番地 4	260-0807 FAX 260-0817	○			
ケアホームおおくわばし	大桑新町子 30 番地 1	243-0326 FAX 243-0327	○		○	○
ケアホームもえぎ	千木町イ 2 番地 1	257-4770 FAX 254-5395	○		○	○
工房シテイ	栗崎町 5 丁目 3 番 1 号	238-2111 FAX 238-2112	○	○	○	○
シェアハウスういず	南御所町 327 番地	252-1551 FAX 252-1556	○			
障害児入所施設 Share 金沢	若松町セ 104 番地 1	256-1010 FAX 256-1020	○	○	○	
障害福祉サービス事業所 「いそべ」	磯部町ホ 25 番地 1	225-8964 FAX 225-8974	○		○	
ショートステイオレンジピット	問屋町 2 丁目 49 番地	239-2400 FAX 239-4568	○		○	○
ショートステイ 「かがやきの部屋」	玉鉾 2 丁目 337 番地	256-2537 FAX 256-2538	○			
ショートステイ城南	城南 1 丁目 8 番 20 号	262-2262 FAX 262-2291	○		○	○
ショートステイ WakuWaku	長土堀 2 丁目 1 番 6 号	209-1213 FAX 同上	○			
児童発達支援・放課後等 デイサービスそうや	四十万 4 丁目 201 番地 2	259-0405 FAX 259-0406		○		
(独)国立病院機構 医王病院 指定短期入所事業所	岩出町ニ 73-1	258-1180 FAX 258-6719	○	○		
ねむねむの季	湊 2 丁目 114 番地 6	255-2267 FAX 255-2167	○			
ハイツ北金沢	観法寺町ヘ 148 番地	258-1454 FAX 258-5695	○			
ハートの家	久安 5 丁目 1 番地 4	241-0556 FAX 同上	○		○	○
ハビリポート若葉 短期入所 サービス ハビリポート若竹	別所町ク 10 番地	247-6787 FAX 247-6768	○	○	○	○

事業所名	所在地	電話／FAX	短期 入所	日中 一時	拠点 (緊急)	拠点 (体験)
ひろびろ作業所	大桑町タ1番地18	260-0806 FAX 260-0977		○		
ビジネススクール カラフル・金沢	本町2丁目7番1号 越田ビル7階	201-8270 FAX 201-8271		○		
ふじのき寮	上中町ト7番地1	229-1464 FAX 229-1479	○		○	
ふわふわらんど	泉2丁目3番13号	259-1810 FAX 222-7034	○		○	○
やちぐさ短期入所事業所	南御所町309番地	225-7312 FAX 225-7314	○		○	
夢工房	みどり3丁目130番地	269-0680 FAX 269-1707		○		
夢ホーム	福増町北600番地2	240-3225 FAX 240-3215	○		○	○
リワークスクール カラフル・金沢	油車41番地 新堅町ビル2・3・4階	224-0551 FAX 224-0552		○		
ワークショップひなげし	若草町12番7号	243-0326 FAX 243-0327	○	○	○	

就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・機能訓練・生活訓練・生活介護

事業所名	所在地	電話／FAX	就労 移行	就労 A型	就労 B型	就労 定着	機能 訓練	生活 訓練	生活 介護	拠点 (緊急)	拠点 (体験)
あい	西金沢3丁目534番地	259-1660 FAX 259-1661		○							
あけぼの作業所	三口新町1丁目8番1号	263-7694 FAX 260-0635			○						
石川療育センター	上中町イ67番地2	229-3033 FAX 229-3043							○		
ウェルビー金沢センター	南町4番55号 WAKITA金沢ビル3階	254-5845 FAX 254-5846	○								
うちくるアシスト	福久1丁目106番地	076-461-7765 FAX 076-461-7762		○	○						
ヴィストキャリア金沢駅前	広岡1丁目2番14号 ユーワビル2階	254-6254 FAX 254-6272	○			○					
ヴィストジョブズ金沢入江	入江2丁目82番地1	256-2115 FAX 256-2116		○		○					
ヴィストキャリア武蔵ヶ辻	安江町1番1号 グラントパレス武蔵ヶ辻1階	213-5634 FAX 213-5635	○			○					
エイブルベランダBe	三馬1丁目369番地	241-1200 FAX 241-7888			○						
えがお	疋田3丁目41番地	253-0003 FAX 253-0009			○						
エンデバーメイト	観音堂町口63番地1	208-4145 FAX 208-4146			○						
えがお工房8たん	横川7丁目35番地1 ルミエール横川402号	256-3073 FAX 256-3072			○						
えがお工房8クリーン	長田2丁目26番6号	225-8889 FAX 225-8733		○							
えがお工房8クリーン アネックス	駅西本町1丁目3番20号 近藤ビル202号室	070-5062-4824 FAX 225-8733		○							
オープンハウスクローバー	小立野3丁目17番5号	264-9272 FAX 同上			○						
オリーブ	小立野3丁目21番20号	223-7028 FAX 264-9272			○						
金沢クリーンワークス	磯部町ホ25番地1	225-8964 FAX 225-8974		○							
金沢市視覚障害者 地域生活支援センター	芳斉1丁目15番26号	222-8782 FAX 222-1831			○						
希望が丘カッコー	小池町南30	257-4215 FAX 257-3181							○		○
キッズベランダBe	高尾1丁目27番地1	296-3663 FAX 296-3668			○						
煌めき工房	若宮町ホ31番地1	223-4016 FAX 223-4026		○							
クラフトファクトリー	西念4丁目7番1号	225-7364 FAX 214-5965		○							
グローバル千木	千木町ワ42番地	255-6547 FAX 255-6548							○	○	○
グローバルふくひさ	福久町ホ13番地1	257-2310 FAX 204-8155			○						○

事業所名	所在地	電話／FAX	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	就労定着	機能訓練	生活訓練	生活介護	拠点(緊急)	拠点(休職)
工 房 シ テ イ	栗崎町5丁目3番地1	238-2111 FAX 238-2112			○				○		○
コ ス モ ス	平和町2丁目21番15号	241-0071 FAX 241-0081							○		
サンサンクラブ「かがやき」	東力1丁目153番地	291-1221 FAX 291-2237							○		
サンサンクラブ「かがやき」 分 室	玉鉾2丁目337番地	256-2537 FAX 256-2538							○		
Share 金沢ワーク セ ン タ ー	若松町セ104番地1	256-1010 FAX 256-1020	○	○	○						
社会復帰施設みらい多機能 型事業所ますますくらぶ	大浦町ホ24番地1	238-3355 FAX 238-1621			○			○			
就労継続支援B型事業所 仕事&交流ハウスあおぞら	大浦町ヲ55番地1	239-8010 FAX 239-8011			○						
就労継続支援（B型） ひまわり（金沢湖南苑）	忠縄町380番地	258-6001 FAX 258-6522			○						
就 労 支 援 セ ン タ ー 「 か が や き 」	間明町1丁目344番地	218-7816 FAX 218-7817			○						
就労支援センターひなげし	若草町12番7号	243-0326 FAX 243-0327	○		○						○
就労継続支援B型事業所 鳴 和 の 里	高柳町10字106番地1	252-7344 FAX 256-0566			○						
障害福祉サービスセンター こなん（金沢湖南苑）	忠縄町380番地	258-6521 FAX 258-6522					○		○		
障害福祉サービスセンター ふくみ なでしこ、ひまわり （金 沢 ふ く み 苑）	福増町南16番地	214-3700～1 214-5550 FAX 214-3702			○		○		○		
自立就労支援センター い し び き	石引1丁目1番1号	216-5310 FAX 231-0807	○		○	○					
鈴 見 台 虹 の 家	鈴見台5丁目7番13号	261-7870 FAX 同上							○		
ス テ ッ プ	百坂町ニ38番地	257-2963 FAX 257-2965						○			
S m i l e 金 沢	額谷3丁目49番地	296-0789 FAX 296-2014			○						
生活訓練 FLY high	小坂町西10番地16	214-4548 FAX 214-4558						○			
生 活 支 援 セ ン タ ー キ ャ ン ワ ー ク	黒田1丁目95番地	240-7040 FAX 240-7041			○						
生活支援センター雪見橋 ワ ー ク ス 城 南	城南1丁目8番20号	262-2262 FAX 262-2291	○		○			○	○	○	○
聖ヨゼフ苑作業所	打木町東155番地	240-6221 FAX 240-2001			○				○		○
s e l f - A ・ オンステージ三口新町	三口新町4丁目2番12号	235-2010 FAX 235-2011		○							
s e l f - A ・ ハニービー泉が丘	伏見新町278番1	256-3631 FAX 256-3632		○							
s e l f - A ・ ハニービー駅西新町	駅西新町1丁目38番6号	232-5511 FAX 232-5513		○							
s e l f - A ・ ハニービー神田	神田2丁目2番19号	244-3667 FAX 244-3668		○							
s e l f - A ・ ハニービー金沢駅東	京町29番11号	252-5588 FAX 252-5587		○							
s e l f - A ・ ハニービー額新保	額新保3丁目257番地	298-7000 FAX 298-7008		○							
創 舎	幸町2番2号 スカイハイツ1階	223-5250 FAX 254-0354	○	○							○
それいけ仲間たちの家	横山町6番3号	255-1573 FAX 255-1074							○		
た け ま た 友 愛 の 家	東原町フ14番地2	257-7830 FAX 257-7840							○		
ディーキャリア金沢 オ フ ィ ス	本町1丁目6番1号 やわらぎ金沢1階102号室	223-8651 FAX 223-8652	○								
デイサービスセンター駅 西 苑	西念3丁目4番25号	234-5145 FAX 234-5146							○		
デイサービスセンターふれあい	有松2丁目4番32号	245-5601 FAX 241-3561							○		
店 舗 事 業 ち ゃ お ず	黒田1丁目59番地	240-7040 FAX 240-7041			○						
(独)国立病院機構 医 王 病 院	岩出町ニ73番地1	258-1180 FAX 258-6719							○		

事業所名	所在地	電話／FAX	就労移行	就労A型	就労B型	就労定着	機能訓練	生活訓練	生活介護	拠点(緊急)	拠点(体験)
な で し こ	専光寺町レ4番地5	254-6841 FAX 254-6843		○							
ね む ね む の 輪	栗崎町3丁目3番地2	255-2300 FAX 255-2342			○						
脳卒中・身体障害専門 就労支援センター「リハス」金沢	諸江町上丁307番地25 1階	225-8468 FAX 225-8478	○								
ハ ス ネ テ ラ ス	木越町ツ18番地1	256-0525 FAX 256-0526			○						
パ ッ チ ワ ー ク	土清水3丁目242番地1	205-8311 FAX 同上							○		
ハッピータウンクオレ	伏見台1丁目6番13号	244-8081 FAX 244-8063	○		○						○
Happy Market さくら	元町2丁目15番13号	282-9955 FAX 282-9966			○						
ば る む	弥生1丁目23番8号	201-1600 FAX 201-1611			○						
び あ も ー る	大額1丁目352番地	213-5131 FAX 213-5132			○				○		
彦 三 の ぞ み 苑	彦三町2丁目12番12号	221-5800 FAX 221-5899			○						
ビジネススクール カラフル・金沢	本町2丁目7番1号 越田ビル7階	201-8270 FAX 201-8271	○			○		○			
ひなげしウエスファクト リー な か お 山	大桑町中尾山22番地1	243-2330 FAX 同上			○						
V i v a スタジオ	高尾町ル13番地	256-3590 FAX 256-3591	○		○						
ひろびろ作業所	大桑町タ1番地18	260-0806 FAX 260-0977			○				○		○
V S サポート	彦三町2丁目1番10号 真和ビル1階	221-1233 FAX 同上		○							○
富士リネン株式会社 金 沢 工 場	矢木2丁目29番地	214-6466 FAX 214-6422		○							
ふれあい工房たんと	小坂中18番地2	254-1489 FAX 254-1499			○						
ふれあい工房たんと 御所	御所町イ21番地5	254-6751 FAX 254-6752		○							
ぼ っ ぽ く ら ぶ	吉原町ロ6番地2	257-3311 FAX 257-3394							○		
ぼれぼれ工房山の家	三小牛町イ3番地2	287-3414 FAX 287-0886			○				○		
マ イ ン ド	間明町1丁目231番地	292-2963 FAX 292-2964						○			
み ら い	本町1丁目8番18号201号	221-5531 FAX 221-5532		○							
む じ ん 蔵	有松1丁目4番7号	241-1166 FAX 同上			○						
や く し ん	福久東1丁目88番地	255-2235 FAX 255-2236		○							○
やちぐさ作業所(あじさい)	牧町チ71番地	251-5139 FAX 251-7750			○				○		
や よ い	弥生2丁目9番10号	243-0841 FAX 243-0843		○							
夢 工 房	みどり3丁目130番地	269-0680 FAX 269-1707			○						○
夢 未 来	豊穂町264番地	207-3966 FAX 269-1707							○		○
リ エ ゾ ン	広岡1丁目1番35号 金沢第二ビル1階	208-3015 FAX 208-3045	○			○					
リハスファームかなざわ	西念2丁目31番7号	208-3822 FAX 208-3823			○						
リハビリ型就労スペース 「リハス」	諸江町上丁307番地25 2階	254-6497 FAX 254-6678		○							
リワークスクール カラフル・金沢	油車41番地 新壁町ビル2・3・4階	224-0551 FAX 224-0552						○			
ワークショップオアシス	みどり2丁目6番地5	249-0061 FAX 249-7030		○							
ワークショップひなげし	若草町12番7号	243-0326 FAX 243-0327							○		○
ワークショップひなげし リサイクル工場	福増町北204番地22	243-0326 FAX 243-0327		○							
ワークプラザますいずみ	増泉1丁目19番23号	243-1822 FAX 同上	○		○						

事業所名	所在地	電話／FAX	就労移行	就労A型	就労B型	就労定着	機能訓練	生活訓練	生活介護	拠点(緊急)	拠点(体験)
若草福祉作業所	十一屋町4番34号	244-7731 FAX 244-7754			○				○		

障害者支援施設

事業所名	所在地	電話／FAX	拠点(緊急)	拠点(体験)
愛育学園（知的障害）	北袋町イ101番地	235-8800 FAX 235-8801		
アカシヤの里（知的障害）	栗崎町5丁目3番地8	237-0294 FAX 237-0295		
金沢湖南苑（身体障害）	忠縄町380番地	258-6001 FAX 258-6522		
金沢ふくみ苑（身体障害）	福増町南16番地	214-3700 FAX 214-3702		
希望が丘（知的障害）	小池町九40番地	257-5211 FAX 257-2108	○	
ハビリポート若葉・若竹（知的障害）	別所町ク10番地	247-6787 FAX 247-6768		
ふじのき寮（知的障害）	上中町ト18番地	229-1464 FAX 229-1479		

グループホーム

事業所名	施設名	所在地	電話／FAX	拠点(緊急)	拠点(体験)
共同生活援助ふくみ	共同生活援助ふくみ	福増町南16	214-3700 FAX 214-3702		
グループホームアカシヤ寮	グループホームアカシヤ寮	栗崎町ほ19番5	238-7535 FAX 237-0295		
	グループホームさかえ寮	栗崎町へ9番地1	239-3088 FAX 237-0295		
ハビリポート若葉 共同生活援助サービス	さくら	三口新町1丁目3番25号	262-6553 FAX 247-6768		
	もみじ	三口新町1-21-18	223-8418 FAX 247-6768	○	○
	あおば	涌波3-2-5	232-5243 FAX 247-6768		
若草ホーム	若草ホーム	十一屋町4番34号	244-7758 FAX 244-7754	○	
希望が丘グループホーム	すみれ荘	岩出町ハ29番地1	257-1343 FAX 同上		○
	ひばり荘	岩出町ニ150番地	257-3774 FAX 同上		○
	さつき荘	金市町ニ31-4	257-0163 FAX 同上		○
	だいち	堅田町甲43番地8	258-5811 FAX 同上		○
	あゆむ	小坂町北184番地1	252-2677 FAX 同上		○
神宮寺ホーム	神宮寺ホーム	神宮寺2丁目30番7-6号	251-2254 FAX 同上		
	やちぐさホーム	牧町ウ1番地1	252-8515 FAX 同上		
	南御所ホーム	南御所町309番地	225-7312 FAX 225-7314		
グループホーム城南	かさまい	城南1丁目8番3号	232-0095 FAX なし		
	グループホーム城南1番丁			○	○
	グループホーム城南2番丁	城南1丁目8番20号	262-2262 FAX 262-2291	○	○
	グループホーム城南3番丁			○	○
	やすらぎ	上中町ト7番地3	229-1170 FAX 同上		
	サークルアイ	笠舞本町1-13-17	222-9077 FAX なし		
	ストーリーアイ	城南1丁目21-1	263-2456 FAX なし		
	ひまわり	笠舞本町2丁目28-5	264-8513 FAX なし		
	さくらまち	桜町16番37号	262-2240 FAX なし		
	ゆずハウス	小立野3丁目21-9	261-0740 FAX なし		
	さきうら	小立野1丁目6番7号	262-5004 FAX なし		

事業所名	施設名	所在地	電話／FAX	拠点 (緊急)	拠点 (体験)
グループホーム城南	きくすい	城南1丁目11番18号	262-2274 FAX なし		
	のまち	野町2丁目10番14号	242-0177 FAX 同上		
	さいせい	城南1丁目9番1号	262-2262 FAX 262-2291		
はまなすホーム	はまなすホーム	下安原町西208番地2	240-8528 FAX 同上	○	○
	もくれんの家	打木町東152番地	240-6223 FAX 同上	○	○
ケアホームいちばんぼし	ケアホームいちばんぼし	大桑町タ1番地4	260-0807 FAX 260-0817		
ケアホームおおくわばし	ななつぼし	大桑新町子30番地1	243-0326 FAX 243-0327		
	こくりこ	三口新町1丁目6-21	260-5566 FAX 231-3530		
	こくりこホーム赤坂206	三口新町1丁目6-21	260-5566 FAX 231-3530		
障害福祉サービス事業所「いそべ」	いそべ・きずなの家	磯部町ホ25番地1	225-8964 FAX 225-8974		
ケアホームもえぎ	ケアホームもえぎ	千木町イ2番1	257-2310 FAX なし		
うたつ園	うたつ園	材木町19番48号	234-5151		○
	たつみ園	材木町6-18-2	FAX 234-5152		
社会復帰施設みらい 共同生活援助事業所 ホームみらい/ホームいこい	ホームいこい①	大浦町ホ25-1	239-0211 FAX 239-0295		
	ホームいこい②	大浦町ホ25-1	239-0211 FAX 239-0295		
	ホームみらい②	大浦町ホ24-1	238-3355 FAX 238-1621		
	ホームみらい③	大浦町ホ24-1	238-3355 FAX 238-1621		
	ホームみらい④	大浦町ホ24-1	238-3355 FAX 238-1621		
ピア増泉	ピア増泉	増泉2丁目8番1号	280-9104		○
	コア増泉	増泉1丁目20-17	FAX 280-9148		○
共同生活援助事業所 かなが	あつぶるハウス	長坂町チ15番地	280-5858 FAX 280-5859		
	よつば荘	長坂町チ15番地	280-5858 FAX 280-5859		
	みつば荘	長坂町チ15番地	280-5858 FAX 280-5859		
やすらぎハイツ	カーサ・エスペランサ	小立野2-13-4	231-5728 FAX 232-2380		
	カーサアルバ	暁町1-11	262-6565 FAX 232-2380		
	カーサ・セレッソ	桜町14-24	262-6565 FAX 232-2380		
	カーサ・コリーナ	小立野3-23-37	265-6690 FAX 232-2380		
いしびきホーム	ピノ	三口新町4丁目13番地8号	231-4138 (松原病院) FAX なし		
	第2いしびきホーム	石引4丁目12番6号	231-4138 (松原病院) FAX なし		
	ライムハイツ	末町12の49番地	231-4138 (松原病院) FAX なし		
	紅梅101	飛梅町2番14号	231-3316 FAX 231-0807		
	紅梅102	飛梅町2番14号	231-3316 FAX 231-0807		
	紅梅201	飛梅町2番14号	231-3316 FAX 231-0807		
	紅梅202	飛梅町2番14号	231-3316 FAX 231-0807		
	紅梅301	飛梅町2番14号	231-3316 FAX 231-0807		
	紅梅302	飛梅町2番14号	231-3316 FAX 231-0807		
	紅梅401	飛梅町2番14号	231-3316 FAX 231-0807		
ハイツ北金沢	ハイツ北金沢2	観法寺町へ35-1	258-2480 FAX 258-5695		
	ハイツ北金沢3	観法寺町へ35-1	258-2480 FAX 258-5695		
	プリムラ	観法寺町へ148番地	258-2279 FAX 232-5695		
石川ハーフウェイ ケアハウス	石川ハーフウェイケアハウス	末町9-47-17	229-1520 FAX 229-3115		
グループホーム愛和	グループホーム愛和	平和町3丁目14番15号	241-8702 FAX 241-8703	○	○
	グループホームいちご	山科1-26-17	241-8702 FAX 241-8703	○	○
港の見える丘	港の見える丘	普正寺町9の6番地	267-0601 FAX 267-0962		
夢ホーム	夢ホーム	福増町北600番地2	240-3225 FAX 240-3215	○	○
	第二夢ホーム	福増町北600番地1	240-3225 FAX 240-3215	○	○
リアン	リアン	田上の里2丁目207番地	221-8266 FAX 同上		
	ラボール	若松町セ104番地22	254-0081 FAX 同上		

事業所名	施設名	所在地	電話／FAX	拠点 (緊急)	拠点 (体験)
住 ま い る ハ ウ ス	住まいるハウス 四十万	しじま台2丁目12-5	225-5525 FAX 296-2014		
	住まいるハウス 泉	泉2丁目15番15号			
	住まいるハウス 広小路	野町1丁目1番地22号			
	住まいるハウス 横川	横川5丁目105番地			
住まいるハウス 福増	住まいるハウス 福増	福増町南1187番地1	225-5525 FAX 296-2014		
グループホーム あん	グループホーム あん	神宮寺3丁目16番11号	201-8844 FAX 同上		
グループホームすずらん	グループホームすずらん	笠舞3丁目21番7号マジエスティ	208-3323 FAX 同上	○	
マカロニハウレン創	マカロニハウレン創	本多町2丁目9番21号	223-5250 FAX 254-0354	○	○
グループホーム すもも	グループホーム すもも1	諸江町下丁398番地8	237-7180 FAX 同上		
	グループホーム すもも2	南森本町ワ128	201-8898 FAX 同上		
	グループホーム すもも3	鳴和1丁目14番35号	213-5519 FAX 同上		
ふわふわらんど	ふわふわらんど	泉2丁目3番13号	259-1810 FAX 222-7034	○	○
グループホーム オレンジピット	グループホーム オレンジピット	問屋町2丁目49番地	239-2400 FAX 239-4568		○
うちくるアシスト	障がい者グループホーム うちくるアシスト	直江西1-24-1	258-5796 FAX 258-5790		
ま ほ ろ ば	ま ほ ろ ば ワ ン	観音堂町口155番地	267-7055 FAX 同上		
	ま ほ ろ ば ツ ウ	駅西本町1丁目5番38号	209-2930 FAX 同上		
障がい福祉サービス事業所 あ ん す ず	障がい者グループホーム あ ん す ず	諸江町4番8号	256-5640 FAX 同上		
ハ ー ト の 家	ハ ー ト の 家	久安5丁目1番地4	241-0556 FAX 同上	○	○
グループホームひより	グループホームひより	泉野町5丁目11番6号	080-3741-0142 FAX 238-0463		
	グループホームこより	泉野町5丁目8番14号	090-1390-0542 FAX 238-0463		
グループホームイーパーク	グループホームイーパーク	小坂町西102番地	253-1556 FAX 253-1557		
	グループホームイーパーク サテライト住居トマトハウス101号	鳴和1丁目16番24号			
	グループホームイーパーク サテライト住居トマトハウス202号				
	グループホーム パーク駅西	駅西本町2丁目9番8号			
プラスホームいしびき	プラスホームいしびき	石引1丁目16番3号	205-1509 FAX 同上		
グループホームあさざり	グループホームあさざり	田上本町テ55番5	229-1822 FAX 229-1877		
グループホームトモニ	グループホームトモニ高島	高島1丁目310番地1	292-7217 FAX 同上		
	グループホームトモニ泉野町	泉野町2丁目6番22号	080-4256-8855 FAX 292-7217		
	グループホームトモニ東力	東力4丁目31番地	080-4256-8855 FAX 292-7217		
グループホームめぞん玉鉾	グループホームめぞん玉鉾	玉鉾2丁目99番地	256-3790 FAX 209-3791		
	グループホームめぞん入江	入江3丁目99番地			
	グループホームめぞん畝田	畝田西1丁目88番地			
	グループホームめぞんizumi	泉2丁目28番13号			
ね む ね む の 季	ね む ね む の 季 F	湊2丁目114番地6	255-2267 FAX 255-2167		
	ね む ね む の 季 S				
シェアハウスういず	シェアハウスういず	南御所町327番地	252-1551 FAX 252-1556		
グループホームドッグアイ	グループホームドッグアイ	糸田1丁目75番地	236-2470 FAX 236-2471		

福祉ホーム

事業所名	所在地	電話／FAX
たんぼぼ（金沢ふくみ苑）	福増町南16番地	214-3700 FAX 214-3702
あおぞら（工房シティ）	栗崎町5丁目3番地1	238-2111 FAX 238-2112

地域活動支援センター

事業所名	所在地	電話／FAX
泉 の 家	城南 2 丁目 43 番 18 号	224-4425 FAX 同上
N P O 法 人 い ず み の	泉野町 1 丁目 1 番 25 号	280-5503 FAX 同上
金 沢 市 視 覚 障 害 者 協 会 文 化 交 流 セ ン タ ー	芳斉 1 丁目 15 番 26 号	222-8782 FAX 222-1831
金 沢 市 社 会 福 祉 協 議 会	高岡町 7 番 25 号	231-3571 FAX 231-3560
ク リ エ ー シ ョ ン け や き	藤江北 1 丁目 425 番地	266-1898 FAX 266-1891
こ と じ 作 業 所	末町 9 の 47 番地 17	229-1520 FAX 229-3115
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー あ る ふ あ	増泉 1 丁目 20 番 17 号	280-9147 FAX 280-9148
ピ ア サ ポ ー ト い し び き	石引 2 丁目 1 番 3 号	231-3316 FAX 231-3374
一 般 社 団 法 人 あ じ ゅ	平和町 2 丁目 13 番 10 号	244-6372 FAX 同上
ろ う あ は う す	野町 2 丁目 25 番 6 号	242-1105 FAX 同上

児童発達支援センター

事業所名	所在地	電話／FAX	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	拠点(緊急)	拠点(体験)
石 川 療 育 セ ン タ ー	上中町イ 67 番地 2	229-3033 FAX 229-3043	○	○	○		
そ よ か ぜ	吉原町口 6 番地 2	255-6166 FAX 257-3394	○		○		
S - v e r a n d a	若松町セ 104 番地 1	256-1011 FAX 256-1012	○	○	○		○

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

事業所名	所在地	電話／FAX	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	拠点(緊急)	拠点(体験)
ヴィストカレッジ金沢駅前	広岡 1 丁目 17 番 20 号	254-6233 FAX 254-6253		○			
ヴィストカレッジ西金沢駅前	西金沢 1 丁目 72 番地 ハビタ 2000 テナント 1 階	287-6386 FAX 287-6387	○	○			
エイブルベランダ B e	三馬 1 丁目 369 番地	241-1200 FAX 241-7888	○	○			
え ー る く ら ぶ	福増町南 77 番地	214-6900 FAX 214-6947		○			
親子 DE 発達凸凹 8 6	高尾台 1 丁目 54 番地	272-5833 FAX 298-0082	○	○			
金 沢 市 障 害 児 通 園 施 設 ひ ま わ り 教 室	十一屋町 4 番 34 号	243-6786 FAX 同上	○	○	○	○	○
金 沢 ゆ と り 学 園	泉野出町 3 丁目 14 番 26-1 号	256-3428 FAX 同上	○	○			
金沢ゆとり学園ひばり教室	窪 3 丁目 179 番地 11 号室	272-8910 FAX 同上	○	○			
からだサポートげんき	荒屋 1 丁目 107 番地	255-0027 FAX 255-0204	○	○			
カ ラ フ ル き ッ ザ	弥生 2 丁目 7 番 23 号 Weskii 金沢有松ビル 101	255-7558 FAX 255-7515	○	○			
K E Y ' S	観音堂町口 221 番地	208-4270 FAX 208-4271	○	○			
K E Y ' S 3 r d	観音堂町口 122 番地	208-4270 FAX 208-4271		○			
K E Y ' S 5 t h	普正寺町九字 2 番地 7	208-4270 FAX 208-4271		○			
きこえこども支援センター ひ な げ し	円光寺 2 丁目 5 番 1 号	244-1380 FAX 244-1381	○	○			
キッズサポートあゆみ	諸江町中丁 293 番地 3	237-2533 FAX 237-2532	○	○			
キッズベランダ B e	高尾 1 丁目 27 番地 1	296-3663 FAX 296-3668	○	○			
キッズルーム パンプキン	南森本町ヌ 20 番地 2	255-2332 FAX 255-2331	○	○			
キッズルーム ポテト	南森本町ヌ 20 番地 1	213-7173 FAX 213-7174	○	○			
キッズルーム ロータス	小坂町西 68 番地 1	256-5452 FAX 256-5453	○	○			

事業所名	所在地	電話／FAX	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	拠点(緊急)	拠点(体験)
げんきステップ新保本	新保本3丁目44番地	240-8831 FAX 240-8832	○	○			
げんきステップ横川	横川2丁目142番地3	299-5699 FAX 同上	○	○			
こどもサポート教室「きらり」石川県庁前校	西都2丁目163番地	213-5290 FAX 同上	○	○			
こどもサポート教室「きらり」金沢バイエリア校	直江北1丁目253番地	254-5356 FAX 同上	○	○			
こどもサポート教室「きらり」金沢横川校	横川6丁目114番地	280-3160 FAX 同上	○	○			
こどもプラスのまち教室	野町3丁目1番10号	244-2112 FAX 同上	○	○			
こどもプラスのきだ教室	疋田1丁目219番地 eコート101号室	253-2388 FAX 同上	○	○			
こどもプラスのみなみ教室	泉野出町3丁目11番3号	244-5880 FAX 同上	○	○			
sakura colette	三池栄町156番地	282-9878 FAX 282-9868		○			
ジュニアサポートあさがお	諸江町下丁215番地6	255-6831 FAX 255-6841	○	○			
児童デイサービスグロース	鳴瀬元町イ247	255-3162 FAX 255-3163	○	○			
児童デイサービスわくわく	長田本町チ20-3	262-0988 FAX 同上	○	○			
児童デイサービスわくわくほたるの家	入江3丁目22番地	287-5662 FAX 287-5882	○	○			
児童発達支援・放課後等デイサービスさくらエール	元町2丁目6番10号	256-0375 FAX 256-0057	○	○			
児童発達支援・放課後等デイサービスさくらきつずもとまち	元町2丁目6番6号	256-0073 FAX 201-8515	○	○			
児童発達支援・放課後等デイサービスそうや	四十万4丁目201番地2	259-0405 FAX 259-0406	○	○			○
児童・放課後等デイサービスアカホシテントウ	新保本3丁目276番地1	296-3923 FAX 296-3925	○	○			
児童・放課後等デイサービスてんと虫	桂町チ21番地2	255-3117 FAX 255-3118	○	○			
ステラ	問屋町2-49	239-2228 FAX 239-2880	○	○			
スポーツコミュニケーションスクールカラフル・金沢	油車41番地 新堅町ビル1階	255-1315 FAX 224-0552	○	○			
すまいるくらぶ	忠縄町292番地	258-7600 FAX 258-7603		○			
センチュリー児童デイサービスきよかわまち	清川町3番7号 吉田ビル	241-1145 FAX 241-1146	○	○			
センチュリー児童デイサービスたかお	高尾南3丁目23番地	256-3016 FAX 256-3017	○	○			
(独)国立病院機構 医王病院	岩出町ニ73-1	258-1180 FAX 258-6719	○	○			
とーときっずるーむ	田上さくら1丁目126番地	255-0199 FAX 同上	○	○			
ともしびの家	諸江町下丁215番2	204-6072 FAX 同上	○	○			
どれみくらぶ	平和町1丁目2番28号	242-5525 FAX 242-5526		○			
なないろの木 駅西	駅西本町2丁目11番42号 MKビル103号	223-7088 FAX 同上	○	○			
にっこりバンビーノ	神宮寺3丁目1番1号	207-4437 FAX 205-1088	○	○			
のびのびくらぶ	吉原町口6番地2	255-6166 FAX 255-6233		○			
ハッピーハート松島	松島2丁目157	259-1139 FAX 259-1135	○	○			
パトリ	保古1丁目36番地	220-7900 FAX 020-4668-2482		○			
放課後デイサービスあんじゅ	割出町76番地	254-5283 FAX 254-5284	○	○			
放課後等デイサービスビー	新神田1丁目10番44号	272-8541 FAX 272-8571	○	○			
放課後等デイサービスりだま	松島2丁目231番地 クレマティール スレジデンス松島101号室	080-3042-0404		○			
放課後等デイサービスタ煌	福久2-3	282-9759 FAX 282-9769	○	○			
放課後プラスいずみの教室	泉野町1丁目4番地4 北川ビル1F	245-0322 FAX 同上	○	○			

事業所名	所在地	電話／FAX	児童発達支援	放課後等デイ	保育所等訪問	拠点(緊急)	拠点(体験)
マザーズ四十万	四十万北チ5番地1	259-0278 FAX 259-0279		○			
「ゆしや」	田上本町ヨ20番地	208-5032 FAX 208-5034	○	○			
ワークショップオアシス	みどり2丁目6番地5	249-0061 FAX 249-7030	○	○			
ワークショップひなげし	若草町12番7号	243-0326 FAX 243-0327		○			

福祉型障害児入所施設

事業所名	所在地	電話／FAX	拠点(緊急)	拠点(体験)
希望が丘児童施設 (知的障害)	小池町九40番地	257-5211 FAX 257-2108		
障害児入所施設 Share 金沢 (知的障害)	若松町セ104番地1	256-1010 FAX 256-1020		

医療型障害児入所施設

事業所名	所在地	電話／FAX	拠点(緊急)	拠点(体験)
石川整肢学園 (肢体不自由)	吉原町ロ6-2	257-3311 FAX 257-3394		
石川療育センター (重症心身障害)	上中町イ67-2	229-3033 FAX 229-3043	○	
金沢療育園 (重症心身障害)	吉原町ロ6-2	257-3311 FAX 257-3394		
(独)国立病院機構 医王病院 (重症心身障害)	岩出町ニ73-1	258-1180 FAX 258-6719		

点字図書館・点字出版施設

事業所名	所在地	電話／FAX
石川県視覚障害者 情報文化センター	芳斉1-15-26	262-5855 FAX 222-1821

聴覚障害者情報提供施設

事業所名	所在地	電話／FAX
石川県聴覚障害者センター	本多町3-1-10	264-8615 FAX 261-3021

サービス等利用計画を作成できる事業所

事業所名	所在地	校下	電話番号	FAX	備考
相談支援事業所 あるふあ	増泉1丁目20番17号	中村町	280-9147	280-9148	
相談支援センター ひなげし	若草町12番7号	十一屋	243-0326	243-0327	
相談支援センター 若草福祉作業所	十一屋町4番34号	十一屋	244-7731	244-7754	
金沢ゆとり学園 ことり教室	泉野出町3丁目14番26-1号	泉野	256-3428	256-3428	身体障害のみ
オープンセサミ城南	城南1丁目8番20号	犀桜	232-0100	262-2291	
相談支援事業所ピアサポートいしびき	石引1丁目1番3号セブン石引105号室	小立野	231-3371	216-7430	精神障害のみ
金沢健康福祉財団相談支援事業所	大手町3番23号	兼六	222-0032	222-0076	
サ	尾張町1丁目11番2号カナル武蔵902号室	兼六	216-5282	261-9242	
サポートステーションwakuwaku(わくわく)	長土堀2丁目2番20号	中央	262-9739	282-9704	
金沢市視覚障害者地域生活支援センター	芳斉1丁目15番26号	中央	222-8782	222-1831	視覚障害のみ
ケアサポート金沢 相談支援事業所	長町2丁目7番22号	中央	221-4455	222-6515	
いえる相談支援事業所	長田2丁目14番4号	長田町	255-1009	255-1149	
相談支援センターヴィストかなざわ	広岡1丁目2番14号コーワビル	長田町	254-6259	253-6253	
相談支援事業所 結	彦三町2丁目1番10号真和ビル2階	明成	080-3744-1233	221-1233	
指定特定相談支援事業所鳴和の里	高柳町十字106番地1	浅野町	252-7344	256-0566	
相談支援センター 希望が丘	小坂町北184番1	小坂	256-0226	256-0346	知的障害のみ
相談支援事業所グローバル	千木町イ2番1	千坂	257-4770	254-5395	
相談支援事業所やちぐさ	南御所町309番地	小坂	225-7313	225-7314	知的障害のみ
ライフステージ	みずき3丁目235番地	大浦	258-5681	258-5681	
地域福祉ネットリーガル	鞍月3丁目32番地	鞍月	256-1334	236-2116	

事業所名	所在地	校下	電話番号	FAX	備考
相談支援事業所アカシヤの里	栗崎町 5 丁目 3 番地 8	栗崎	237-0294	237-0295	
相談支援事業所朗栗崎	栗崎町 2 丁目 414 番地	栗崎	237-3847	237-3842	
相談支援事業所かないわ	普正寺町 9 の 6 番地	金石町	267-0601	267-0962	精神障害のみ
コープいしかわ相談支援事業所	戸板 2 丁目 73 番地	戸板	222-6150	222-6152	
すずらん相談支援	二口町イ 109 番地	戸板	222-2275	222-1171	
ソーシャルネットかがやき	東力 1 丁目 153 番地	米丸	292-2044	292-2045	
サンビレッジ	間明町 1 丁目 231 番地	米丸	292-2963	292-2964	
相談支援事業所おり〜ぶ金沢	入江 3 丁目 99 番地	米丸	256-3790	256-3791	
相談支援パートナーズ	窪 2 丁目 43 番地クレア 101 号	富樫	287-3058	287-3059	
相談支援・PorePore (ポレポレ)	三小牛町イ 3 番地 2	内川	287-3414	287-0886	
障害者相談支援センター わかば	別所町ク 10 番地	内川	247-6787	247-6768	
石川療育センター	上中町イ 67 番 2	犀川	229-3033	229-3043	
ピースマイルいおうが丘	田上本町ヨ 24 番地 5	田上	262-6565	232-2380	精神障害のみ
やすらぎ相談支援センター	田上本町カ 45 番地 1	田上	231-5477	231-6806	精神障害のみ
とらいあんぐる	吉原町ロ 6 番地 2	森本	255-6166	255-6233	
相談支援事業こなん	忠縄町 380 番地	森本	258-6001	258-6522	
相談支援事業所 医王病院あすなろ	岩出町ニ 73 番地 1	不動寺	258-1180	258-6719	重複心身障害・筋ジストロフィーのみ
相談支援事業所つばさ	高尾台 1 丁目 303 番地 OneFACE102 号	伏見台	296-1230	296-1233	
相談支援事業所ちきちき	高尾台 2 丁目 102 番地	伏見台	207-3917	205-1457	
相談支援事業所エンデバー	観音堂町ロ 63 番 3 号	木曳野	090-9768-8540	208-4146	
ギフト相談支援事業所	寺中町ロ 45 番地 3	木曳野	080-3741-0484	050-3488-4105	
相談支援事業所しらかば	桂町チ 21 番地 2	木曳野	080-9286-4184	255-3118	
相談支援事業所おかべ	長坂町チ 15 番地	長坂台	243-1222	243-1345	精神障害のみ
相談支援事業ハーモニー	平和町 1 丁目 2 番 28 号	長坂台	242-5525	242-5526	
相談支援キャッツアイ	糸田 1 丁目 75 番地	新神田	236-2470	236-2471	
相談支援事業所アヤカ	大豆田本町ハ 17 番地 2 犀川MIビル601	新神田	292-0660	292-0661	
ヘルパーステーション愛	古府町南 386 番地 2	西南部	249-0005	249-0110	
相談支援事業トラスト	福増町南 16 番地	安原	214-3700	214-3702	
相談支援センター夢工房	豊徳町 264 番地	安原	205-5556	205-1731	身体（肢体不自由）・知的障害のみ
相談支援事業所聖ヨゼフ苑	打木町東 155 番地	安原	240-6221	240-2001	知的障害のみ
S-veranda (エスベランダ)	若松町セ 104 番地 1	杜の里	256-1011	256-1020	
相談支援事業所「きずな」	鈴見台 5 丁目 7 番 13 号	杜の里	261-7870	261-7870	知的障害のみ

障害児支援利用計画を作成できる事業所

「児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援」を利用する児童（原則、18歳未満）

事業所名	所在地	校下	電話番号	FAX	備考
サン	尾張町 1 丁目 11 番地 2 ファミール武蔵 902 号室	兼六	216-5282	261-9242	
相談支援センター ひなげし	若草町 12 番 7 号	十一屋	243-0326	243-0327	
相談支援センター 若草福祉作業所	十一屋町 4 番 34 号	十一屋	244-7731	244-7754	
金沢ゆとり学園ことり教室	泉野出町 3 丁目 14 番 26-1 号	泉野	256-3428	256-3428	身体障害のみ
サポートステーションwakuwaku (わくわく)	長土堀 2 丁目 2 番 20 号	中央	262-9739	282-9704	
ケアサポート金沢 相談支援事業所	長町 2 丁目 7 番 22 号	中央	221-4455	222-6515	
いえる相談支援事業所	長田 2 丁目 14 番 4 号	長田町	255-1009	255-1149	
相談支援センターヴィストかなざわ	広岡 1 丁目 2 番 14 号コーワビル	長田町	254-6259	253-6253	
相談支援センター希望が丘	小坂町北 184 番 1	小坂	256-0226	256-0346	知的障害のみ
相談支援事業所やちぐさ	南御所町 309 番地	小坂	225-7313	225-7314	知的障害のみ
ライフステージ	みずき 3 丁目 235 番地	大浦	258-5681	258-5681	
相談支援事業所朗栗崎	栗崎町 2 丁目 414 番地	栗崎	237-3847	237-3842	
コープいしかわ相談支援事業所	戸板 2 丁目 73 番地	戸板	222-6150	222-6152	

事業所名	所在地	校下	電話番号	FAX	備考
すずらん相談支援	二口町イ 109 番地	戸板	222-2275	222-1171	
地域福祉ネットリーがる	鞍月 3 丁目 32 番地	鞍月	256-1334	236-2116	
ソーシャルネットかがやき	東力 1 丁目 153 番地	米丸	292-2044	292-2045	
相談支援事業所おり〜ぶ金沢	入江 3 丁目 99 番地	米丸	256-3790	256-3791	
相談支援パートナーズ	窪 2 丁目 43 番地クレア 101 号	富樫	287-3058	287-3059	
相談支援・PorePore (ポレポレ)	三小牛町イ 3 番地 2	内川	287-3414	287-3414	
石川療育センター	上中町イ 67 番 2	犀川	229-3033	229-3043	
ピースマイルいおうが丘	田上本町ヨ 24 番地 5	田上	262-6565	232-2380	
とらいあぐる	吉原町ロ 6 番地 2	森本	255-6166	255-6233	
相談支援事業こなん	忠縄町 380 番地	森本	258-6001	258-6522	
相談支援事業所 医王病院あすなろ	岩出町ニ 73 番地 1	不動寺	258-1180	258-6719	重た身障害・筋ジストロフィーのみ
相談支援事業所つばさ	高尾台 1 丁目 303 番地 OneFACE102 号	伏見台	296-1230	296-1233	
相談支援事業所ちきちき	高尾台 2 丁目 102 番地	伏見台	207-3917	205-1457	
相談支援事業所エンデバー	観音堂町ロ 63 番 3 号	木曳野	090-9768-8540	208-4146	
ギフト相談支援事業所	寺中町ロ 45 番地 3	木曳野	090-3741-0484	050-3488-4105	
相談支援事業所しらかば	桂町チ 21 番地 2	木曳野	090-9286-4184	255-3118	
相談支援事業ハーモニー	平和町 1 丁目 2 番 28 号	長坂台	242-5525	242-5526	
相談支援キャッツアイ	糸田 1 丁目 75 番地	新神田	236-2470	236-2471	
ヘルパーステーション愛	古府町南 386 番地 2	西南部	249-0005	249-0110	
相談支援事業トラスト	福増町南 16 番地	安原	214-3700	214-3702	
相談支援センター夢工房	豊徳町 264 番地	安原	205-5556	205-1731	身体（肢体不自由）・知的障害のみ
相談支援事業所聖ヨゼフ苑	打木町東 155 番地	安原	240-6221	240-2001	知的障害のみ
S-veranda (エスベランダ)	若松町セ 104 番地 1	杜の里	256-1011	256-1020	
相談支援事業所「きずな」	鈴見台 5 丁目 7 番 13 号	杜の里	261-7870	261-7870	知的障害のみ

※作成が必要な計画、対象者及び作成できる相談支援事業所は以下のとおりです。

作成する計画	対象者	作成できる相談支援事業所
サービス等利用計画	・ 障害福祉サービス等を利用する 18 歳以上の方 ・ 居宅介護等や短期入所のみを利用する児童（18 歳未満の方）	指定特定相談支援事業所
障害児支援利用計画	・ 障害児通所支援を利用する 18 歳未満の方 (例 1) 「放課後等デイサービスのみ」を利用する児童 (例 2) 「短期入所」と「放課後等デイサービス」を利用する児童 など	指定障害児相談支援事業所

【参 考 資 料】

身体障害者障害程度等級表(1)

(規則別表第5号より)

級 別	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	
				上肢機能	移動機能
1 級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3 級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4 級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5 級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの

級 別	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	
				上肢機能	移動機能
6 級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
備 考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。（7級に該当する障害が1の場合は手帳交付しない。） 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。				

○ 二つ以上の障害の重複

二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

合 計 指 数	認 定 等 級
18 以 上	1 級
11 ～ 17	2 "
7 ～ 10	3 "
4 ～ 6	4 "
2 ～ 3	5 "
1	6 "

合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとする。

障 害 等 級	指 数
1 級	18
2 "	11
3 "	7
4 "	4
5 "	2
6 "	1
7 "	0.5

身体障害者障害程度等級表(2)

(規則別表第5号より)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						肝臓の機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
1級	視力の良い方の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力によって測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が浮動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視野による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ180度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視野による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上のもの(両耳全ろう)								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が浮動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90dB以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの(耳介に接しなければ最轻声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が60%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級 別	視 覚 障 害	聴 覚 又 は 平衡機能の障害		音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴 障	覚 害	平 衡 機 能 障 害	心 臓 機 能 障 害	じ ん 臓 機 能 障 害	呼 吸 器 機 能 障 害	ぼうこう又は 直腸の機 能 障 害	小 腸 機 能 障 害	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害	肝 臓 機 能 障 害
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が66度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの			平衡機能の著しい障害							
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの									
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。										

○ 二つ以上の障害の重複

二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

合 計 指 数	認 定 等 級
18 以 上	1 級
11 ～ 17	2 "
7 ～ 10	3 "
4 ～ 6	4 "
2 ～ 3	5 "
1	6 "

合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとする。

障 害 等 級	指 数
1 級	18
2 "	11
3 "	7
4 "	4
5 "	2
6 "	1
7 "	0.5

身体障害者相談員名簿

氏 名	郵便番号	住 所	電話番号等	障害別
くに み たけ し 国 見 武 史	920-0931	兼六元町9-51	090-1638-8892	肢体
た なか ひろ ゆき 田 中 弘 幸	921-8064	八日市 4-403 八日市住宅108号	240-6980	肢体
か とう よし こ 加 藤 芳 子	920-0942	小立野 3-2-20	262-3793	肢体
やなぎ てつ し 柳 鉄 志	921-8054	西金沢 4-209-3	240-1571 FAX 240-1743	視覚
まつ だ けん じ 松 田 憲 二	920-0822	東長江町へ65	252-1625 FAX 252-1627	肢体
なお え のぶ こ 直 江 喜 子	920-0942	小立野 3-3-7	090-2837-4361	肢体
いし い ひろ み 石 井 弘 美	920-0866	中央通町19-23	090-2379-7934	視覚
やま もと しげ とき 山 本 茂 世	920-0987	池田町立丁14	231-1642 FAX 231-4742	聴覚 (難聴)
かみ じ しげ よし 上 地 成 佳	921-8064	八日市 2-715	242-0134	肢体
すぎ もと あき お 杉 本 章 夫	920-8222	大友町ハ92-8	237-5723	肢体
さか の けい こ 坂 野 恵 子	920-0805	小金町 5-20	251-5690	肢体
やま もと か な こ 山 本 佳奈子	920-0942	小立野2-20-35	FAX 076-203-0272	聴覚
よし おか ま こ 吉 岡 真 人	920-0215	弓取町198-2	FAX 208-4205	聴覚
いけ じま しょう さく 池 島 照 作	921-8034	泉野町 2-9-15	090-2831-9503 FAX 241-8919	肢体
ふく むら とし ひこ 福 村 俊 彦	920-3117	北森本町ハ 64-1	FAX 258-0302	聴覚
や し ま ひろ あき 八 島 博 昭	921-8002	玉鉾 5-175	291-4664 (FAX 兼)	肢体
こう の かず お 鴻 野 一 緒	920-0942	小立野 4-8-16	FAX 262-4768	聴覚
あさ い やす お 浅 井 康 男	920-0354	二ツ寺町イ34	267-4361	肢体
に お か つ こ 丹 羽 勝 子	921-8105	平和町 2-16-45 県住 45-304	226-0738 080-4251-3878	肢体
よね だ しげる 米 田 茂	920-0996	油車 12-6	261-5998 (FAX 兼)	視覚
いけのうえ とよ こ 池ノ上 豊 子	921-8142	光が丘 1-70-1 県住75-402	298-5012 090-3760-3440	肢体
くま だ よし え 熊 田 芳 枝	921-8064	八日市 2-287	241-5459	肢体

氏 名	郵便番号	住 所	電話番号等	障害別
よね しま よし ふみ 米 島 芳 文	921-8117	緑が丘19-25	243-8414 (FAX 兼)	視覚
みず しま み な こ 水 島 美奈子	921-8135	四十万 5-170	298-0368	内部
ふじ ひら じゅん いち 藤 平 淳 一	921-8043	西泉1-58 ロイヤル・エステート西泉203号	FAX 226-0670	聴覚
は じゅう しげ こ 埴 生 重 子	921-8031	野町 3-17-10	242-4133	肢体
きた むら ひさ え 北 村 久 枝	921-8153	高尾町リ95	298-7586 (FAX 兼)	内部
てら い ち はる 寺 井 千 晴	921-8105	平和町2丁目12番34号 県営住宅34棟24号	245-5357	肢体
はやし たか こ 林 孝 子	921-8066	矢木 2 丁目128番地	249-4401	視覚
やま むら しん べい 山 村 信 平	920-0865	長町 1-4-13	FAX 050-6877-5132	聴覚

知的障害者相談員名簿

氏 名	郵便番号	住 所	電話番号等
い とう あき こ 伊 藤 明 子	920-0934	宝町 11-15	222-6650
ひろ せ とし かず 広 瀬 敏 一	920-0815	鳴和台 247-1	253-1638
とら い あき こ 虎 井 昭 子	921-8105	平和町 2-9-13	241-0269
しば き く み こ 柴 木 久美子	920-8015	東力 4-163-1	291-7798
お やま と し こ 尾 山 登志子	921-8161	有松 2-7-10	247-6065
おか だ けい こ 岡 田 桂 子	920-0331	大野町 2-36	268-8064
にし だ み ね 西 田 美 音	920-0831	東山 2-13-4	253-2912
なか がわ かずえ 中 川 かずえ	920-0965	笠舞2丁目36番22号 オークガーデン笠舞・604	090-7749-5890
ふく だ ち え こ 福 田 千栄子	920-0901	彦三町 2 丁目 12 番 17 号	232-7473
た むら きよみ 田 村 きよみ	920-0831	東山 2-4-4	251-6944

精神障害者相談員名簿

氏 名	郵便番号	住 所	電話番号等
たに だ いっ せい 谷 田 一 成	920-1153	田上新町 124	231-0234
たけ よし ひろ 武 美 宏	920-3131	百坂町ホ 13-3	080-6354-7631
なか やま き よ こ 中 山 紀代子	920-0342	畝田西 4-66-2 県住 5-302	268-8289 (FAX 兼)
やま もり み え こ 山 森 美枝子	920-0371	下安原町西 299	249-3394 (FAX 兼)
なか たに けん そう 中 谷 賢 宗	920-0953	涌波 1-3-22	263-1603
なか むら よし こ 中 村 良 子	921-8033	寺町 3-1-14	244-0125
みや じま ふみ こ 宮 嶋 文 子	920-0015	諸江町上丁 1 3 6 番地 1	090-9443-6930
うら た せつ こ 浦 田 節 子	920-0813	御所町 1-135	253-2736

地区民生委員・児童委員協議会所在地一覧

地区名	所 在 地	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
野 町	野 町 会 館	921-8031	野町 3 丁目 11-1	241-3204	241-3204
中 村	中 村 会 館	921-8022	中村町 10-35	247-4447	247-4447
十一屋	平 和 町 会 館	921-8105	平和町 2 丁目 12-35	244-1132	244-1132
弥 生	弥 生 公 民 館	921-8036	弥生 1 丁目 29-13	243-7560	236-2237
泉 野	第 四 善 隣 館	921-8034	泉野町 1 丁目 1-25	241-3316	241-3316
新 堅	新 堅 会 館	920-0971	鱗町 62	231-0258	231-0260
菊 川	永 井 善 隣 館	920-0967	菊川 2 丁目 8-13	265-6053	265-6053
小立野	小 立 野 文 化 会 館	920-0942	小立野 4 丁目 7-51	264-0004	221-0809
材 木	材木善隣館交流センター	920-0921	材木町 13-40	222-1380	222-1380
味噌蔵	第 三 善 隣 館	920-0932	小将町 8-23	221-0962	221-0961
長 町	長 町 公 民 館	920-0865	長町 2-2-16	231-5730	231-5734
松ヶ枝	瀧 川 佳 子 宅	920-0961	香林坊 2-8-7	080-7249-0212	221-2136
長土堀	長 土 堀 こ ど も 園	920-0865	長町 3 丁目 11-17	231-1755	231-1755
芳 斉	吉 本 忠 則 宅	920-0862	芳斉 2-14-6	221-7834	221-7801
長 田	長 田 会 館	920-0043	長田 1 丁目 5-50	223-8400	254-5881

地区名	所在地	郵便番号	住所	電話番号	F A X
此花	此花会館	920-0852	此花町2-7	221-0938	221-0938
瓢箪	瓢箪町公民館	920-0901	彦三町2丁目10-5	221-1476	221-1522
馬場	宮保悦子宅	920-0831	東山2丁目8-11	251-0993	251-0993
浅野	浅野町福祉センター	920-0841	浅野本町2丁目13-12	253-0294	253-0294
森山	森山善隣館	920-0843	森山2丁目18-4	252-0817	252-3261
諸江	諸江公民館	920-0014	諸江町29-1	263-1687	263-1687
富樫	富樫公民館	921-8175	山科1丁目6-8	241-5327	241-5910
米丸	米丸校下社会福祉協議会	921-8016	東力町ハ284	291-2947	291-2945
三馬	会館みんま	921-8164	久安6丁目59-1	243-2734	243-2808
崎浦	崎浦公民館	920-0942	小立野2丁目41-36	231-6851	263-5842
小坂	野間神社	920-0811	小坂町東1	252-3031	252-3007
鞍月	鞍月文化会館	920-8214	直江南1-1	254-5425	254-5426
浅野川	浅野川公民館	920-0210	大河端西1-96	238-3680	238-3680
栗崎	栗崎文化センター	920-0226	栗崎町1丁目3	238-3072	238-3072
大野	大野町公民館	920-0331	大野町1丁目8-5	268-3896	268-3896
戸板	戸板会館	920-0068	戸板1-2	223-8040	231-5146
大徳	大徳公民館	920-0342	畝田西1丁目201	268-5611	268-3533
金石	金石会館	920-0316	金石通町3-14	267-2774	267-7358
二塚	二塚公民館	920-0367	北塚町西98	249-3474	240-4254
川北	大浦公民館	920-0205	大浦町ヌ93-1	238-5845	238-5846
内川	内川公民館	920-1346	三小牛町20-1-10	247-2263	247-2240
犀川	犀川公民館	920-1302	末町6-67-1	229-0949	229-0944
安原	安原公民館	920-0376	福増町北1067	249-0772	249-0772
湯涌	湯涌公民館	920-1129	芝原町イ59	235-1852	235-1852
額	額公民館	921-8145	額谷3丁目1-1	259-6666	296-1717
押野	押野公民館	921-8064	八日市2丁目464	247-0856	247-9030
浅川	田上公民館	920-1156	田上の里2丁目3	222-4422	222-4422
森本	森本市民センター	920-3116	南森本ヌ33	258-1130	258-4565
伏見台	伏見台公民館	921-8151	窪5丁目675	243-3341	243-3341
夕日寺	山根久美子宅	920-0821	山王町1-157	252-3642	252-3642

地区名	所在地	郵便番号	住所	電話番号	FAX
長坂台	新田川美香宅	921-8115	長坂台6-14	242-8274	242-8274
千坂	福島恵子宅	920-0004	疋田町口117	258-4520	258-4520
新神田	新神田公民館	921-8013	新神田1丁目1-18	291-0025	291-0259
西	西公民館	920-0024	西念2丁目34-9	262-6716	262-3185
西南部	西南部児童館	921-8063	八日市出町815	240-3878	240-3878
三和	三和文化会館	921-8065	上荒屋4-82	240-7530	240-7530
米泉	米泉公民館	921-8044	米泉町8丁目126	241-8924	247-1909
扇台	扇台公民館	921-8141	馬替1丁目29-1	296-0606	296-8588
四十万	笠川弘子宅	921-8135	四十万4丁目181-1	298-1237	208-3608

関係機関・各団体等

名称	所在地	電話番号	FAX
金沢公共職業安定所 (ハローワーク金沢)	金沢市鳴和1-18-42	253-3033	200-6029
石川障害者職業能力開発校	野々市市末松2-245	248-2235	248-2236
石川障害者職業センター	金沢市彦三町1-2-1 アソルティ金沢彦三2F	225-5011	225-5017
金沢市シルバー人材センター	金沢市二口町ニ24-5	222-2411	224-0774
金沢県税事務所	金沢市幸町12-1	263-8836	263-8841
金沢税務署	金沢市西念3-4-1	261-3221	—
こども相談センター (金沢市児童相談所)	金沢市富樫3-10-1	243-4158	243-1123
石川中央保健福祉センター福祉相談部	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	223-9552	223-9563
石川県中央児童相談所	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	223-9553	223-9563
石川県身体障害者更生相談所	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	223-9557	223-9563
石川県知的障害者更生相談所	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	223-9557	223-9563
石川県社会福祉協議会	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館内	224-1212	222-8900
金沢市社会福祉協議会	金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	231-3571	231-3560
金沢健康福祉財団	金沢市大手町3-23 金沢健康プラザ大手町西館内	260-0071	222-0025
金沢市泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6-15-5	242-1131	242-8037

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
金沢市元町福祉健康センター	金沢市元町 1-12-12	251-0200	251-5704
金沢市駅西福祉健康センター	金沢市西念 3-4-25	234-5103	234-5104
金 沢 北 年 金 事 務 所	金沢市三社町 1-43	233-2021	263-9333
金 沢 南 年 金 事 務 所	金沢市泉が丘 2-1-18	245-2311	243-4933
金沢市身体障害者団体連合会	金沢市高岡町 7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	262-6660	262-6660
(社福)金沢手をつなぐ親の会	金沢市高岡町 7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	261-7840	261-7830
石川県筋ジストロフィー協会 金沢支部	金沢市平和町 2-15-40 県住40-104	245-6130	245-6130
石川県脊髄損傷者協会 金沢支部	金沢市八日市 4-403 八日市住宅108	090-3766-5286 240-6980	240-6980
金 沢 市 視 覚 障 害 者 協 会	金沢市芳斉 1-15-26	222-8782	222-1831
金沢市脳卒中リハビリテーション友の会	金沢市高岡町 7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	234-5689	—
金 沢 市 聴 力 障 害 者 福 祉 協 会	金沢市高岡町 7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	233-7729	233-9011
(NPO)難聴と共に歩む親子の会	金沢市三池町182-5	251-1371	251-1371
金沢方式研究会(代表者宅)	金沢市本多町 3-1-10 石川県社会福祉会館内	224-6126	224-6126
石川県肢体不自由児協会 金沢支部	金沢市本多町 3-1-10 石川県社会福祉会館内	224-6126	224-6126
石 川 県 自 閉 症 協 会 (代 表 者 宅)	金沢市木越 1丁目374	257-1327	257-1327
金沢市肢体障害者福祉協会(代表者宅)	金沢市大友町ハ92-8	237-5723	—
金沢市精神障害者家族連合会(代表者宅)	金沢市百坂町ホ13-3	080-6354-7631	—
金 沢 市 障 害 者 施 策 推 進 協 議 会	金沢市広坂 1-1-1 (障害福祉課内)	220-2289	232-0294
苦 情 解 決 等 専 門 委 員 会	金沢市広坂 1-1-1 (障害福祉課内)	220-2289	232-0294
金 沢 市 障 害 者 自 立 支 援 協 議 会	金沢市広坂 1-1-1 (障害福祉課内)	220-2289	232-0294
石 川 県 難 聴 者 協 会 (代 表 者 宅)	金沢市池田町立丁14	—	231-4742
(公益社団法人) 日本オストミー協会石川県支部 虹の会	金沢市河原市町 1 越屋メディカルケア(株) 2階	255-1220	255-2322
(公益社団法人) 日本リウマチ友の会石川支部(代表者宅)	金沢市諸江町22-16	261-7914	261-7914
石 川 盲 ろ う 者 友 の 会	金沢市本多町 3-1-10 石川県社会福祉 会館 1階 石川県聴覚障害者協会内	232-5205	232-5205
(NPO) ア イ メ イ ト ク ラ ブ 石 川	金沢市保古 2-53-1	269-8944	269-8943

■索引■

【援護を実施する機関】

石川県身体障害者更生相談所	2
石川県知的障害者更生相談所	5
石川県こころの健康センター（精神保健福祉センター）	9
金沢市教育プラザこども相談センター	10
苦情解決等専門委員会	3
身体障害者相談員	3
精神障害者相談員	10
知的障害者相談員	6
電話相談	10
福祉健康センター	9
福祉事務所	2
民生委員・児童委員	3

【関係団体】

精神障害者家族会・アルコール自助グループ	15
----------------------	----

【暮らしのあらまし】

IRいしかわ鉄道の割引	63
NHK 放送受信料の減免	68
NTT西日本 各種福祉サービス	84
オストメイト社会適応訓練事業	83
音声機能障害者発声訓練事業	82
金沢メルシーキャブサービス	72
紙おむつの給付	60
車いすの貸出	80
携帯電話の割引	67
航空運賃の割引	65
視覚障害者用ワードプロセッサ共同利用制度	60
失語症者言語訓練事業	83
私鉄運賃の割引	64
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	79
手話奉仕員・要約筆記者養成事業	83
障害者福祉バス	75
障害のある方に対する施設入場料割引状況一覧	69
「障害のあるひとの作品展」	81
身体障害者介助用自動車改造費助成	77
JR旅客運賃の割引	63
自動車改造費助成	76
自動車運転免許取得費助成	77
生活訓練事業	80
選挙「点字投票・代理投票」	81
選挙「郵便等による不在者投票制度」	80
タクシー運賃の障害者割引	74

中軽度難聴児の補聴器の購入費用の助成	60
駐車禁止除外指定	78
テレビ広報字幕入り DVD（ビデオ）	61
点字図書・録音図書貸し出し事業	82
点字版・録音版・拡大活字版広報	60
統合保育	62
日常生活用具の給付	52
日常生活用具の貸与	59
119 番通報システム「Net119」	61
福祉タクシー乗車券	72
福祉タクシーを利用できる会社一覧	73
福祉有償運送サービス	75
HELPカード、ヘルプマーク	61
北陸鉄道バス・電車運賃の割引	64
補装具の交付	49
盲人ガイドヘルパーネットワーク事業	82
盲導犬の給付	82
郵送貸出制度	83
有料道路の通行料金割引	65

【健康と医療】

育成医療	101
親子療育のつどい	114
温泉療養	111
金沢市近郊精神科病院・診療所一覧	12
金沢市すこやか生活リハビリ教室	115
緊急通報装置設置事業	113
後期高齢者医療制度	108
更生医療	100
産科医療補償制度	108
歯科治療	115
小児慢性特定疾病医療	102
寝具の洗濯乾燥サービス	113
心身障害者医療費助成	107
水泳療育訓練・ダウン症児親子水泳教室	114
精神科救急医療体制整備事業	13
精神通院医療	101
特定医療（指定難病）	103
ほほえみスポーツフェスタ金沢	113
理髪・美容カットサービス事業	114
療育訓練（あゆみ療育の会）	115

【資金の貸付け】

勤労者小口資金融資制度	133
-------------	-----

生活福祉資金貸付制度	130
------------	-----

【施設】

金沢市教育プラザ	135
金沢市障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」	134
金沢市障害児通園施設「ひまわり教室」	134
金沢市内の施設	136
金沢市松ヶ枝福祉館	135
金沢福祉用具情報プラザ	135
地域活動支援センター	134

【就学】

特別支援学級・通級指導教室	116
特別支援学校	119
特別支援教育就学奨励費の支給	121

【就労と職業訓練】

安定雇用促進奨励金	128
石川障害者職業センター	123
石川障害者職業能力開発校	124
金沢市障害者職業訓練奨励金	126
金沢障害者就業・生活支援センター	127
継続雇用奨励金	128
施設で作業をしたい方	129
就労支度援護	122
障害者雇用定着促進事業	127
障害者就労促進事業	129
障害のある方の職業相談	122
職場適応訓練	127

【障害者総合支援法のあらまし】

サービス等利用計画・障害児支援利用計画	46
サービス利用の流れ	45
障害者総合支援法の全体像	42
地域生活支援事業	47
利用者負担	43

【住まい】

公営住宅入居	98
障害のある方のための住まい（施設）	99
住宅改造費助成	98

【生活の保障】

厚生年金	24
------	----

国民年金	17
歳末見舞金	38
障害者虐待の防止	41
障害児福祉手当	27
心身障害者扶養共済	34
児童扶養手当	32
生活困窮者自立相談支援事業	38
生活保護制度	37
成年後見制度	40
特別障害給付金	26
特別障害者手当	28
特別児童扶養手当	30
日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）	39
年金を受給するには	17
福祉定期預金	36
扶養共済加入者助成	36

【制度のあらまし】

身体障害者制度	1
身体障害者手帳	1
身体障害者手帳の再交付	1
精神障害者制度	7
精神障害者保健福祉手帳	7
知的障害者制度	4
療育手帳	4

【税金】

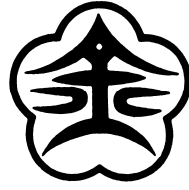
障害のある方に関する所得税及び市・県民税の控除	89
心身障害者扶養共済掛金の控除	90
自動車にかかる諸税の免税	91
相続税の障害者控除	91
非課税とされる給付金等	91

【集い・憩うこと】

社会的ひきこもりの方のグループ活動	15
精神科デイケア（健康保険対象）	14
地域活動支援センター	14

【参考資料】

関係機関・各団体等	156
障害者相談員名簿	152
身体障害者障害程度等級表	148
地区民生委員・児童委員協議会所在地一覧	154



金 沢 市 民 憲 章

金沢を愛するわたくしたちは、兼六園の四季のいろどり，犀川・浅野川の清い流れ，山や街の豊かな緑，かおり高い伝統文化を誇りとし、希望と活力にみちたはたらく基盤と，創造性あふれる教育・文化の華さくまちづくりにつとめます。

- 1 ひ ら こ う 世界と未来に 心 の 窓 を
- 1 め ざ そ う いきいきと明るい 暮らしの創造を
- 1 ま も ろ う 美 し い 心 と ふるさとの自然を
- 1 つ な ご う みんなの力で まちづくりの手を
- 1 き ず こ う 個性ゆたかな あすの金沢を

身体・知的・精神に 障害がある方の便利帳

令和 3 年 8 月 発行

編集発行	金沢市福祉局障害福祉課
------	-------------

表紙絵 本山優子

